

公的年金財政状況報告—平成 27 年度—

第 2 章（案）

第2章 財政状況

2-0 本章では、第1節で被保険者の現状及び推移、第2節で受給権者の現状及び推移を述べた後、これらを踏まえ、第3節で公的年金各制度の財政収支の現状及び推移、第4節で財政指標（年金扶養比率、総合費用率等）の現状及び推移について述べる。

第1節 被保険者の現状及び推移

2-1-1 本節における被保険者の現状及び推移については、被用者年金の一元化を踏まえたものとしているが、平成27(2015)年10月以前の数値については、一元化前の各制度における数値である。

1 被保険者数

2-1-2 平成27(2015)年度末の被保険者数は、**図表2-1-1**に示すとおり、公的年金制度全体で6,712万人であり、うち、厚生年金の被保険者が4,129万人、国民年金第1号被保険者が1,668万人、国民年金第3号被保険者が915万人である。

厚生年金の被保険者の種別別では、第1号被保険者（民間被用者）が3,686万人、第2号被保険者（国家公務員）が106万人、第3号被保険者（地方公務員）が283万人、第4号被保険者（私立学校教職員）が53万人となっている。

図表2-1-1 被保険者数の推移

| 年度末 | 厚生年金 | | | | | | | 国民年金 | | | 公的年金 制度全体 ①+②+③ |
|------------|--------|------------|-------|-----|------------------|------------------|--------------------|----------|---------|----------|-----------------------|
| | 計 ① | 第1号(民間被用者) | | | 第2号 国家 公務員 | 第3号 地方 公務員 | 第4号 私立学校 教職員 | 第1号 ② | 第2号 | 第3号 ③ | |
| | | 旧三共済 | 旧農林年金 | | | | | | | | |
| 平成(西暦) | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 |
| 7(1995) | 38,648 | 32,808 | 467 | 509 | 1,125 | 3,339 | 400 | 19,104 | 3,865万人 | 12,201 | 69,952 |
| 12(2000) | 37,423 | 32,192 | | 467 | 1,119 | 3,239 | 406 | 21,537 | 3,742万人 | 11,531 | 70,491 |
| 17(2005) | 37,621 | 33,022 | | | 1,082 | 3,069 | 448 | 21,903 | 37,052 | 10,922 | 70,447 |
| 22(2010) | 38,829 | 34,411 | | | 1,055 | 2,878 | 485 | 19,382 | 37,914 | 10,046 | 68,258 |
| 23(2011) | 38,924 | 34,515 | | | 1,059 | 2,858 | 492 | 19,044 | 37,917 | 9,778 | 67,747 |
| 24(2012) | 39,116 | 34,717 | | | 1,057 | 2,842 | 499 | 18,637 | 37,934 | 9,602 | 67,356 |
| 25(2013) | 39,667 | 35,273 | | | 1,055 | 2,832 | 507 | 18,054 | 38,315 | 9,454 | 67,175 |
| 26(2014) | 40,395 | 35,985 | | | 1,061 | 2,831 | 517 | 17,420 | 38,843 | 9,319 | 67,134 |
| 27(2015) | 41,289 | 36,864 | | | 1,064 | 2,832 | 529 | 16,679 | 39,516 | 9,151 | 67,119 |
| 対前年度増減率(%) | | | | | | | | | | | |
| 17(2005) | 1.3 | 1.6 | | | △0.4 | △1.3 | 1.5 | △1.2 | 1.3 | △0.6 | 0.2 |
| 22(2010) | 0.4 | 0.5 | | | 1.1 | △1.0 | 1.4 | △2.4 | 0.3 | △1.6 | △0.7 |
| 23(2011) | 0.2 | 0.3 | | | 0.4 | △0.7 | 1.6 | △1.7 | 0.0 | △2.7 | △0.7 |
| 24(2012) | 0.5 | 0.6 | | | △0.2 | △0.5 | 1.3 | △2.1 | 0.0 | △1.8 | △0.6 |
| 25(2013) | 1.4 | 1.6 | | | △0.2 | △0.4 | 1.6 | △3.1 | 1.0 | △1.5 | △0.3 |
| 26(2014) | 1.8 | 2.0 | | | 0.5 | △0.0 | 2.0 | △3.5 | 1.4 | △1.4 | △0.1 |
| 27(2015) | 2.2 | 2.4 | | | 0.3 | 0.0 | 2.3 | △4.3 | 1.7 | △1.8 | △0.02 |

注1 国民年金第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

注2 第1号厚生年金(民間被用者)の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注3 65歳以上の厚生年金被保険者のうち老齢・退職年金などの受給権がある者は国民年金第2号被保険者とならないため、厚生年金計の被保険者数①に国民年金第1号被保険者数②及び国民年金第3号被保険者数③を加えたものが公的年金制度全体の被保険者数となる。

2-1-3 平成 27(2015)年度は、厚生年金の被保険者が増加する一方、国民年金第 1 号被保険者及び国民年金第 3 号被保険者は減少し、公的年金制度全体では 0.02%の減少となった。厚生年金では、いずれの被保険者種別でも増加している。

被保険者数の推移をみると、厚生年金被保険者は増加傾向にある一方、国民年金第 1 号被保険者及び国民年金第 3 号被保険者は減少が続いており、公的年金制度全体でも減少している。これは、生産年齢人口が減少する中で被用者化が進み、国民年金第 1 号被保険者及び国民年金第 3 号被保険者から厚生年金被保険者にシフトしている影響と考えられる。

厚生年金の被保険者の種別別では、第 4 号被保険者（私立学校教職員）は一貫して増加し、第 1 号被保険者（民間被用者）も近年増加している。第 2 号被保険者（国家公務員）は減少傾向にあったが、平成 22(2010)、平成 23(2011)年度には増加、平成 24(2012)年度、平成 25(2013)年度は減少した後、平成 26(2014)年度以降再び増加している。これは中央省庁の合理化の一方で、文部科学省共済組合及び厚生労働省第二共済組合の被保険者数が増加しているためである。第 3 号被保険者（地方公務員）は一貫して減少していたが、平成 27(2015)年度は僅かに増加している。

2 男女構成

2-1-4 図表 2-1-2 は、平成 27(2015)年度末の男女別被保険者数を示したものである。厚生年金の被保険者に占める女性の割合は 36.7%となっている。被保険者の種別別では、第 4 号被保険者（私立学校教職員）の女性の割合が最も大きく、5割を超えている。第 1 号被保険者（民間被用者）は 36.6%、第 2 号被保険者（国家公務員）は 24.7%、第 3 号被保険者（地方公務員）は 39.2%である。

また、国民年金の女性の割合は、第 1 号被保険者で 5割弱、第 3 号被保険者で 99%近くなっている。

図表 2-1-2 男女別被保険者数 —平成 27(2015)年度末—

| 区分 | 厚生年金 | | | | | 国民年金 | | 公的年金制度全体 |
|------|--------|------------------|------------------|------------------|--------------------|--------|-------|----------|
| | 計 | 第 1 号 〔民間被用者〕 | 第 2 号 〔国家公務員〕 | 第 3 号 〔地方公務員〕 | 第 4 号 〔私立学校教職員〕 | 第 1 号 | 第 3 号 | |
| 計 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 |
| 計 | 41,289 | 36,864 | 1,064 | 2,832 | 529 | 16,679 | 9,151 | 67,119 |
| 男性 | 26,131 | 23,376 | 801 | 1,723 | 231 | 8,590 | 108 | 34,830 |
| 女性 | 15,158 | 13,488 | 263 | 1,109 | 298 | 8,089 | 9,043 | 32,290 |
| 女性割合 | % | % | % | % | % | % | % | % |
| | 36.7 | 36.6 | 24.7 | 39.2 | 56.3 | 48.5 | 98.8 | 48.1 |

注 国民年金第 1 号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

3 年齢分布

(1) 年齢分布

2-1-5 図表 2-1-3 は、平成 27(2015)年度末の被保険者の平均年齢及び年齢分布を示したものである。また、図表 2-1-4 は、平成 27(2015)年度末の被保険者の年齢分布を図示したものである。平均年齢は、厚生年金は 43.1 歳、国民年金第 1 号被保険者は 39.3 歳、国民年金第 3 号被保険者は 43.9 歳である。

厚生年金の被保険者の種別別では、第 1 号被保険者（民間被用者）と第 3 号被保険者（地方公務員）が 43.2 歳で最も高く、次いで、第 4 号被保険者（私立学校教職員）の 42.2 歳であり、第 2 号被保険者（国家公務員）は 41.4 歳で最も低い。

2-1-6 平成 27(2015)年度末における被保険者の年齢分布をみると、厚生年金計や国民年金第 3 号被保険者では 40～44 歳の年齢階級の割合が最も大きく、国民年金第 1 号被保険者では 20～24 歳の年齢階級の割合が最も大きく 2 割強を占める。

厚生年金の被保険者の種別別では、第 3 号被保険者（地方公務員）は、55～59 歳の年齢階級の割合が最も大きく、59 歳以下では 40～44 歳の年齢階級を除き年齢が若いほど割合が小さくなる分布となっている。第 4 号被保険者（私立学校教職員）は、25～29 歳の年齢階級の割合が最も大きい一方で、65 歳以上が 4.2%と他の被保険者種別に比べて大きい。また、第 4 号被保険者（私立学校教職員）の女性では、被保険者が若い年齢階級に集中しており、35 歳未満の人数がその 5 割弱を占めている。

図表 2-1-3 被保険者の年齢 -平成 27(2015)年度末-

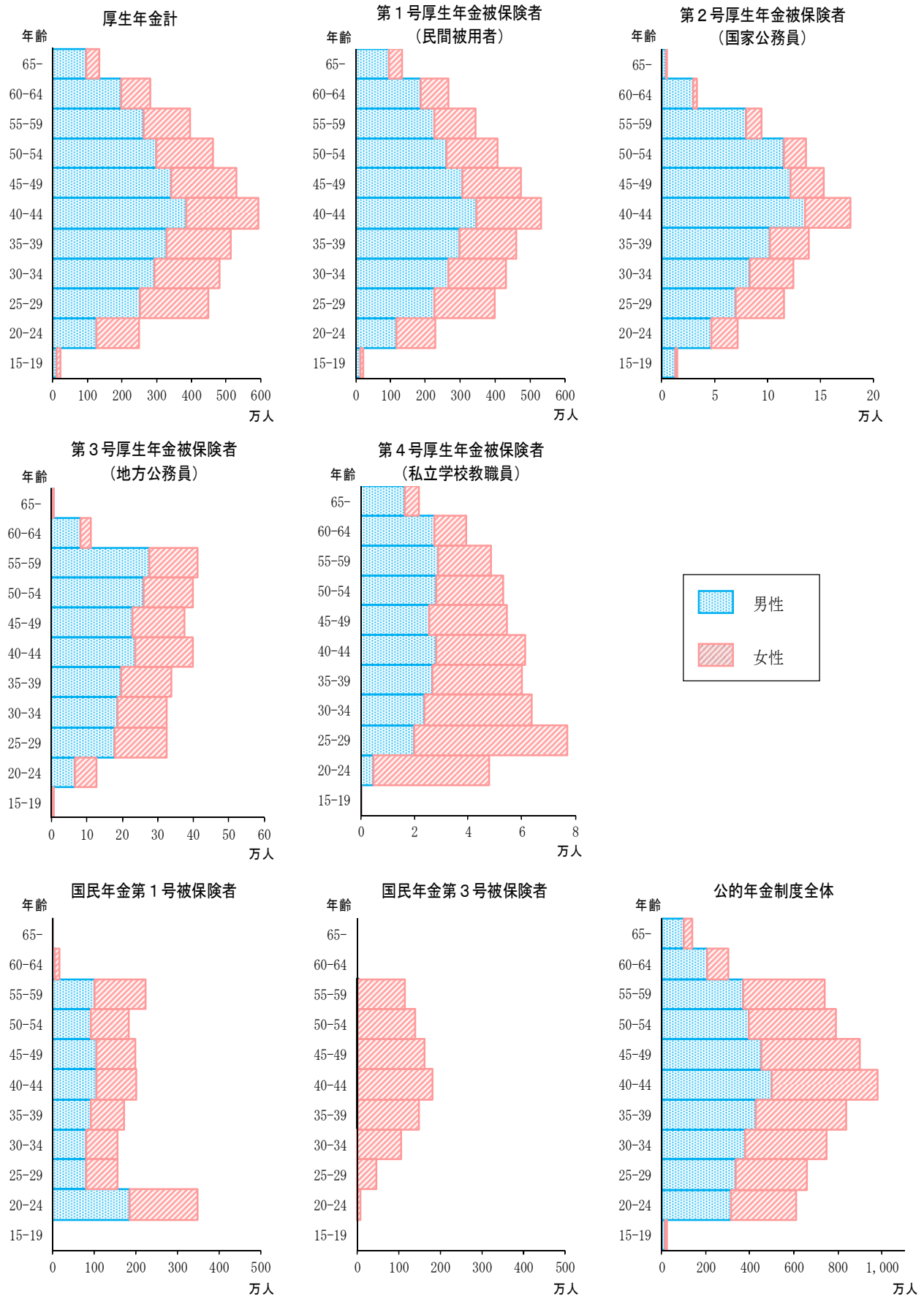
| 区分 | 厚生年金 | | | | | 国民年金 | | 公的年金 制度全体 |
|-----------|-------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------|-------|-------|--------------|
| | 計 | 第 1 号 民間 被用者 | 第 2 号 国家 公務員 | 第 3 号 地方 公務員 | 第 4 号 私立学校 教職員 | 第 1 号 | 第 3 号 | |
| 平均年齢 | 歳 | 歳 | 歳 | 歳 | 歳 | 歳 | 歳 | 歳 |
| 計 | 43.1 | 43.2 | 41.4 | 43.2 | 42.2 | 39.3 | 43.9 | 42.3 |
| 男性 | 44.0 | 44.0 | 42.5 | 44.1 | 47.0 | 38.8 | 46.9 | 42.7 |
| 女性 | 41.8 | 41.9 | 38.1 | 41.8 | 38.4 | 39.8 | 43.8 | 41.9 |
| 年齢分布(男女計) | % | % | % | % | % | % | % | % |
| 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 20歳未満 | 0.6 | 0.6 | 1.4 | 0.2 | 0.0 | ・ | ・ | 0.3 |
| 20～24歳 | 6.1 | 6.1 | 6.7 | 4.5 | 9.1 | 21.0 | 1.0 | 9.1 |
| 25～29歳 | 10.9 | 10.8 | 10.9 | 11.5 | 14.6 | 9.4 | 5.3 | 9.8 |
| 30～34歳 | 11.7 | 11.7 | 11.7 | 11.5 | 12.0 | 9.5 | 11.6 | 11.1 |
| 35～39歳 | 12.5 | 12.5 | 13.1 | 12.0 | 11.4 | 10.3 | 16.3 | 12.5 |
| 40～44歳 | 14.4 | 14.4 | 16.7 | 14.1 | 11.6 | 12.1 | 19.9 | 14.6 |
| 45～49歳 | 12.9 | 12.8 | 14.4 | 13.3 | 10.4 | 12.1 | 17.9 | 13.4 |
| 50～54歳 | 11.3 | 11.0 | 12.8 | 14.1 | 10.1 | 11.1 | 15.3 | 11.8 |
| 55～59歳 | 9.7 | 9.3 | 8.8 | 14.6 | 9.2 | 13.4 | 12.7 | 11.0 |
| 60～64歳 | 6.9 | 7.2 | 3.1 | 3.9 | 7.5 | 1.1 | ・ | 4.5 |
| 65歳以上 | 3.3 | 3.6 | 0.4 | 0.2 | 4.2 | 0.1 | ・ | 2.0 |

注 1 国民年金第 1 号被保険者には任意加入被保険者を含む。

注 2 第 1 号厚生年金（民間被用者）の坑内員・船員は男性に計上している。

注 3 平均年齢は、年度末の年齢（月数を考慮しないベース）を単純に平均した値に 0.5 を加えた数値である。

図表 2-1-4 被保険者の年齢分布 —平成 27(2015)年度末—



注 国民年金第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

(2) 年齢分布の変化

2-1-7 図表 2-1-5 は、被保険者の年齢分布について、この5年間の変化をみるために、平成 27(2015)年度末の年齢階級別被保険者数を、平成 22(2010)年度末の年齢階級別被保険者数と比較したものである。

2-1-8 厚生年金計の男性では、最も割合が大きい年齢階級が 35～39 歳から 40～44 歳にシフトしているが、これは団塊ジュニア世代の年齢が 5 歳高くなった影響が考えられる。また、45～54 歳の各年齢階級の被保険者数が増加している。厚生年金計の女性では、40 歳以上の各年齢階級の被保険者数が増加している。また、男女ともに 65 歳以上の被保険者数が増加している。65 歳以上の被保険者数を人口¹比でも、男性が 4.2%から 5.8%に、女性が 1.2%から 1.8%になっており、65 歳以上の雇用が進展していることが伺える。

2-1-9 第 1 号厚生年金被保険者（民間被用者）については、その数が厚生年金被保険者の約 9 割を占めるため、厚生年金計とほぼ同様の变化である。

2-1-10 第 2 号厚生年金被保険者（国家公務員）の男性では、最も割合が大きい年齢階級が 35～39 歳から 40～44 歳にシフトし、20～39 歳の各年齢階級の被保険者数が減少している。第 2 号厚生年金被保険者（国家公務員）の女性では、40 歳以上の各年齢階級の被保険者数が増加している。第 1 号厚生年金被保険者（民間被用者）と異なり、65 歳以上の被保険者数にはほとんど変化が見られない。

2-1-11 第 3 号厚生年金被保険者（地方公務員）では、男女ともに、20～29 歳の各年齢階級で被保険者数が増加し、35～39 歳及び 45～59 歳の各年齢階級で被保険者数が減少している。男女ともに 65 歳以上の被保険者数にはほとんど変化が見られないのは、第 2 号厚生年金被保険者（国家公務員）と同様である。

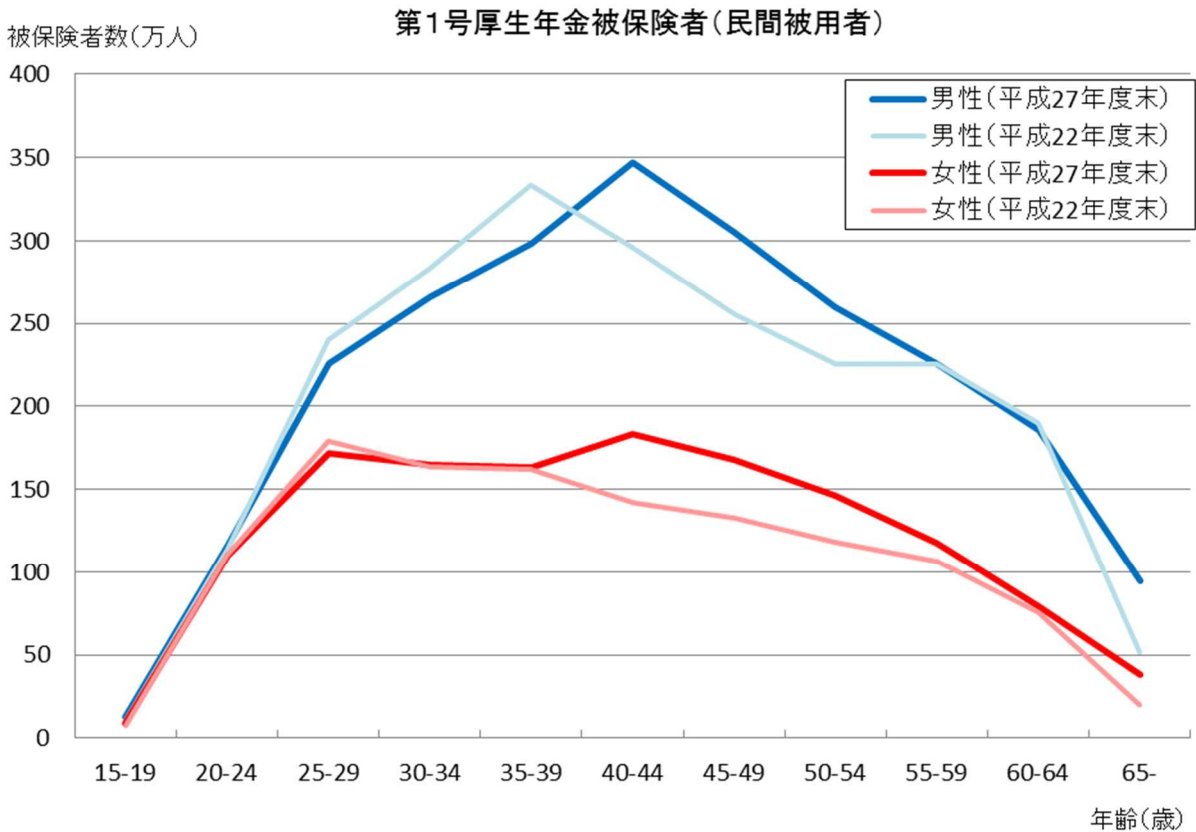
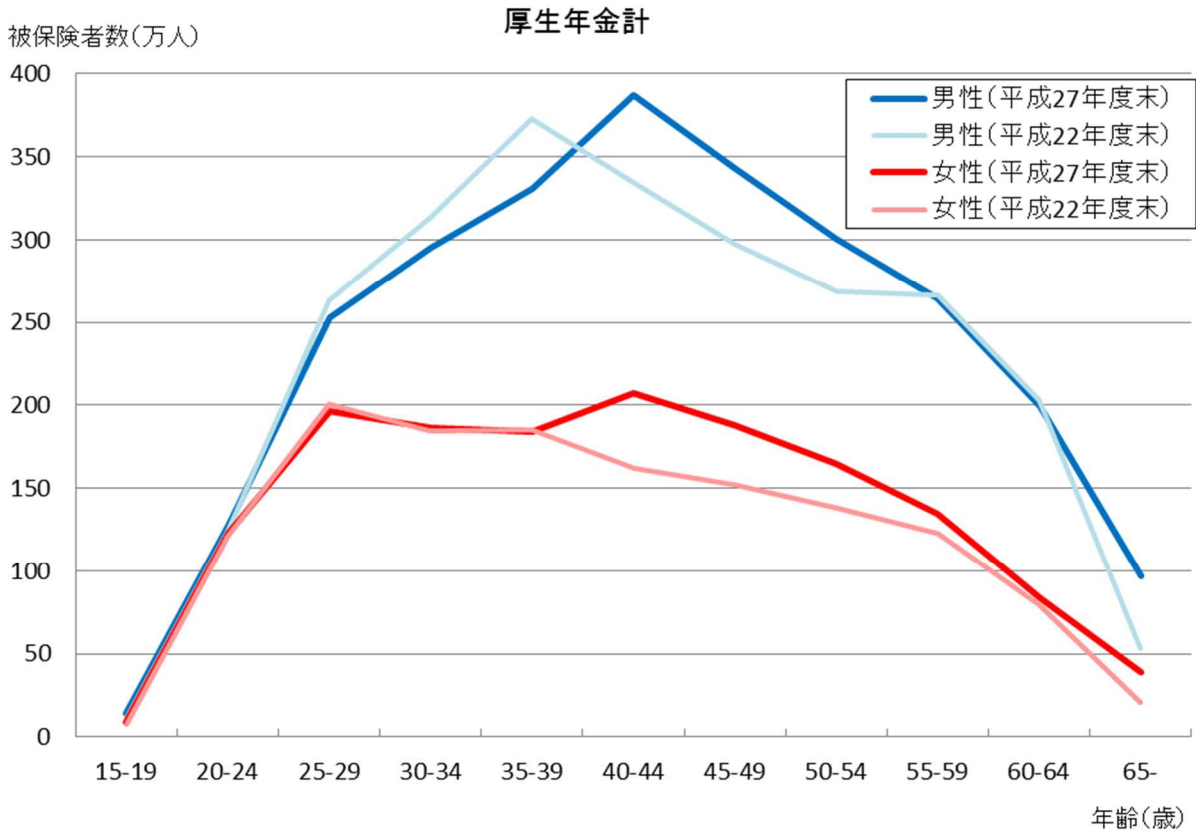
2-1-12 第 4 号厚生年金被保険者（私立学校教職員）の男性では、この 5 年間では大きな変化はみられない。第 4 号厚生年金被保険者（私立学校教職員）の女性では、30 歳以上の被保険者数が増加している。また、65 歳以上の被保険者数は男女ともに増加している。

2-1-13 国民年金第 1 号被保険者では、男女ともに、45～49 歳の年齢階級以外の被保険者数が減少し、特に 39 歳以下と 55～59 歳の年齢階級で大きく減少している。

2-1-14 国民年金第 3 号被保険者の女性では、最も割合が大きい年齢階級が 35～39 歳から 40～44 歳にシフトし、40～49 歳の各年齢階級以外の被保険者数が減少している。

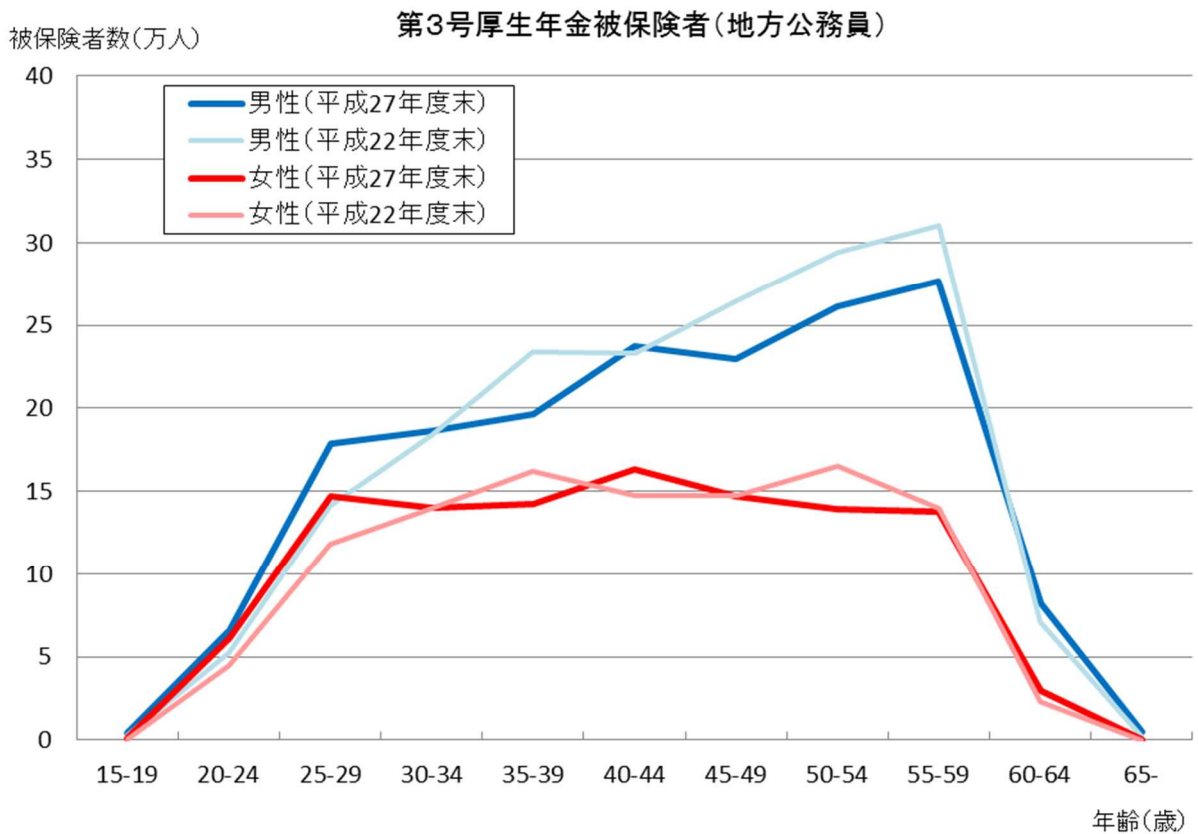
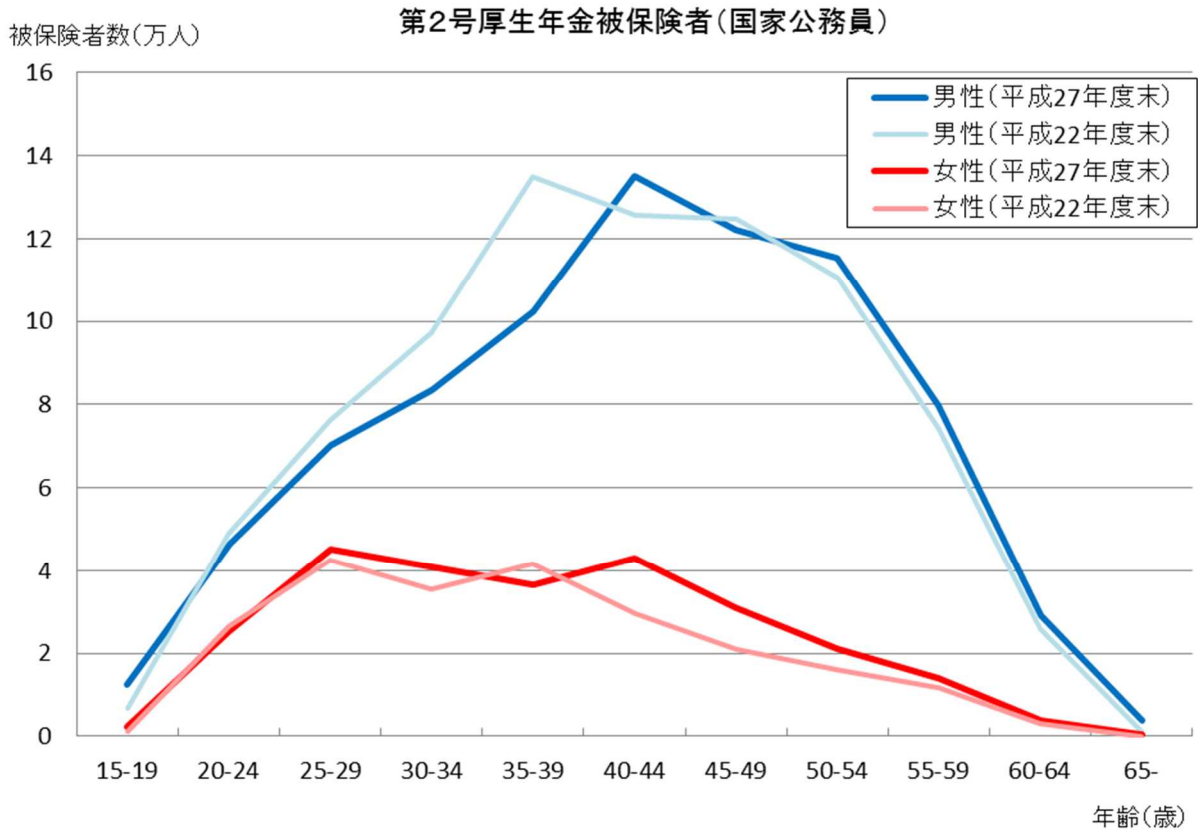
¹ 人口は、総務省統計局「人口推計」による平成 23(2011)年 4 月 1 日現在及び平成 28(2016)年 4 月 1 日現在の総人口である。

図表 2-1-5 被保険者の年齢分布の変化



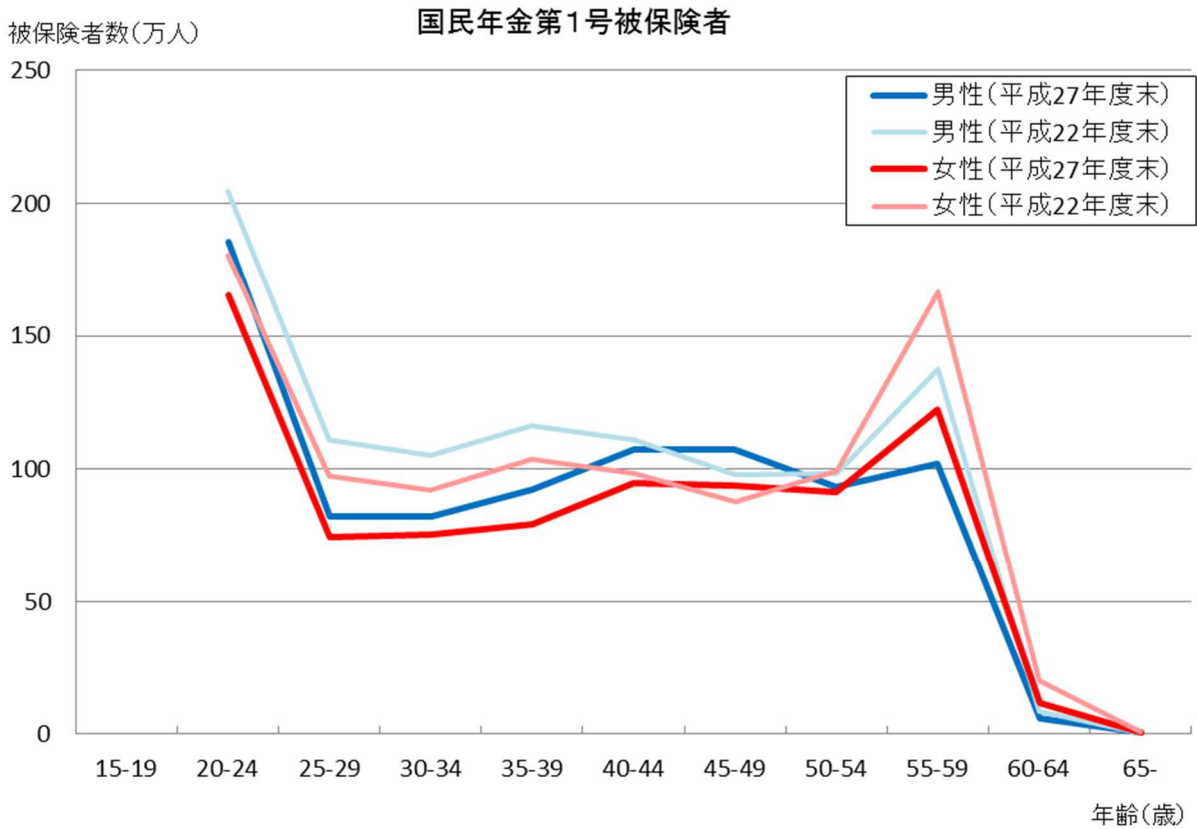
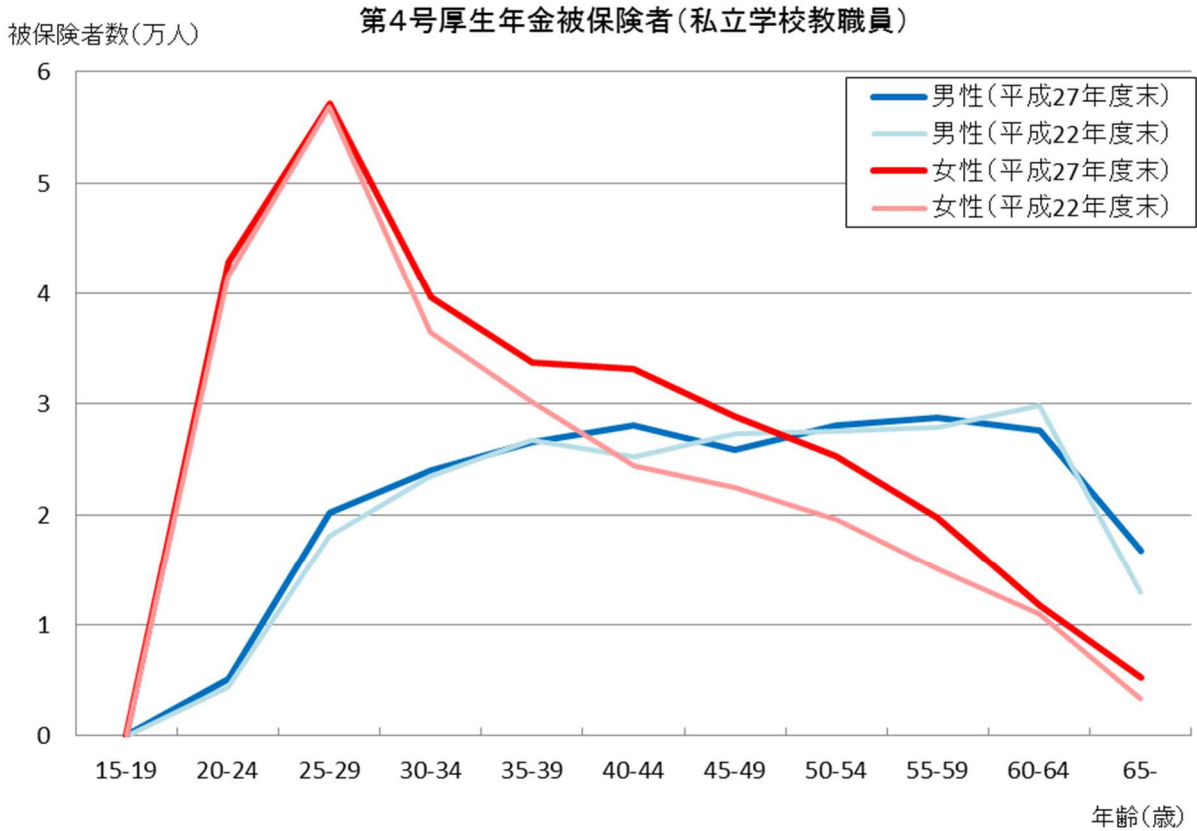
【次頁へ続く】

図表 2-1-5 被保険者の年齢分布の変化（続き）



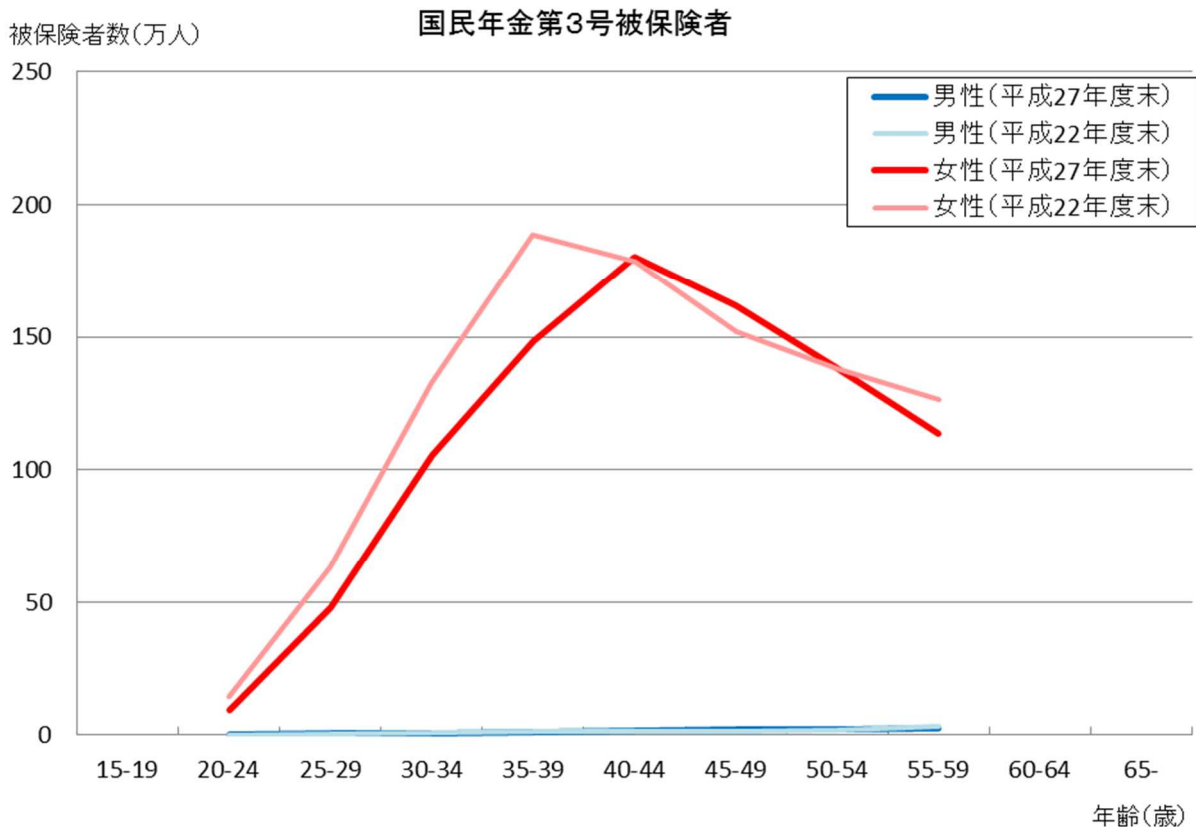
【次頁へ続く】

図表 2-1-5 被保険者の年齢分布の変化（続き）



【次頁へ続く】

図表 2-1-5 被保険者の年齢分布の変化（続き）



4 厚生年金の1人当たり標準報酬額

2-1-15 平成 27(2015)年度末の厚生年金の1人当たり標準報酬額(賞与を含む総報酬ベース・月額)²は、図表 2-1-6 に示すとおり、厚生年金計では 38.3 万円である。被保険者の種別別では、最も高いのは第3号被保険者(地方公務員)の 54.7 万円、次いで第2号被保険者(国家公務員)の 53.9 万円、第4号被保険者(私立学校教職員)の 46.5 万円、第1号被保険者(民間被用者)の 36.5 万円の順となっている。

この1人当たり標準報酬額(賞与を含む総報酬ベース・月額)の推移をみると、厚生年金計では 0.3%増加している。被保険者の種別別にみると、第1号被保険者(民間被用者)と第2号被保険者(国家公務員)は増加し、第3号被保険者(地方公務員)と第4号被保険者(私立学校教職員)は減少している。第2号被保険者(国家公務員)の増加率が比較的大きいことについては、平成 25(2013)年度までの国家公務員の給与の特例減額³の終了が標準報酬月額に反映されたのが、定時決定が適用される平成 26(2014)年9月であったことが影響している。

² 1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額)は、総報酬ベースの標準報酬総額(年度間累計)を年度間平均被保険者数で除した額(月額)である。

³ 平成 24(2012)年4月から2年間、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」により給与減額の措置が講じられた。

また、第3号被保険者（地方公務員）については、平成27(2015)年10月の被用者年金一元化前の地共済では、時間外勤務手当を始めとする諸手当を含まない「給料月額」をベースに掛金や年金額を算定する仕組みであったが、他制度と比較するために、給料月額を一律に1.25倍したものを標準報酬月額とみなしている。被用者年金一元化後は第3号被保険者（地方公務員）も標準報酬制となったが、ここでの対前年度増減率には、その変更の影響が含まれることに留意が必要である。

図表 2-1-6 厚生年金の1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額)の推移

| 年度 | 厚生年金計 | 第1号 (民間被用者) | 第2号 (国家公務員) | 第3号 (地方公務員) | 第4号 (私立学校教職員) |
|------------|---------|----------------|----------------|----------------|------------------|
| 平成(西暦) | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 17(2005) | 399,171 | 374,238 | 545,501 | 602,790 | 490,336 |
| 22(2010) | 379,564 | 358,838 | 532,662 | 556,707 | 475,929 |
| 23(2011) | 379,618 | 359,455 | 527,366 | 553,772 | 472,464 |
| 24(2012) | 378,701 | 359,475 | 513,132 | 548,842 | 470,231 |
| 25(2013) | 378,348 | 360,540 | 511,232 | 535,004 | 467,764 |
| 26(2014) | 382,375 | 363,465 | 531,618 | 551,204 | 466,808 |
| 27(2015) | 383,396 | 365,096 | 538,909 | 547,209 | 464,788 |
| 対前年度増減率(%) | | | | | |
| 17(2005) | △0.3 | △0.2 | 0.4 | △0.1 | △0.6 |
| 22(2010) | △0.4 | △0.1 | △1.2 | △2.1 | △0.6 |
| 23(2011) | 0.0 | 0.2 | △1.0 | △0.5 | △0.7 |
| 24(2012) | △0.2 | 0.0 | △2.7 | △0.9 | △0.5 |
| 25(2013) | △0.1 | 0.3 | △0.4 | △2.5 | △0.5 |
| 26(2014) | 1.1 | 0.8 | 4.0 | 3.0 | △0.2 |
| 27(2015) | 0.3 | 0.4 | 1.4 | △0.7 | △0.4 |

注1 標準報酬総額(総報酬ベース)の年度間平均(被保険者一人当たり月額)である。

注2 平成27(2015)年9月までの第3号(地方公務員)の1人当たり標準報酬額は、給料月額を標準報酬月額ベースに換算して算出している。

第2章◆財政状況

2-1-16 平成27(2015)年度末の厚生年金の1人当たり標準報酬月額⁴は、**図表2-1-7**に示すとおり、厚生年金計では32.0万円である。被保険者の種別別では、第2号被保険者(国家公務員)と第3号被保険者(地方公務員)は41.5~41.6万円ではほぼ同額であり、次いで第4号被保険者(私立学校教職員)の36.2万円、第1号被保険者(民間被用者)の30.9万円となっている。

この1人当たり標準報酬月額の推移をみると、厚生年金計では0.1%減少した。被保険者の種別別では、第1号被保険者(民間被用者)と第2号被保険者(国家公務員)で増加、第3号被保険者(地方公務員)と第4号被保険者(私立学校教職員)では減少している。第3号被保険者(地方公務員)の対前年度増減率に標準報酬制への変更の影響が含まれることは**2-1-15**で述べたとおりである。

図表2-1-7 厚生年金の1人当たり標準報酬月額の推移

| 年度末 | 厚生年金計 | 第1号(民間被用者) | | 第2号 (国家公務員) | 第3号 (地方公務員) | 第4号 (私立学校教職員) |
|------------|---------|------------|---------|----------------|----------------|------------------|
| | | | 旧農林年金 | | | |
| 平成(西暦) | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 7(1995) | | 307,530 | 277,620 | 379,903 | 424,225 | 343,239 |
| 12(2000) | 333,705 | 318,688 | 295,153 | 410,007 | 458,066 | 366,349 |
| 17(2005) | 328,161 | 313,204 | | 408,832 | 454,555 | 369,808 |
| 22(2010) | 318,633 | 305,715 | | 408,814 | 431,808 | 367,359 |
| 23(2011) | 317,369 | 304,589 | | 410,861 | 428,670 | 366,072 |
| 24(2012) | 318,097 | 306,131 | | 396,555 | 426,746 | 365,461 |
| 25(2013) | 316,901 | 306,282 | | 398,127 | 410,436 | 364,137 |
| 26(2014) | 320,058 | 308,382 | | 413,568 | 425,359 | 364,181 |
| 27(2015) | 319,697 | 308,938 | | 415,229 | 415,867 | 362,371 |
| 対前年度増減率(%) | | | | | | |
| 17(2005) | △0.2 | △0.2 | | 0.6 | △0.0 | 0.0 |
| 22(2010) | 0.3 | 0.5 | | △0.4 | △0.9 | △0.2 |
| 23(2011) | △0.4 | △0.4 | | 0.5 | △0.7 | △0.4 |
| 24(2012) | 0.2 | 0.5 | | △3.5 | △0.4 | △0.2 |
| 25(2013) | △0.4 | 0.0 | | 0.4 | △3.8 | △0.4 |
| 26(2014) | 1.0 | 0.7 | | 3.9 | 3.6 | 0.0 |
| 27(2015) | △0.1 | 0.2 | | 0.4 | △2.2 | △0.5 |

注1 第1号(民間被用者)の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注2 平成26(2014)年度末までの第3号(地方公務員)の1人当たり標準報酬月額は、給料月額を標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。

⁴ 標準報酬月額と言った場合には、賞与は含まれない。

2-1-17 図表 2-1-8 は、平成 27(2015)年度の厚生年金 1 人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額）を男女別に示したものである。1 人当たり標準報酬月額男女間の差を、男性を 100 とした女性の水準でみると厚生年金計では 68.3 である。被保険者の種別別では、第 2 号被保険者（国家公務員）、第 3 号被保険者（地方公務員）がそれぞれ 79.6、89.7 と高くなっており、第 1 号被保険者（民間被用者）の 65.5、第 4 号被保険者（私立学校教職員）の 67.5 に比べて男女間の差が小さい。

図表 2-1-8 厚生年金の男女別 1 人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額）

－平成 27(2015)年度－

| 区分 | 厚生年金計 | 第1号 (民間被用者) | 第2号 (国家公務員) | 第3号 (地方公務員) | 第4号 (私立学校教職員) |
|--------------------|---------|----------------|----------------|----------------|------------------|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 計 | 383,396 | 365,096 | 538,909 | 547,209 | 464,788 |
| 男性 | 433,761 | 417,744 | 567,643 | 570,300 | 569,023 |
| 女性 | 296,412 | 273,645 | 451,824 | 511,357 | 383,924 |
| 男性を100とした 女性の水準 | 68.3 | 65.5 | 79.6 | 89.7 | 67.5 |

注 1 標準報酬総額（総報酬ベース）の年度間平均（被保険者一人当たり月額）である。

注 2 第 1 号（民間被用者）の坑内員・船員は男性に計上している。

注 3 平成 27(2015)年 9 月までの第 3 号（地方公務員）の 1 人当たり標準報酬額は、給料月額を標準報酬月額ベースに換算して算出している。

2-1-18 図表 2-1-9 は、平成 27(2015)年度末の厚生年金 1 人当たり標準報酬月額を男女別に示したものである。1 人当たり標準報酬月額の男女間の差を、男性を 100 とした女性の水準でみると、総報酬ベース（図表 2-1-8）に比べ、第 3 号被保険者（地方公務員）を除き若干高めとなっている。このことから、賞与の男女間の差に比べると毎月の給与の男女間の差の方が小さいことが伺える。

また、第 3 号被保険者（地方公務員）については、平成 27(2015)年 10 月に標準報酬制になったが、扶養手当は男性につくことが多いなど、その影響は男女別に異なる。そのため、給料月額を一律に 1.25 倍して標準報酬月額とみなしたものが半年分含まれている年度間平均の総報酬ベースの男性に対する女性の水準 89.7 に比べ、年度末の標準報酬月額の同水準は 86.8 とむしろ低くなっている。

図表 2-1-9 厚生年金の男女別 1 人当たり標準報酬月額 —平成 27(2015)年度末—

| 区分 | 厚生年金計 | 第1号 (民間被用者) | 第2号 (国家公務員) | 第3号 (地方公務員) | 第4号 (私立学校教職員) |
|--------------------|---------|----------------|----------------|----------------|------------------|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 計 | 319,697 | 308,938 | 415,229 | 415,867 | 362,371 |
| 男性 | 359,324 | 350,114 | 434,919 | 438,485 | 438,753 |
| 女性 | 251,385 | 237,574 | 355,359 | 380,736 | 303,101 |
| 男性を100とした 女性の水準 | 70.0 | 67.9 | 81.7 | 86.8 | 69.1 |

注 第 1 号（民間被用者）の坑内員・船員は男性に計上している。

5 厚生年金の標準報酬月額別被保険者数の分布

2-1-19 図表 2-1-10 は、平成 27(2015)年度末の厚生年金の標準報酬月額別被保険者数の分布を示したものである。この 5 年間の変化をみるために、平成 22(2010)年度末の分布も併せて示している。

2-1-20 厚生年金計の男性は、62 万円⁵の被保険者が最も多くなっており、他には、26～30 万円と 41 万円にピークがある分布となっている。厚生年金計の女性は、22 万円にピークがある分布となっている。平成 22(2010)年度については、地共済が給料月額ベースであったため標準報酬月額の分布はなく、結果として厚生年金計の分布もない。

2-1-21 第 1 号被保険者（民間被用者）の分布は厚生年金計の分布とほぼ同様である。平成 22(2010)年度の分布と比較すると、男女ともに、被保険者数の総数が増加する中で、13.4 万円以下を除き被保険数が増加している。

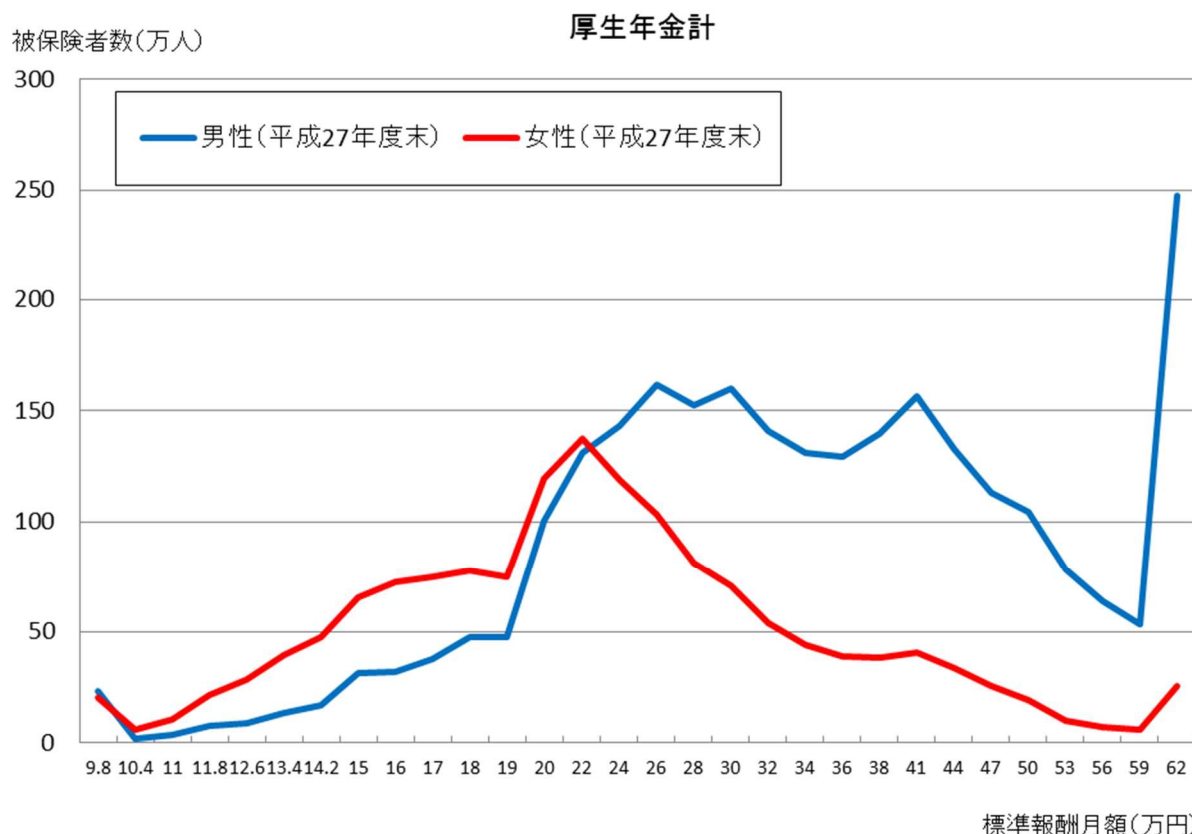
⁵ 62 万円は標準報酬月額の上限である。なお、年度末における全被保険者の標準報酬月額の平均の 2 倍に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を上回り、その状態が継続すると認められる場合には、政令で、最高等級の上に等級を追加することができることとされている。

2-1-22 第2号被保険者（国家公務員）の男性は、62万円の被保険者数が最も多くなっており、次いで44～47万円が多くなっている。第2号被保険者（国家公務員）の女性は、22～50万円に広く被保険者が分布している。平成22(2010)年度の分布と比較すると、第2号被保険者（国家公務員）の男性は、被保険者総数が減少する中で、44万円以上では増加する一方、それ以外のほとんどで減少している。ただし、14.2万円の被保険者数は大きく増加しており、これは自衛官の採用が多かった影響であると考えられる。第2号被保険者（国家公務員）の女性は、被保険者総数が増加する中で、22万円以上の被保険者数が増加している。

2-1-23 第3号被保険者（地方公務員）では、男性は47万円、女性は44万円にピークがある分布になっている。第3号被保険者（地方公務員）の分布では、男性と女性でグラフの形状が比較的似通ったものとなっていることが特徴である。平成22(2010)年度については、地共済は給料月額ベースであったため、標準報酬月額の分布はない。

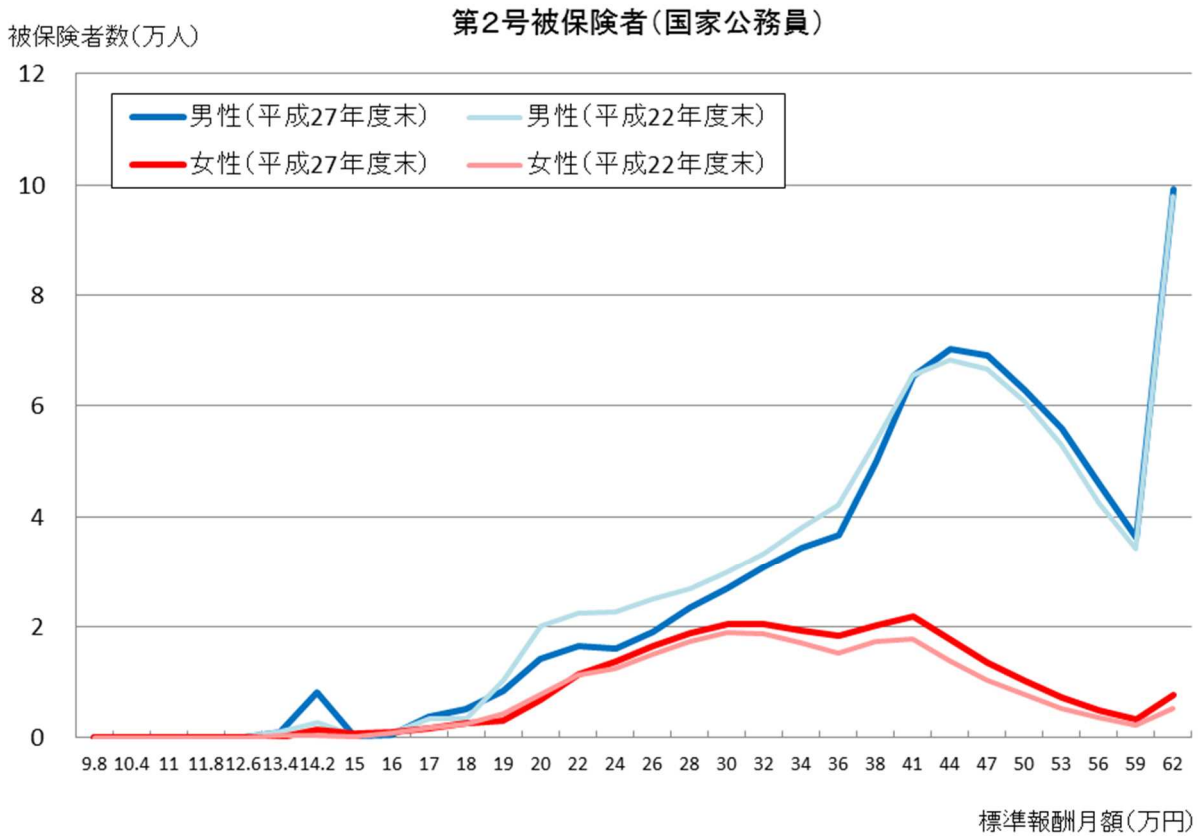
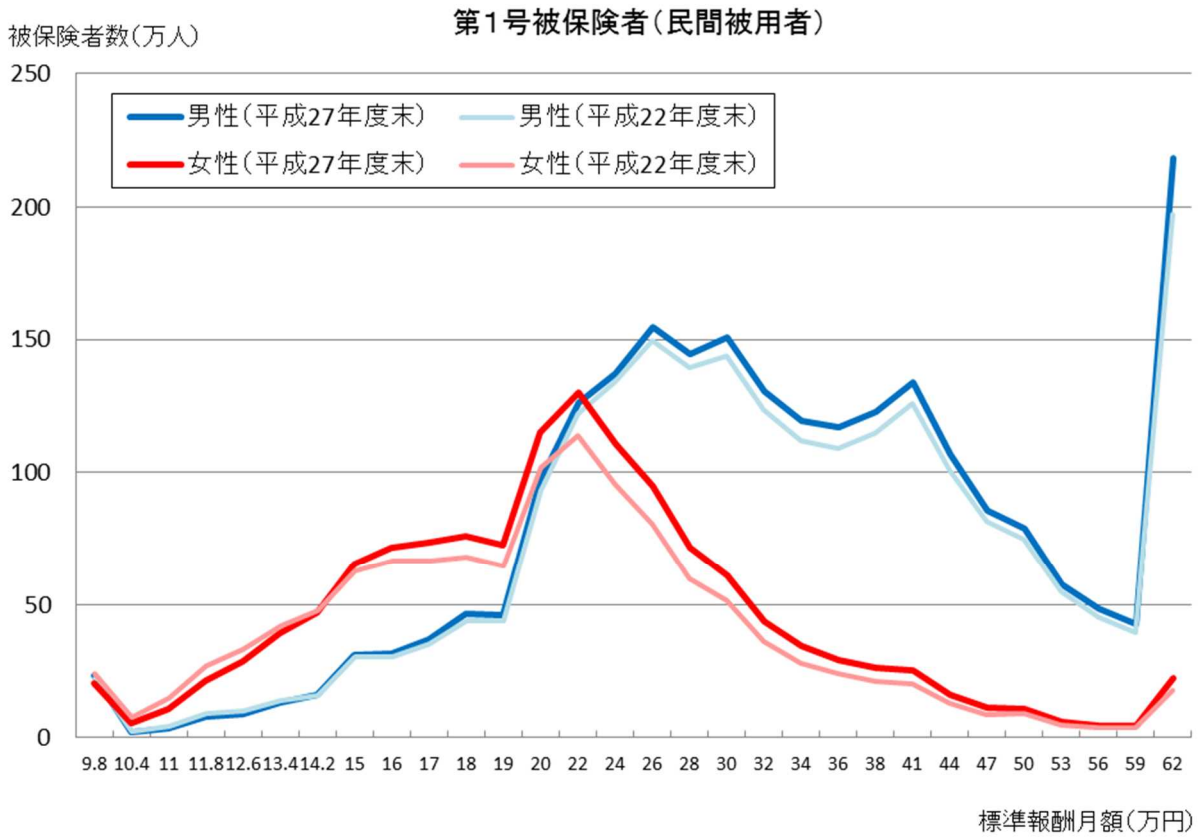
2-1-24 第4号被保険者（私立学校教職員）の男性は、全体の2割以上が62万円に集中しているのが特徴である。一方、第4号被保険者（私立学校教職員）の女性は22万円にピークがある分布となっている。平成22(2010)年度の分布と比較すると、第4号被保険者（私立学校教職員）の男性は被保険者総数が増加する中で、17～50万円の被保険者数が増加しており、第4号被保険者（私立学校教職員）の女性は、被保険者総数が増加する中で、おおむね全てで被保険者数が増加している。

図表 2-1-10 厚生年金の標準報酬月額別被保険者数の分布



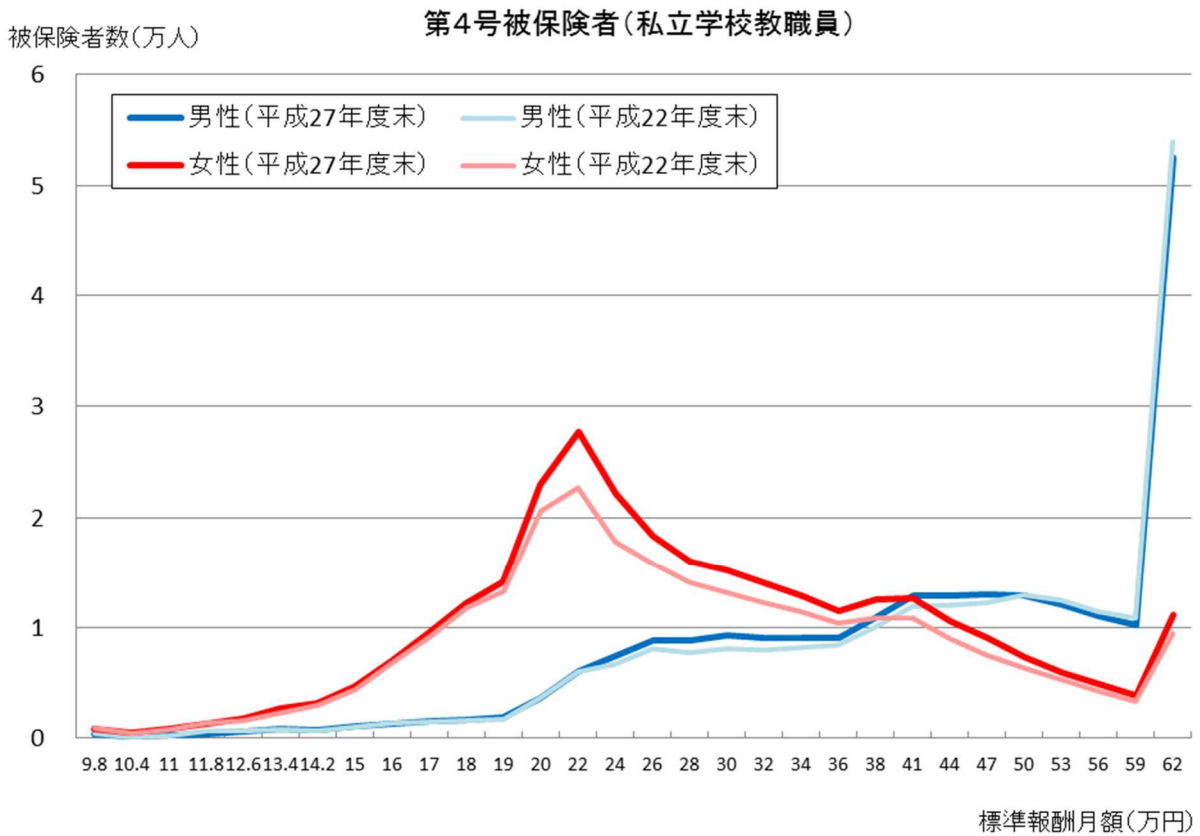
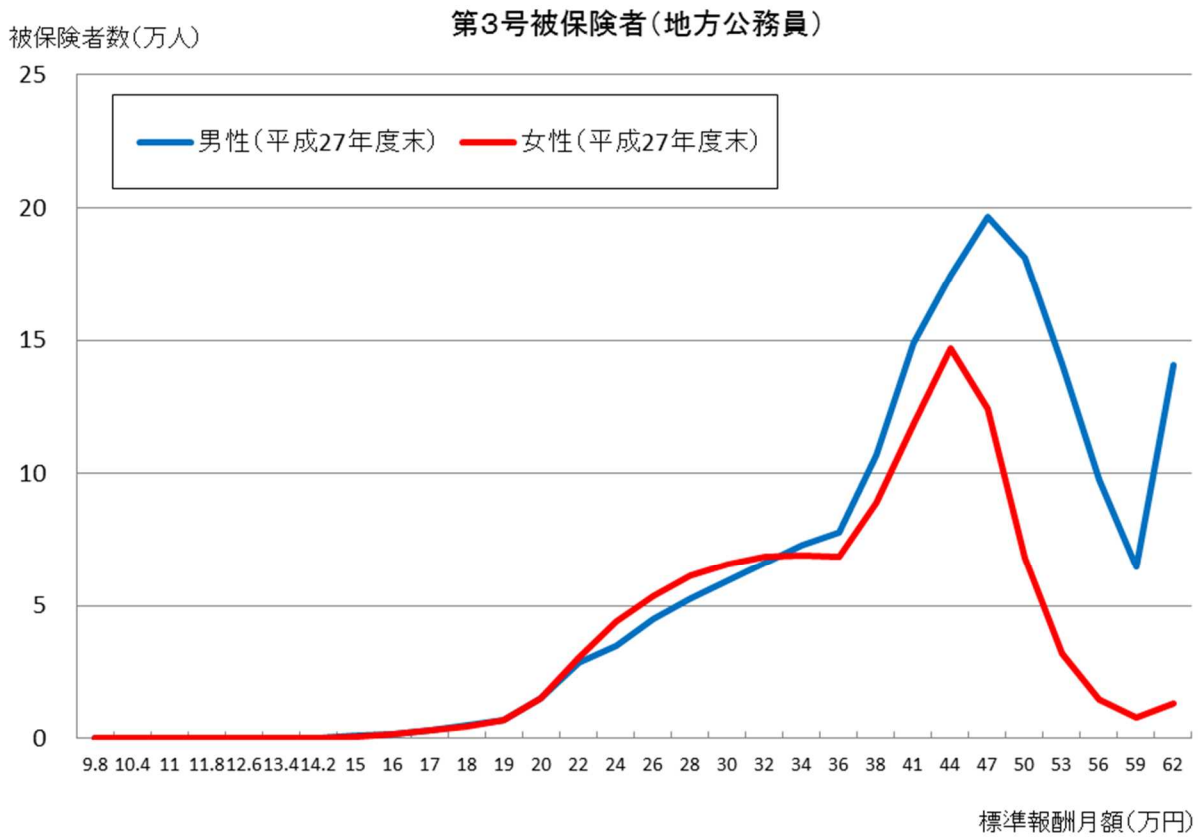
【次頁へ続く】

図表 2-1-10 厚生年金の標準報酬月額別被保険者数の分布（続き）



【次頁へ続く】

図表 2-1-10 厚生年金の標準報酬月額別被保険者数の分布（続き）



6 厚生年金の標準報酬総額

2-1-25 厚生年金の平成 27(2015)年度の標準報酬総額（総報酬ベース・年度間累計）は、**図表 2-1-11**に示すとおり、189.6兆円である。

被保険者の種別別では、第1号被保険者（民間被用者）が161.2兆円、第2号被保険者（国家公務員）が6.9兆円、第3号被保険者（地方公務員）が18.6兆円、第4号被保険者（私立学校教職員）が3.0兆円である。標準報酬総額の推移をみると、平成 27(2015)年度は、第3号被保険者（地方公務員）を除き増加している。第3号被保険者（地方公務員）の対前年度増減率に標準報酬制への変更の影響が含まれることは**2-1-15**で述べたとおりである。

図表 2-1-11 厚生年金の標準報酬総額（総報酬ベース・年度間累計）の推移

| 年度 | 厚生年金計 | 第1号 (民間被用者) | 第2号 (国家公務員) | 第3号 (地方公務員) | 第4号 (私立学校教職員) |
|------------|-----------|----------------|----------------|----------------|------------------|
| 平成(西暦) | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 |
| 17 (2005) | 1,806,849 | 1,487,083 | 70,654 | 222,616 | 26,495 |
| 22 (2010) | 1,779,480 | 1,492,051 | 67,137 | 192,503 | 27,788 |
| 23 (2011) | 1,784,781 | 1,499,487 | 67,065 | 190,187 | 28,041 |
| 24 (2012) | 1,789,398 | 1,508,544 | 64,964 | 187,618 | 28,272 |
| 25 (2013) | 1,804,817 | 1,529,641 | 64,500 | 182,105 | 28,572 |
| 26 (2014) | 1,853,773 | 1,569,605 | 67,505 | 187,571 | 29,091 |
| 27 (2015) | 1,896,341 | 1,611,726 | 68,744 | 186,294 | 29,577 |
| 対前年度増減率(%) | | | | | |
| 17 (2005) | 0.9 | 1.3 | △0.1 | △1.5 | 0.9 |
| 22 (2010) | △0.4 | 0.0 | △1.9 | △3.1 | 0.7 |
| 23 (2011) | 0.3 | 0.5 | △0.1 | △1.2 | 0.9 |
| 24 (2012) | 0.3 | 0.6 | △3.1 | △1.4 | 0.8 |
| 25 (2013) | 0.9 | 1.4 | △0.7 | △2.9 | 1.1 |
| 26 (2014) | 2.7 | 2.6 | 4.7 | 3.0 | 1.8 |
| 27 (2015) | 2.3 | 2.7 | 1.8 | △0.7 | 1.7 |

注1 年度間累計の額である。

注2 平成27(2015)年9月までの第3号(地方公務員)は、給料総額を標準報酬月額ベースに換算した場合の総額である。

7 厚生年金の年齢階級別標準報酬総額(推計値)のコーホート分析

2-1-26 被保険者の種別別に標準報酬の動向をより詳細に把握するため、ここでは、年齢別コーホート⁶(=同じ出生年度の集団)に着目して、平成26(2014)年度から平成27(2015)年度にかけての標準報酬総額の動向及びその要因を分析する。

(1) 分析方法

2-1-27 この分析においては、各年齢における標準報酬総額(推計値)を

$$\begin{aligned} & 1 \text{人あたり標準報酬額} \times \text{年度末被保険者数} \\ = & (1 \text{人あたり標準報酬月額} \times 12 + 1 \text{人あたり標準賞与額}) \times \text{年度末被保険者数} \\ & \text{で算出し、年齢別のコーホート増減額を推計する}^7。 \end{aligned}$$

2-1-28 こうして得られたコーホート別標準報酬総額の増減を、以下の方法で、「人数の変化分」、「年齢上昇に伴う賃金の変化分」及び「マクロベースの賃金の変化分」の3つの要因に分解する。

- ・まず、平成26(2014)年度の年齢別コーホートの標準報酬総額について、被保険者数だけを平成27(2015)年度の当該コーホートの人数に置き換えた標準報酬総額を計算し、その差を「人数の変化分⁸」とする。
- ・次に、1人あたり標準報酬額を平成26(2014)年度における1歳上の年齢の値に置き換えた標準報酬総額を計算し、その差を「年齢上昇に伴う賃金の変化分」とする。
- ・さらに、1人あたり標準報酬額を平成26(2014)年度と同一年齢の平成27(2015)年度の値に置き換えた標準報酬総額を計算し、その差を「マクロベースの賃金の変化分」とする。

⁶ 年齢別コーホートは、年度末時点で同年齢の集団であり、同じ出生年度の集団であるため、「出生年度別コーホート」とも呼ばれる。例えば、平成26(2014)年度末に29歳であった者の集団が平成27(2015)年度末に30歳になるまでの動きを捉えるものである。すなわち、「n-1年度末にx-1歳」であった者が「n年度末にx歳」になるまでの動向を、このコーホートに着目して分析するものであり、ここでは、n年度末の年齢(x歳)を基準として表記している。

⁷ ここで、1人あたり標準報酬月額は年度末の数値を、1人あたり標準賞与額は、年度末の被保険者に係る年度累計の標準賞与額を年度末の被保険者数で除した数値を用いている(年度中の新規加入者については、実際に支給された賞与が対象となるため、通常に比べ賞与の回数や額が少なくなることが考えられるほか、年度中の脱退者に係る標準賞与額は算出の対象に入らない)。推計された標準報酬総額(推計値)は、各月の被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額がすべて累積される標準報酬総額の実績とは一致しないが、年齢階級別標準報酬総額の動向を分析するため、ここでは、実績のかわりに上記推計値を用いて分析を行う。

⁸ 人数の増減の他、年齢構成の変化による影響も含まれる。

(2) 分析結果

2-1-29 図表 2-1-12 上段の総増減額についてみると、厚生年金計の標準報酬総額(推計値)は、平成 26(2014)年度から平成 27(2015)年度にかけて増加している。コーホート別にみると、平成 27(2015)年度末に 55～64 歳、65 歳以上の各コーホートで減少する一方、54 歳以下の各コーホートで増加している。第 1 号被保険者(民間被用者)及び第 4 号被保険者(私立学校教職員)のコーホート別の状況も同様である。第 2 号被保険者(国家公務員)及び第 3 号被保険者(地方公務員)では、55～64 歳、65 歳以上の各コーホートに加えて 45～54 歳のコーホートでも減少している。

2-1-30 次に、要因分析の結果(下の 3 段)をみると、厚生年金計の年齢計では「人数の変化分」、「年齢上昇に伴う賃金の変化分」及び「マクロベースの賃金の変化分」3つの要因全てが増加している。コーホート別にみると、「人数の変化分」及び「年齢上昇に伴う賃金の変化分」は 54 歳以下の各コーホートで増加している一方、「マクロベースの賃金の変化分」は 35～44 歳、45～54 歳の各コーホートで減少している。

2-1-31 第 1 号被保険者(民間被用者)の男性の状況は、厚生年金計と同様である。

2-1-32 第 1 号被保険者(民間被用者)の女性は、年齢計では 3つの要因全てが増加している。コーホート別にみると、「人数の変化分」が 55～64 歳、65 歳以上の各コーホートで減少、「年齢上昇に伴う賃金の変化分」は 45～54 歳、55～64 歳の各コーホートで減少する一方、「マクロベースの賃金の変化分」は全てのコーホートで増加している。

2-1-33 第 2 号被保険者(国家公務員)は、年齢計では「人数の変化分」が減少しており、「年齢上昇に伴う賃金の変化分」及び「マクロベースの賃金の変化分」が増加している。コーホート別では、特に「人数の変化分」における 45～54 歳、55～64 歳、65 歳以上の各コーホートの減少が大きい。

2-1-34 第 3 号被保険者(地方公務員)は、年齢計では「人数の変化分」及び「マクロベースの賃金の変化分」が減少し、「年齢上昇に伴う賃金の変化分」が増加している。コーホート別にみると、「人数の変化分」については第 2 号被保険者(国家公務員)と同様である。「マクロベースの賃金の変化分」については、34 歳以下を除く各コーホートでの減少が大きく、標準報酬制への変更が影響していることも考えられる。

2-1-35 第4号被保険者（私立学校教職員）は、年齢計では、「人数の変化分」及び「年齢上昇に伴う賃金の変化分」が増加している一方、「マクロベースの賃金の変化分」が減少している。コーホート別にみると、「マクロベースの賃金の変化分」は34歳以下を除く各コーホートで減少している。また、出産・育児等での離職が多いと考えられる25～34歳のコーホートで「人数の変化分」が減少要因となっている。

図表 2-1-12 厚生年金の年齢階級別標準報酬総額（推計値）のコーホート増減額の要因分析（平成26(2014)年度→平成27(2015)年度）

| 年齢階級 (平成27年度末) | | 厚生年金計 | 第1号 (民間被用者) | | 第2号 (国家 公務員) | 第3号 (地方 公務員) | 第4号 (私立学校 教職員) |
|---|--------|--------------|----------------|--------------|--------------------|--------------------|----------------------|
| | | | 男性 | 女性 | | | |
| 総 増 減 額 | ～24歳 | 億円 28,470 | 億円 13,534 | 億円 11,096 | 億円 1,000 | 億円 2,210 | 億円 630 |
| | 25～34歳 | 21,136 | 14,893 | 2,362 | 621 | 3,185 | 75 |
| | 35～44歳 | 17,200 | 10,953 | 4,379 | 658 | 979 | 231 |
| | 45～54歳 | 8,298 | 5,141 | 4,041 | △ 123 | △ 908 | 149 |
| | 55～64歳 | △ 22,571 | △ 10,927 | △ 1,934 | △ 1,302 | △ 8,256 | △ 152 |
| | 65歳～ | △ 11,913 | △ 8,636 | △ 2,267 | △ 237 | △ 324 | △ 450 |
| | 計 | 40,620 | 24,957 | 17,677 | 617 | △ 3,115 | 483 |
| 人 数 の 変 化 分 | ～24歳 | 億円 22,340 | 億円 10,772 | 億円 8,520 | 億円 679 | 億円 1,894 | 億円 474 |
| | 25～34歳 | 8,546 | 6,972 | 167 | 109 | 1,409 | △ 112 |
| | 35～44歳 | 8,263 | 4,723 | 3,298 | 20 | 110 | 112 |
| | 45～54歳 | 6,190 | 3,647 | 3,271 | △ 521 | △ 326 | 119 |
| | 55～64歳 | △ 12,614 | △ 3,242 | △ 1,403 | △ 1,255 | △ 6,658 | △ 57 |
| | 65歳～ | △ 11,198 | △ 7,882 | △ 2,323 | △ 241 | △ 335 | △ 417 |
| | 計 | 21,526 | 14,991 | 11,531 | △ 1,209 | △ 3,906 | 120 |
| 年 齢 上 昇 に 伴 う 賃 金 の 変 化 分 | ～24歳 | 億円 5,388 | 億円 2,575 | 億円 2,121 | 億円 269 | 億円 276 | 億円 147 |
| | 25～34歳 | 9,640 | 6,588 | 1,366 | 419 | 1,081 | 186 |
| | 35～44歳 | 9,244 | 6,617 | 622 | 550 | 1,274 | 180 |
| | 45～54歳 | 3,137 | 2,216 | △ 240 | 297 | 759 | 105 |
| | 55～64歳 | △ 10,969 | △ 9,203 | △ 1,290 | △ 72 | △ 360 | △ 44 |
| | 65歳～ | △ 749 | △ 802 | 23 | 9 | 26 | △ 5 |
| | 計 | 15,690 | 7,990 | 2,603 | 1,472 | 3,055 | 570 |
| マ ク ロ ベ ー ス の 賃 金 の 変 化 分 | ～24歳 | 億円 743 | 億円 188 | 億円 454 | 億円 52 | 億円 41 | 億円 8 |
| | 25～34歳 | 2,950 | 1,332 | 829 | 94 | 695 | 1 |
| | 35～44歳 | △ 307 | △ 387 | 459 | 88 | △ 405 | △ 61 |
| | 45～54歳 | △ 1,029 | △ 722 | 1,009 | 100 | △ 1,341 | △ 75 |
| | 55～64歳 | 1,012 | 1,518 | 759 | 25 | △ 1,239 | △ 51 |
| | 65歳～ | 34 | 48 | 33 | △ 5 | △ 15 | △ 28 |
| | 計 | 3,404 | 1,976 | 3,544 | 354 | △ 2,264 | △ 206 |

注1 年齢階級は、各コーホートの平成27年度末における年齢である。

注2 「(1人当たり標準報酬月額×12+1人当たり標準賞与額)×年度末被保険者数」で算出した標準報酬総額(推計値)を用いて算出している。

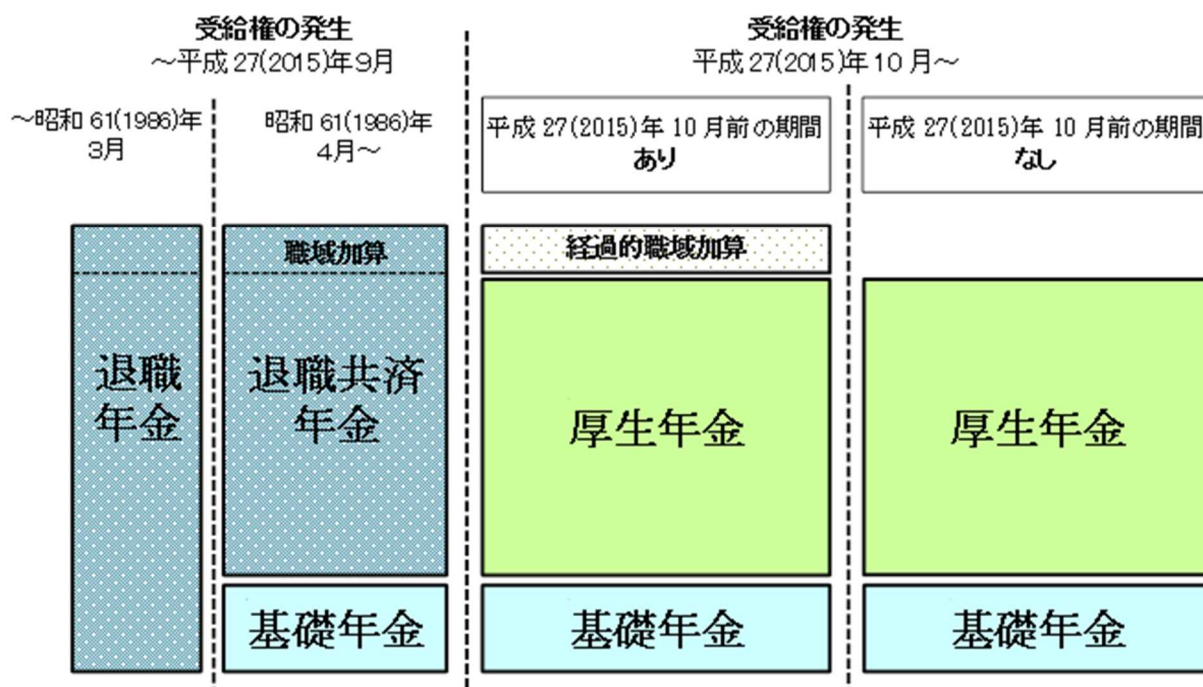
第2節 受給権者の現状及び推移

2-2-1 被用者年金の一元化後も、給付については基本的に各実施機関の加入期間に応じて各実施機関から支給される。また、一元化（平成27(2015)年10月）前に受給権が発生した共済年金の年金額には、職域加算部分⁹が含まれる（図表2-2-1参照）。

これらを踏まえ、本節における受給権者の現状及び推移については、厚生年金勘定から直接給付される受給権者及びその年金については「旧厚生年金」とし、旧厚生年金、国共済、地共済、私学共済を各制度と呼び、各制度別表象を基本としている。その際、年金総額等における合計は職域加算部分が含まれる（経過的職域加算額は含まない）ことから被用者年金計とし、厚生年金計と区別している。

また、被用者年金の受給権者は、基礎年金の受給権を有するだけでなく、一元化後の厚生年金でも複数の実施機関から給付を受ける受給権者がいることから、受給権者数や受給者数については、原則として合計は表象していない。

図表2-2-1 共済組合等の年金給付のイメージ



1 受給権者数

(1) 受給権者数

2-2-2 平成27(2015)年度末の受給権者数は、図表2-2-2に示すとおり、旧厚生年金3,600万人、国共済128万人、地共済306万人、私学共済47万人、国民年金¹⁰3,383万人である。

⁹ 退職年金にも職域加算部分に相当する分があり、これと職域加算部分を合わせて職域加算部分と呼ぶ。

¹⁰ 国民年金の数値は、新法基礎年金と旧法国民年金の合計である。

2-2-3 受給権者数の推移をみると、全ての制度で増加している。平成27(2015)年度の増加率は、旧厚生年金2.1%、国共済1.4%、地共済2.5%、私学共済6.1%、国民年金2.5%となっている。

2-2-4 ここで、平成27(2015)年10月の被用者年金一元化以降半年間に実施機関たる共済組合等で裁定された平成27(2015)年度末の厚生年金の受給権者数は、国共済2.8万人、地共済9.8万人、私学共済1.6万人である。

2-2-5 これら受給権者は、厚生年金と基礎年金の受給権を両方有する等1人で複数の受給権を有している者について、それぞれでカウントしたものである。これらの重複を除いた、何らかの公的年金の受給権を有する実受給権者数¹¹は、4,025万人である。なお、遺族年金の受給権者の場合、要件に該当する遺族すべてに受給権が付与されること、例えば配偶者と子供が2人いた場合、1人分の遺族年金に対し受給権者数は3人となることにも留意が必要である。

図表 2-2-2 受給権者数の推移

| 年度末 | 旧厚生年金 | | | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金 |
|------------|--------|-------|------|-------|-------|------|---------------------------|
| | 旧三共済 | 旧農林年金 | 旧三共済 | | | | |
| 平成(西暦) | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 |
| 7(1995) | 14,448 | 633 | 266 | 778 | 1,747 | 173 | 15,152 |
| 12(2000) | 19,529 | | 331 | 862 | 1,984 | 224 | 19,737 |
| 17(2005) | 25,110 | | | 984 | 2,289 | 281 | 24,393 |
| 22(2010) | 31,982 | | | 1,178 | 2,742 | 370 | 28,857 |
| 23(2011) | 33,034 | | | 1,210 | 2,830 | 389 | 29,649 |
| 24(2012) | 34,053 | | | 1,243 | 2,915 | 409 | 30,853 |
| 25(2013) | 34,555 | | | 1,245 | 2,919 | 421 | 31,964 |
| 26(2014) | 35,258 | | | 1,262 | 2,981 | 440 | 32,997 |
| 27(2015) | 35,999 | | | 1,280 | 3,055 | 467 | 33,832 |
| 対前年度増減率(%) | | | | | | | |
| 17(2005) | 3.6 | | | 2.3 | 2.2 | 3.6 | 4.1 |
| 18(2006) | 4.2 | | | 2.5 | 2.4 | 4.5 | 4.2 |
| 19(2007) | 5.1 | | | 3.6 | 3.9 | 5.5 | 3.8 |
| 20(2008) | 5.7 | | | 4.6 | 4.4 | 6.2 | 4.0 |
| 21(2009) | 5.2 | | | 4.1 | 4.0 | 5.8 | 3.1 |
| 22(2010) | 4.6 | | | 3.5 | 3.7 | 6.5 | 2.0 |
| 23(2011) | 3.3 | | | 2.7 | 3.2 | 5.1 | 2.7 |
| 24(2012) | 3.1 | | | 2.7 | 3.0 | 5.2 | 4.1 |
| 25(2013) | 1.5 | | | 0.2 | 0.1 | 2.8 | 3.6 |
| 26(2014) | 2.0 | | | 1.4 | 2.1 | 4.6 | 3.2 |
| 27(2015) | 2.1 | | | 1.4 | 2.5 | 6.1 | 2.5 |

注1 旧厚生年金の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注2 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者数の合計である。

¹¹ 福祉年金受給権者を含む数値である。

(2) 受給者数

2-2-6 図表 2-2-3 は、受給者数（受給権者のうち、年金が全額支給停止¹²されている者を除く人数）の推移をみたものである。受給権者数の動向とおおむね同様の傾向となっている。

2-2-7 ここで、平成 27(2015)年 10 月の被用者年金一元化以降半年間に実施機関たる共済組合等で裁定された平成 27(2015)年度末の厚生年金の受給者数は、国共済 2.7 万人、地共済 9.2 万人、私学共済 1.4 万人である。

図表 2-2-3 受給者数の推移

| 年度末 | 旧厚生年金 | | | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金 |
|-----------|--------|-------|-----|-------|-------|------|---------------------------|
| | 旧三共済 | 旧農林年金 | | | | | |
| 平成（西暦） | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 |
| 7 (1995) | 13,621 | … | 258 | … | 1,680 | 158 | 14,751 |
| 12 (2000) | 18,074 | | 320 | 837 | 1,913 | 207 | 19,304 |
| 17 (2005) | 23,156 | | | 956 | 2,206 | 259 | 23,954 |
| 22 (2010) | 29,433 | | | 1,144 | 2,613 | 345 | 28,343 |
| 23 (2011) | 30,479 | | | 1,174 | 2,700 | 363 | 29,122 |
| 24 (2012) | 31,535 | | | 1,206 | 2,783 | 384 | 30,305 |
| 25 (2013) | 32,164 | | | 1,215 | 2,826 | 401 | 31,397 |
| 26 (2014) | 32,932 | | | 1,232 | 2,882 | 421 | 32,409 |
| 27 (2015) | 33,703 | | | 1,253 | 2,945 | 449 | 33,229 |

対前年度増減率(%)

| | | | | | | | |
|-----------|-----|--|--|-----|-----|-----|-----|
| 17 (2005) | 3.7 | | | 2.4 | 2.5 | 4.8 | 4.2 |
| 18 (2006) | 3.8 | | | 2.5 | 2.1 | 5.2 | 4.2 |
| 19 (2007) | 4.9 | | | 3.7 | 3.2 | 5.3 | 3.8 |
| 20 (2008) | 5.8 | | | 4.2 | 4.3 | 6.3 | 3.9 |
| 21 (2009) | 5.5 | | | 4.3 | 3.9 | 5.8 | 3.1 |
| 22 (2010) | 4.6 | | | 3.5 | 3.7 | 6.7 | 2.0 |
| 23 (2011) | 3.6 | | | 2.7 | 3.3 | 5.3 | 2.7 |
| 24 (2012) | 3.5 | | | 2.7 | 3.1 | 5.9 | 4.1 |
| 25 (2013) | 2.0 | | | 0.8 | 1.6 | 4.2 | 3.6 |
| 26 (2014) | 2.4 | | | 1.4 | 2.0 | 5.2 | 3.2 |
| 27 (2015) | 2.3 | | | 1.7 | 2.2 | 6.5 | 2.5 |

注1 旧厚生年金の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注2 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度は、被用者年金一元化前の共済年金の受給者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給者数の合計である。

¹² 年金は、併給調整や在職老齢年金の仕組みによって全額または一部が支給停止となることがある。例えば、遺族年金では、配偶者と子は同順位の受給権者であるが、配偶者が受給している間、子は全額支給停止となっている。

2 受給権者数の年金種別別構成

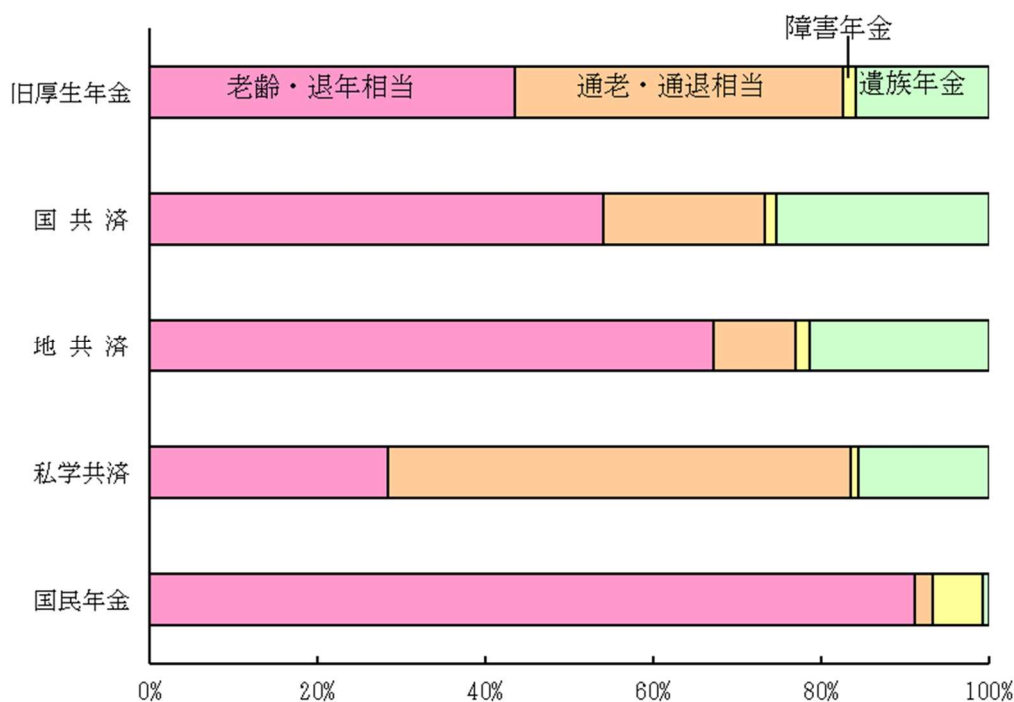
2-2-8 受給権者数を年金種別、すなわち

- ① 老齢・退年相当の老齢・退職年金¹³（以下「老齢・退年相当¹⁴」という。）
- ② 通老・通退相当の老齢・退職年金（以下「通老・通退相当¹⁵」という。）
- ③ 障害年金
- ④ 遺族年金

の別にみる。

2-2-9 受給権者数の年金種別別構成をみると、**図表 2-2-4** 及び**図表 2-2-5** に示すように、旧厚生年金、国共済、地共済、国民年金では老齢・退年相当の割合が最も大きくなっている。ただし、私学共済では通老・通退相当の割合が最も大きい等、制度によってその構成には違いが見られる。

図表 2-2-4 受給権者数の年金種別別構成 —平成 27(2015)年度末—



¹³ 国民年金及び厚生年金は老齢年金、共済年金は退職年金であったため、「老齢・退職年金」としている。

¹⁴ 「老齢・退年相当」とは、当該制度の加入期間が25年以上（経過的期間短縮を受けているものを含む。）の新法の老齢厚生年金・退職共済年金、及び基礎年金制度導入前の旧法の老齢年金・退職年金のことである。

¹⁵ 「通老・通退相当」とは、老齢・退年相当に該当しない新法老齢厚生年金・退職共済年金、及び旧法の通算老齢年金・通算退職年金のことである。

2-2-10 年金種別別にみた受給権者数の構成比をみると、旧厚生年金では、老齢・退年相当の割合が43.6%と最も大きく、次いで通老・通退相当の割合が39.0%となっている。遺族年金の割合は15.8%、障害年金の割合は1.7%となっている。

2-2-11 国共済及び地共済では、老齢・退年相当の割合がそれぞれ54.1%、67.2%となっており、旧厚生年金の43.6%や私学共済の28.4%に比べて大きい。また、通老・通退相当の割合は、それぞれ19.2%、9.7%と、旧厚生年金の39.0%や私学共済の55.1%に比べて小さい。

2-2-12 私学共済では、老齢・退年相当の割合が28.4%であるのに対し、通老・通退相当の割合が55.1%と半分以上を占めている。通老・通退相当の方が老齢・退年相当よりもその割合が大きいことが、他制度に比べて特徴的である。

また、私学共済では、老齢・退年相当に係る受給権者数と受給者数の乖離が他制度に比べて大きいことから、老齢・退年相当に係る全額支給停止者が多いことが伺える。

2-2-13 国民年金では、老齢・退年相当の割合が91.5%で、全体の9割以上を占めている。また、遺族年金の割合が0.7%と被用者年金に比べて小さく、障害年金の5.9%よりも小さい水準である。国民年金で遺族年金の割合が被用者年金より小さいのは、国民年金の遺族基礎年金¹⁶の受給権が、基本的には18歳未満の子¹⁷または18歳未満の子を持つ配偶者¹⁸にしか発生しないためである。これに対し、被用者年金の遺族年金は、原則として、死亡した老齢・退職年金受給権者の配偶者にも受給権が発生する。

¹⁶ 国民年金には遺族基礎年金以外に「寡婦年金」、「死亡一時金」がある。国民年金の遺族年金受給権者数には寡婦年金の受給権者数も含まれるが、ウェイトは小さい。

¹⁷ 18歳未満の子とは、正確には、18歳に到達した年度の末日までにある子または20歳未満の障害等級の1級・2級の障害の状態にある子のことを意味する。

¹⁸ 平成25(2013)年度まで妻であったが、平成26(2014)年度から配偶者となっている。

図表 2-2-5 年金種別別にみた受給権者数及び受給者数 —平成 27(2015)年度末—

| 区分 | 旧厚生年金 | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金 | |
|---------|---------|-------|-------|-------|---------------------------|------|
| 受給権者数 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | |
| 計 | 35,999 | 1,280 | 3,055 | 467 | 33,832 | |
| 老齢・退職年金 | 老齢・退年相当 | 692 | 2,054 | 133 | 30,964 | |
| | 通老・通退相当 | 246 | 298 | 257 | 625 | |
| 障害年金 | 594 | 19 | 52 | 4 | 1,991 | |
| 遺族年金 | 5,678 | 323 | 652 | 73 | 252 | |
| 構成比 | % | % | % | % | % | |
| 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | |
| 老齢・退職年金 | 老齢・退年相当 | 43.6 | 54.1 | 67.2 | 28.4 | 91.5 |
| | 通老・通退相当 | 39.0 | 19.2 | 9.7 | 55.1 | 1.8 |
| 障害年金 | 1.7 | 1.5 | 1.7 | 0.9 | 5.9 | |
| 遺族年金 | 15.8 | 25.2 | 21.3 | 15.6 | 0.7 | |
| 受給者数 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | |
| 計 | 33,703 | 1,253 | 2,945 | 449 | 33,229 | |
| 老齢・退職年金 | 老齢・退年相当 | 681 | 2,011 | 123 | 30,646 | |
| | 通老・通退相当 | 243 | 289 | 252 | 623 | |
| 障害年金 | 410 | 13 | 30 | 3 | 1,858 | |
| 遺族年金 | 5,323 | 315 | 614 | 71 | 103 | |
| 構成比 | % | % | % | % | % | |
| 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | |
| 老齢・退職年金 | 老齢・退年相当 | 44.1 | 54.4 | 68.3 | 27.4 | 92.2 |
| | 通老・通退相当 | 38.9 | 19.4 | 9.8 | 56.0 | 1.9 |
| 障害年金 | 1.2 | 1.1 | 1.0 | 0.7 | 5.6 | |
| 遺族年金 | 15.8 | 25.1 | 20.9 | 15.9 | 0.3 | |

注1 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

注2 国共済、地共済及び私学共済は、被用者年金一元化前の共済年金の受給（権）者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給（権）者数の合計である。

3 年金総額

(1) 年金総額

2-2-14 図表 2-2-6 は、受給権者の年金総額（年度末における受給権者の年金額の総額）の推移を示したものである。平成 27(2015)年度末の年金総額は、旧厚生年金 27.0 兆円、国共済 1.7 兆円、地共済 4.8 兆円、私学共済 0.3 兆円、国民年金¹⁹22.6 兆円となっており、公的年金制度全体では 56.4 兆円である。平成 27(2015)年度末の年金総額は、平成 26(2014)年度末に比べ全ての制度で増加している。これは、主に受給権者数の増加に伴うものである。

2-2-15 なお、平成 25(2013)年度末の年金総額は、平成 24(2012)年度末に比べ被用者年金全制度で減少している。これには、平成 25(2013)年度から男性及び共済組合等の女性において報酬比例部分の支給開始年齢が 61 歳になるとともに特別支給の定額部分がなくなったことが影響している。さらに国共済及び地共済については、被用者年金一元化法により、平成 25(2013)年 8 月（同 10 月支給分）から恩給期間に係る給付の引下げが行われたことも影響している。

2-2-16 ここで、平成 27(2015)年 10 月の被用者年金一元化以降半年間に実施機関たる共済組合等で裁定された平成 27(2015)年度末の厚生年金の受給権者の年金総額は、国共済 251 億円、地共済 1,181 億円、私学共済 74 億円である。

¹⁹ 国民年金は、新法基礎年金と旧法国民年金の合計である。この額には、旧法被用者年金の基礎年金相当分は含まれていない。

図表 2-2-6 受給権者の年金総額の推移

| 年度末 | 旧厚生年金 | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 被用者年金計 | 国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金 | 公的年金 制度全体 |
|------------|---------|--------|--------|-------|---------|---------------------------|--------------|
| 平成 (西暦) | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 |
| 7 (1995) | 183,438 | 16,845 | 40,053 | 1,922 | 242,258 | 79,731 | 321,989 |
| 12 (2000) | 223,292 | 17,557 | 43,257 | 2,432 | 286,539 | 118,360 | 404,898 |
| 17 (2005) | 253,435 | 17,621 | 45,471 | 2,803 | 319,330 | 153,501 | 472,831 |
| 22 (2010) | 274,359 | 17,852 | 48,727 | 3,208 | 344,146 | 188,595 | 532,741 |
| 23 (2011) | 278,741 | 17,876 | 49,478 | 3,292 | 349,387 | 194,491 | 543,878 |
| 24 (2012) | 279,061 | 17,865 | 49,950 | 3,372 | 350,248 | 203,362 | 553,610 |
| 25 (2013) | 269,809 | 16,801 | 46,856 | 3,309 | 336,775 | 210,072 | 546,847 |
| 26 (2014) | 268,547 | 16,613 | 46,857 | 3,365 | 335,382 | 216,663 | 552,046 |
| 27 (2015) | 270,460 | 16,638 | 47,570 | 3,497 | 338,165 | 225,500 | 563,665 |
| 対前年度増減率(%) | | | | | | | |
| 17 (2005) | 1.7 | 0.2 | 1.0 | 2.7 | 1.6 | 5.2 | 2.7 |
| 22 (2010) | 1.4 | △0.4 | 0.9 | 2.1 | 1.3 | 2.7 | 1.8 |
| 23 (2011) | 1.6 | 0.1 | 1.5 | 2.6 | 1.5 | 3.1 | 2.1 |
| 24 (2012) | 0.1 | △0.1 | 1.0 | 2.4 | 0.2 | 4.6 | 1.8 |
| 25 (2013) | △3.3 | △6.0 | △6.2 | △1.9 | △3.8 | 3.3 | △1.2 |
| 26 (2014) | △0.5 | △1.1 | 0.0 | 1.7 | △0.4 | 3.1 | 1.0 |
| 27 (2015) | 0.7 | 0.1 | 1.5 | 3.9 | 0.8 | 4.1 | 2.1 |

注1 旧厚生年金の平成7(1995)年度は旧三共済を含む。

注2 旧厚生年金の平成7(1995)、12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注3 国共済、地共済、私学共済及び被用者年金計は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者の年金総額と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者の年金総額の合計である。

注4 平成27(2015)年度の対前年度増減率について、年金総額に国共済、地共済及び私学共済の経過的職域加算を含めた場合は、国共済:0.4%、地共済:2.0%、私学共済:4.3%、被用者年金計:0.9%、公的年金制度全体:2.2%となる。

2-2-17 全額支給停止されている年金額を除いた受給者ベースでみると、**図表 2-2-7**に示すとおり、公的年金制度全体の年金総額は、平成 27(2015)年度末で 54.6 兆円となっている。なお、受給者ベースの年金総額において、一部が支給停止となっている年金については、支給停止前の年金額となっている。したがって、受給者ベースの年金総額であっても、そのすべてが支給されているわけではないことに留意が必要である。

2-2-18 ここで、平成 27(2015)年 10 月の被用者年金一元化以降半年間に実施機関たる共済組合等で裁定された平成 27(2015)年度末の厚生年金の受給者の年金総額は、国共済 242 億円、地共済 1,123 億円、私学共済 65 億円である。

図表 2-2-7 受給者の年金総額の推移

| 年度末 | 旧厚生年金 億円 | 国共済 億円 | 地共済 億円 | 私学共済 億円 | 被用者年金計 億円 | 国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金 億円 | 公的年金 制度全体 億円 |
|------------|-------------|-----------|-----------|------------|--------------|---------------------------------|--------------------|
| 平成 (西暦) | | | | | | | |
| 17 (2005) | 240,934 | 17,186 | 44,271 | 2,491 | 304,881 | 150,681 | 455,562 |
| 22 (2010) | 258,761 | 17,385 | 46,906 | 2,908 | 325,960 | 185,352 | 511,311 |
| 23 (2011) | 263,023 | 17,391 | 47,645 | 2,989 | 331,049 | 191,168 | 522,216 |
| 24 (2012) | 263,902 | 17,375 | 48,112 | 3,089 | 332,477 | 199,912 | 532,389 |
| 25 (2013) | 256,672 | 16,429 | 45,677 | 3,107 | 321,886 | 206,546 | 528,432 |
| 26 (2014) | 255,993 | 16,237 | 45,578 | 3,179 | 320,988 | 213,040 | 534,028 |
| 27 (2015) | 258,123 | 16,305 | 46,019 | 3,304 | 323,751 | 221,751 | 545,502 |
| 対前年度増減率(%) | | | | | | | |
| 17 (2005) | 2.0 | 0.3 | 1.3 | 4.4 | 1.8 | 5.3 | 2.9 |
| 22 (2010) | 1.3 | △0.3 | 0.9 | 2.6 | 1.2 | 2.7 | 1.7 |
| 23 (2011) | 1.6 | 0.0 | 1.6 | 2.8 | 1.6 | 3.1 | 2.1 |
| 24 (2012) | 0.3 | △0.1 | 1.0 | 3.3 | 0.4 | 4.6 | 1.9 |
| 25 (2013) | △2.7 | △5.4 | △5.1 | 0.6 | △3.2 | 3.3 | △0.7 |
| 26 (2014) | △0.3 | △1.2 | △0.2 | 2.3 | △0.3 | 3.1 | 1.1 |
| 27 (2015) | 0.8 | 0.4 | 1.0 | 3.9 | 0.9 | 4.1 | 2.1 |

注1 国共済、地共済、私学共済及び被用者年金計は、被用者年金一元化前の共済年金の受給者の年金総額と被用者年金一元化後の厚生年金の受給者の年金総額の合計である。

注2 平成27(2015)年度の対前年度増減率について、年金総額に国共済、地共済及び私学共済の経過的職域加算を含めた場合は、国共済:0.7%、地共済:1.4%、私学共済:4.1%、被用者年金計:0.9%、公的年金制度全体:2.2%となる。

(2) 年金総額の年金種別別構成

2-2-19 年金種別別の年金総額（受給権者ベース）の構成比をみると、図表 2-2-8 に示すように、全ての制度で老齢・退年相当の割合が最も大きくなっている。老齢・退年相当の割合は、被用者年金では約7割であるのに対し、国民年金では9割と大きい。被用者年金で比較すると、私学共済の通老・通退相当の割合が18.7%と、他制度に比べて大きくなっている。

また、被用者年金では、遺族年金の割合が15～26%、障害年金の割合が2%未満であるのに対し、国民年金では、遺族年金の割合が0.8%、障害年金の割合が7.7%と、2-2-13 で述べたのと同様の違いがみられる。

図表 2-2-8 年金種別別にみた年金総額 -平成27(2015)年度末-

| 区分 | 旧厚生年金 | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 被用者年金計 | 国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金 | 公的年金 制度全体 | |
|---------|---------|---------|--------|--------|---------|---------------------------|--------------|---------|
| | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | |
| 受給権者 | | | | | | | | |
| 計 | 270,460 | 16,638 | 47,570 | 3,497 | 338,165 | 225,500 | 563,665 | |
| 老齢・退職年金 | 老齢・退年相当 | 185,463 | 11,694 | 36,462 | 2,269 | 235,889 | 204,948 | 440,837 |
| | 通老・通退相当 | 25,546 | 422 | 833 | 656 | 27,456 | 1,407 | 28,864 |
| 障害年金 | 4,527 | 200 | 641 | 42 | 5,410 | 17,264 | 22,674 | |
| 遺族年金 | 54,923 | 4,319 | 9,633 | 531 | 69,407 | 1,881 | 71,288 | |
| 構成比 | % | % | % | % | % | % | % | |
| 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | |
| 老齢・退職年金 | 老齢・退年相当 | 68.6 | 70.3 | 76.7 | 64.9 | 69.8 | 90.9 | 78.2 |
| | 通老・通退相当 | 9.4 | 2.5 | 1.8 | 18.7 | 8.1 | 0.6 | 5.1 |
| 障害年金 | 1.7 | 1.2 | 1.3 | 1.2 | 1.6 | 7.7 | 4.0 | |
| 遺族年金 | 20.3 | 26.0 | 20.3 | 15.2 | 20.5 | 0.8 | 12.6 | |
| 受給者 | | | | | | | | |
| 計 | 258,123 | 16,305 | 46,019 | 3,304 | 323,751 | 221,751 | 545,502 | |
| 老齢・退職年金 | 老齢・退年相当 | 177,774 | 11,522 | 35,695 | 2,121 | 227,111 | 203,158 | 430,270 |
| | 通老・通退相当 | 23,919 | 409 | 800 | 631 | 25,760 | 1,403 | 27,163 |
| 障害年金 | 3,003 | 141 | 372 | 30 | 3,546 | 16,180 | 19,725 | |
| 遺族年金 | 53,427 | 4,230 | 9,152 | 523 | 67,332 | 1,010 | 68,341 | |
| 構成比 | % | % | % | % | % | % | % | |
| 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | |
| 老齢・退職年金 | 老齢・退年相当 | 68.9 | 70.7 | 77.6 | 64.2 | 70.2 | 91.6 | 78.9 |
| | 通老・通退相当 | 9.3 | 2.5 | 1.7 | 19.1 | 8.0 | 0.6 | 5.0 |
| 障害年金 | 1.2 | 0.9 | 0.8 | 0.9 | 1.1 | 7.3 | 3.6 | |
| 遺族年金 | 20.7 | 25.9 | 19.9 | 15.8 | 20.8 | 0.5 | 12.5 | |

注1 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

注2 国共済、地共済、私学共済及び被用者年金計は、被用者年金一元化前の共済年金の受給(権)者の年金総額と被用者年金一元化後の厚生年金の受給(権)者の年金総額の合計である。

4 老齢・退年相当の受給権者

2-2-20 ここでは、受給権者のうち老齢・退年相当の受給権者に焦点を当て、その男女構成、平均年齢、年齢分布、平均年金月額等の状況をみる。

(1) 老齢・退年相当の受給権者数及び平均年齢

2-2-21 平成 27(2015)年度末の老齢・退年相当の受給権者数は、**図表 2-2-9** に示すとおり、被用者年金計で 1,856 万人、国民年金で 3,096 万人である。被用者年金の内訳は、旧厚生年金 1,568 万人、国共済 69 万人、地共済 205 万人、私学共済 13 万人となっている。ここで、原則 25 年以上の被保険者期間を有する老齢・退職年金の受給権者を老齢・退年相当の受給権者としていることから、複数の被用者年金の老齢・退年相当の受給権を持つことは極めて限定的であることから、老齢・退年相当の受給権者数及び平均年齢については被用者年金計も表象している。

老齢・退年相当の受給権者に占める女性の割合は、被用者年金計で 32.3%、国民年金で 56.2%となっている。被用者年金を制度別に比較すると、国共済が 16.5%で最も小さく、その他の制度では 30%代である。

平均年齢は、被用者年金計で 73.2 歳、国民年金が 75.3 歳となっている。

2-2-22 なお、図表中「公的年金制度全体 32,309 千人(老齢基礎年金等受給権者数)」とあるのは、老齢・退年相当の受給権を有する 65 歳以上の者(老齢基礎年金の繰上げ受給を選択している 65 歳未満の者も含む。)の人数²⁰である。

図表 2-2-9 老齢・退年相当の受給権者数及び平均年齢—平成 27(2015)年度末—

| 区分 | 旧厚生年金 | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 被用者年金計 | 国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金 | 公的年金 制度全体 |
|------------|--------------|-----------|-------------|-----------|--------------|---------------------------|----------------------|
| 受給権者数 計 | 千人 15,684 | 千人 692 | 千人 2,054 | 千人 133 | 千人 18,562 | 千人 30,964 | 千人 32,309 |
| 男性 | 10,582 | 577 | 1,333 | 80 | 12,573 | 13,548 | 老齢基礎 年金等受 給権者数 |
| 女性 | 5,102 | 114 | 721 | 53 | 5,990 | 17,416 | |
| 女性割合(%) | 32.5 | 16.5 | 35.1 | 39.6 | 32.3 | 56.2 | |
| 平均年齢 計 | 歳 73.1 | 歳 75.1 | 歳 73.5 | 歳 73.1 | 歳 73.2 | 歳 75.3 | |
| 男性 | 72.6 | 74.8 | 73.2 | 72.5 | 72.8 | 74.4 | |
| 女性 | 74.0 | 77.1 | 74.0 | 73.9 | 74.0 | 76.0 | |

注 1 平均年齢は、年度末の年齢(月数を考慮しないベース)を単純に平均した値に0.5を加えた数値である。

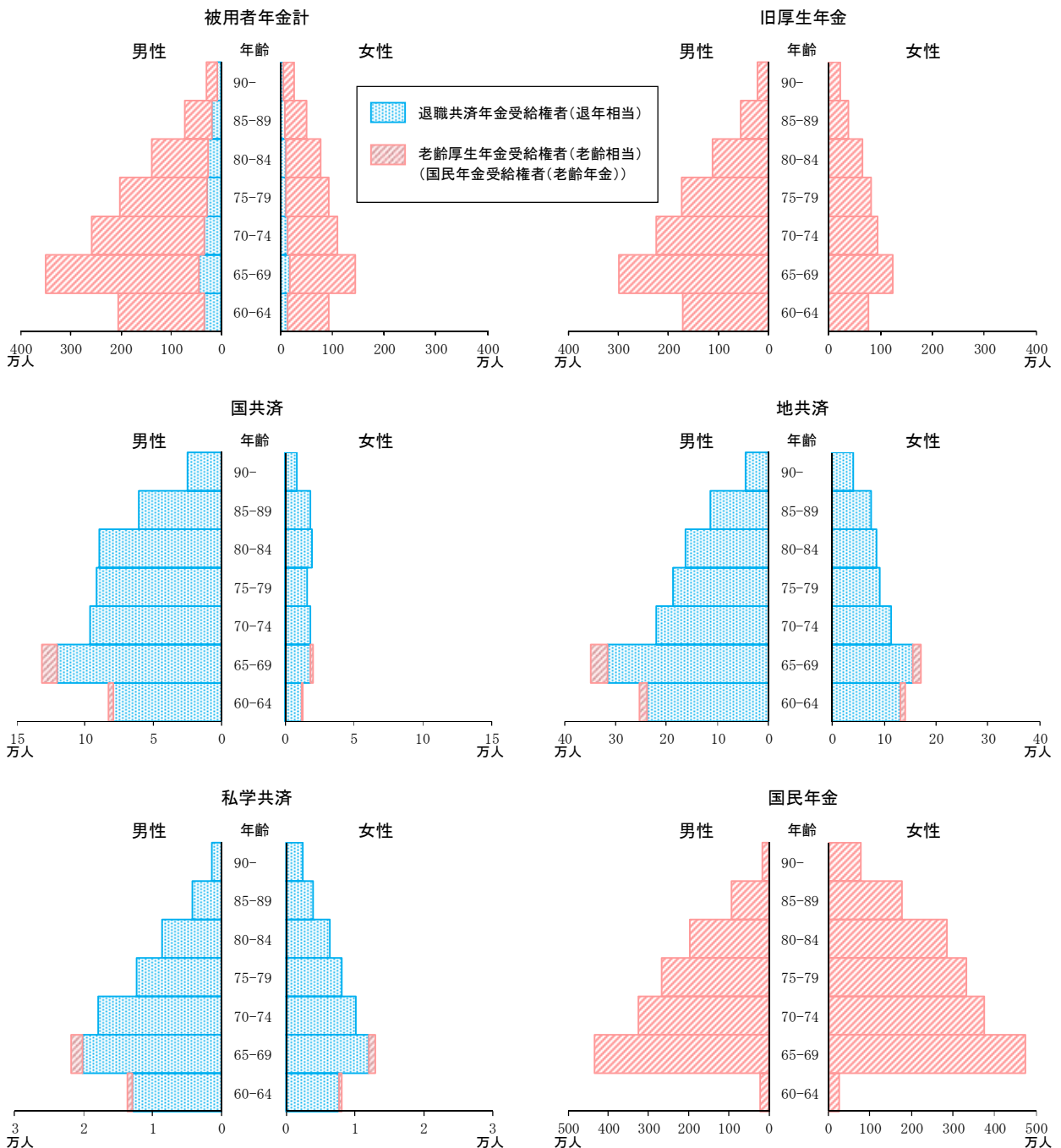
注 2 国共済、地共済及び私学共済の老齢・退年相当の受給権者は、退年相当の退職共済年金受給権者と老齢相当の老齢厚生年金受給権者の合計(平均)である。

²⁰ 老齢基礎年金受給権者数、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金の 65 歳以上の旧法老齢・退職年金の受給権者数のほか、旧法の通算老齢年金・通算退職年金の受給権者のうち、それぞれの年金を通算すれば、老齢・退年相当となる者の数を推計して加えたものである。

(2) 老齢・退年相当の受給権者の年齢分布

2-2-23 図表 2-2-10 は、平成 27(2015)年度末の老齢・退年相当の受給権者の年齢分布を図示したものである。全ての制度で 65～69 歳の年齢階級の受給権者数が最も多くなっているが、国共済の女性においては、65～89 歳の各年齢階級における受給権者数にあまり差がないのが特徴的である。また、共済組合等において平成 27(2015)年 10 月の被用者年金一元化以降に裁定された老齢厚生年金の受給権者は、60～64 歳及び 65～69 歳の年齢階級にのみ存在する。

図表 2-2-10 老齢・退年相当の受給権者の年齢分布 -平成 27(2015)年度末-



(3) 老齢・退年相当の平均年金月額

2-2-24 平成 27(2015)年度末の老齢・退年相当の平均年金月額²¹（老齢基礎年金分を含む）をみると、**図表 2-2-11**に示すとおり、被用者年金では、地共済が最も高く 19.2 万円、次いで私学共済 19.0 万円、国共済 18.7 万円、旧厚生年金（厚生年金基金が代行している部分も含む）14.5 万円となっている。また、国民年金では 5.5 万円である。

2-2-25 平均年金月額の計算に当たり、

- ・繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額または増額されている者
- ・特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分は受給しているが定額部分は支給開始年齢に到達しておらず受給していない者²²

を除くと、地共済 20.7 万円、私学共済 20.2 万円、国共済 20.1 万円、旧厚生年金（厚生年金基金が代行している部分も含む）15.5 万円となる（**図表 2-2-11**の下段参照）。

2-2-26 老齢基礎年金については、繰上げ・繰下げ支給を除いたものの平均年金月額は 5.7 万円である。

2-2-27 平成 27(2015)年度末の女性の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）をみると、旧厚生年金は 10.2 万円と男性 16.6 万円のほぼ 6 割の水準である。これに対し、国共済や地共済では 87%程度となっており、男女間の差が小さい。これは、国共済及び地共済では、加入期間や標準報酬額の男女間の差が小さいためと考えられる。

2-2-28 ここで、平成 27(2015)年 10 月の被用者年金一元化以降半年間に実施機関たる共済組合等で裁定された平成 27(2015)年度末の老齢相当の老齢厚生年金の平均年金月額は、国共済 16.5 万円、地共済 15.7 万円、私学共済 15.0 万円である。

²¹ 平均年金月額は受給権者の裁定年金額の平均値であり、在職老齢年金制度による支給停止等を考慮する以前の額である。用語解説「平均年金月額」の項を参照。

²² 65 歳未満の者に支給される特別支給の老齢・退職年金については、2-2-15 で述べたとおり、男性及び共済組合等の女性において、定額部分の支給がなくなり、報酬比例部分についても、平成 25(2013)年度から 61 歳に引き上げられている。

図表 2-2-11 老齢・退年相当の平均年金月額 —平成 27(2015)年度末—

| 区分 | 旧厚生年金 | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 国民年金 | |
|--|---------|---------|---------|---------|-------------------|-------------------------------------|
| | | | | | 新法基礎年金と 旧法国民年金 | |
| 平均年金月額 (老齢基礎年金分を含む) | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | 145,305 | 187,220 | 192,004 | 189,549 | 55,157 | |
| 男性 | 166,120 | 191,307 | 201,069 | 208,377 | 58,780 | |
| 女性 | 102,131 | 166,600 | 175,241 | 160,824 | 52,339 | |
| 女(男=100) | 61.5 | 87.1 | 87.2 | 77.2 | 89.0 | |
| 平均加入期間 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | |
| 計 | 405 | 428 | 426 | 396 | 377 | |
| 男性 | 443 | 432 | 439 | 408 | 413 | |
| 女性 | 326 | 409 | 402 | 378 | 349 | |
| 繰上げ・繰下げ等除く平均年金月額 ^{注1} (老齢基礎年金分を含む) | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 計 | 155,178 | 200,793 | 206,997 | 201,807 | 57,496 | 注2 老齢基礎 年金平均 年金月額 5.7万円 |

注1 ○繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者を除く。

○特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分の支給開始年齢60歳に達しているものの定額部分の支給開始年齢には到達していない者を除く。

○ただし、国民年金については、繰上げ支給されたものを除いた平均年金月額である。

注2 繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金の平均年金月額である。

注3 国共済、地共済及び私学共済は、退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

(4) 老齢・退年相当の平均年金月額の分析

2-2-29 老齢・退年相当の平均年金月額について、共済組合等の共済年金には職域加算部分が含まれており、そのままでは厚生年金計の平均年金月額を算出できないことから、共済組合等について職域加算部分を除いた厚生年金相当部分の年金額を推計した上で、旧厚生年金も合わせた厚生年金全体の平均年金月額を算出することとする。その際、職域加算部分の推計は、次により行っている。

- ① 昭和 61(1986)年度の基礎年金制度導入前の退職年金については、年金額の 110 分の 10 を職域加算部分に相当する分とみなすこと
- ② 昭和 61(1986)年度の基礎年金制度導入後の退職共済年金については、経過的加算や加給年金を考慮した上で、生年月日に応じた職域加算部分の給付乗率分とすること

2-2-30 共済組合等の職域加算部分を除いた厚生年金計の老齢・退年相当の平均年金月額を、こうした考え方で推計したものが**図表 2-2-12**であり、同平均年金月額は、15.0 万円である。男女別では男性 16.8 万円、女性 11.0 万円となっており、男性を 100 とした女性の水準は 65.5 となっている。

2-2-31 共済組合等についてみると、職域加算部分を除いた平均年金月額は、国共済が 17.1 万円、地共済が 17.4 万円、私学共済が 17.2 万円となっており、**図表 2-2-11** でみた職域加算部分を含む平均年金月額と比べると、いずれの共済組合等においても約 9 割の水準となっている。また、男女別にみても同様である。

2-2-32 また、実施機関別にみると、職域加算部分を除いても、共済組合等の平均年金月額は旧厚生年金より約 2 割高い水準となっている。これには、男女別にみた個々の要因に加え、受給権者に占める女性割合が制度により異なることが影響している。

2-2-33 まず、男性では、国共済では旧厚生年金より 5%程度、地共済と私学共済では旧厚生年金より 1 割程度、平均年金月額が高くなっている。平均加入期間は旧厚生年金の方が長いものの、年金額の算定基礎となる標準報酬額が共済組合等の方が高いこと、**図表 2-2-9** 及び**図表 2-2-10** でみたように、国共済や地共済における受給権者の年齢が旧厚生年金より高くなっている影響が考えられる。受給権者の年齢と年金額との関係については、**2-2-45** で分析している。

2-2-34 一方、女性では、共済組合等の平均年金月額が旧厚生年金より5割前後高くなっている。これは、年金額の算定基礎となる標準報酬額の差に加え、女性では共済組合等の平均加入期間が旧厚生年金よりも相当程度長いことが影響している。具体的には、最も長い国共済の平均加入期間409月は最も短い旧厚生年金の平均加入期間326月の1.25倍となっている。また、国共済において受給権者の年齢が旧厚生年金より高くなっている影響が考えられることは男性と同様である。

2-2-35 このように、平均年金月額は、受給権者の年齢分布や男女構成、年金額の算定基礎となる標準報酬額、平均加入期間などに影響を受けることに留意しつつ比較を行う必要がある。

図表 2-2-12 共済組合等の職域加算部分を除いた老齢・退年相当の平均年金月額(推計)
—平成27(2015)年度末—

| 区分 | 旧厚生年金 | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 厚生年金計 |
|------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 平均年金月額 (老齢基礎年金分を含む) | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 計 | 145,305 | 171,078 | 174,113 | 171,980 | 149,644 |
| 男性 | 166,120 | 174,647 | 182,420 | 188,423 | 168,382 |
| 女性 | 102,131 | 153,075 | 158,751 | 146,901 | 110,310 |
| 女(男=100) | 61.5 | 87.6 | 87.0 | 78.0 | 65.5 |
| 平均加入期間 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
| 計 | 405 | 428 | 426 | 396 | 408 |
| 男性 | 443 | 432 | 439 | 408 | 442 |
| 女性 | 326 | 409 | 402 | 378 | 337 |

注1 国共済、地共済及び私学共済の退年相当の退職共済年金の職域加算部分を除いた年金額は推計値である。

注2 国共済、地共済及び私学共済は、退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

(5) 本来支給、特別支給の平均年金月額

2-2-36 老齢・退年相当の平均年金月額について、さらに詳細な状況をみる。

老齢・退職年金については、65歳が法律の本則上の支給開始年齢とされ、経過的に、60歳以上65歳未満には特別支給の老齢厚生(退職共済)年金が支給されている。平成6(1994)年の制度改正により、特別支給の定額部分の支給開始年齢が生年月日に応じて引き上げられ、男性及び共済組合等の女性の場合、平成25(2013)年度には定額部分の支給はなくなり、旧厚生年金の女性においても平成27(2015)年度には64歳に引き上げられた。報酬比例部分については、男性及び共済組合等の女性において、平成25(2013)年度から61歳に引き上げられ、今後、段階的引上げが続いていく。こうした状況²³を示したものが**図表 2-2-13**である。

2-2-37 今後の年金の主要部分と考えられる新法における65歳以上の本来支給分の平均年金月額(老齢基礎年金分を含む)は、平成27(2015)年度末で旧厚生年金15.6万円、国共済20.0万円、地共済及び私学共済が20.6万円となっており、老齢・退年相当全体の平均よりも高くなっている。

2-2-38 65歳未満の新法特別支給分についてみると、65歳以上の本来支給分に比べ平均年金月額が低くなっている。これは、平成13(2001)年度から定額部分の支給開始年齢が順次引き上げられ、平成27(2015)年度においては、旧厚生年金の女性の64歳を除き、定額部分のない報酬比例部分のみの年金となっていることが反映している。

²³ 用語解説参考図表3を参照。

図表 2-2-13 老齢・退年相当の平均年金月額（詳細版） —平成 27(2015)年度末—

(単位:円)

| 男女合計 | | 旧厚生年金 | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | | |
|--------------------------------|-----------------------|--------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕 | | 98,541 〔145,305〕 | 140,835 〔187,220〕 | 147,961 〔192,004〕 | 142,442 〔189,549〕 | | |
| 新 法 部 給 分 | 特 別 支 給 分 | 60歳未満 | | 95,400 | | | |
| | | 60歳 〔基礎年金分を含む〕 | … 〔56,896〕 | 88,170 〔131,359〕 | 124,611 〔124,611〕 | 72,103 〔110,699〕 | |
| | | 61歳 〔基礎年金分を含む〕 | … 〔81,181〕 | 118,067 〔119,837〕 | 125,343 〔125,523〕 | 110,078 〔110,461〕 | |
| | | 62歳 〔基礎年金分を含む〕 | … 〔84,724〕 | 124,063 〔125,939〕 | 132,025 〔132,229〕 | 118,360 〔118,671〕 | |
| | | 63歳 〔基礎年金分を含む〕 | … 〔87,312〕 | 123,251 〔125,248〕 | 140,135 〔140,296〕 | 117,135 〔117,135〕 | |
| | | 64歳 〔基礎年金分を含む〕 | … 〔101,788〕 | 123,290 〔125,558〕 | 140,985 〔141,103〕 | 114,352 〔114,352〕 | |
| | | 65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕 | 98,033 〔156,440〕 | 136,865 〔199,835〕 | 143,722 〔205,776〕 | 147,284 〔206,354〕 | |
| | | 旧法部分 | 149,772 | 181,264 143,175 | 207,784 145,665 | 163,638 134,669 | |
| | | 男性 | | 旧厚生年金 | 国共済 | 地共済 | 私学共済 |
| | | 老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕 | | 117,017 〔166,120〕 | 144,021 〔191,307〕 | 154,452 〔201,069〕 | 159,837 〔208,377〕 |
| 新 法 部 給 分 | 特 別 支 給 分 | 60歳未満 | | 95,400 | | | |
| | | 60歳 〔基礎年金分を含む〕 | … 〔124,261〕 | 89,939 〔133,123〕 | 125,857 〔125,857〕 | 83,311 〔114,507〕 | |
| | | 61歳 〔基礎年金分を含む〕 | … 〔94,399〕 | 120,152 〔122,064〕 | 129,292 〔129,569〕 | 121,235 〔121,518〕 | |
| | | 62歳 〔基礎年金分を含む〕 | … 〔97,433〕 | 126,376 〔128,379〕 | 135,837 〔136,159〕 | 129,058 〔129,324〕 | |
| | | 63歳 〔基礎年金分を含む〕 | … 〔101,255〕 | 125,893 〔128,088〕 | 148,945 〔149,197〕 | 126,647 〔126,647〕 | |
| | | 64歳 〔基礎年金分を含む〕 | … 〔103,727〕 | 126,194 〔128,671〕 | 150,433 〔150,614〕 | 125,446 〔125,446〕 | |
| | | 65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕 | 117,791 〔178,049〕 | 140,670 〔203,894〕 | 152,142 〔214,877〕 | 166,525 〔226,268〕 | |
| | | 旧法部分 | 202,382 | 188,636 145,234 | 222,983 165,667 | 196,863 143,759 | |
| | | 女性 | | 旧厚生年金 | 国共済 | 地共済 | 私学共済 |
| | | 老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕 | | 60,218 〔102,131〕 | 124,761 〔166,600〕 | 135,957 〔175,241〕 | 115,857 〔160,824〕 |
| 新 法 部 給 分 | 特 別 支 給 分 | 60歳未満 | | | | | |
| | | 60歳 〔基礎年金分を含む〕 | … 〔52,169〕 | 67,883 〔111,122〕 | 102,156 〔102,156〕 | 63,698 〔108,209〕 | |
| | | 61歳 〔基礎年金分を含む〕 | … 〔51,061〕 | 103,412 〔104,197〕 | 118,274 〔118,276〕 | 93,296 〔93,835〕 | |
| | | 62歳 〔基礎年金分を含む〕 | … 〔51,214〕 | 107,879 〔108,871〕 | 125,610 〔125,611〕 | 99,843 〔100,234〕 | |
| | | 63歳 〔基礎年金分を含む〕 | … 〔50,771〕 | 106,450 〔107,196〕 | 125,099 〔125,101〕 | 100,094 〔100,094〕 | |
| | | 64歳 〔基礎年金分を含む〕 | … 〔96,922〕 | 104,784 〔105,736〕 | 123,840 〔123,842〕 | 96,027 〔96,027〕 | |
| | | 65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕 | 54,853 〔109,214〕 | 116,574 〔178,142〕 | 125,759 〔186,374〕 | 116,429 〔174,481〕 | |
| | | 旧法部分 | 108,856 | 161,507 88,902 | 196,518 119,898 | 153,756 128,061 | |

注1 国共済、地共済及び私学共済は、退職相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

注2 []内は基礎年金額(国共済、地共済及び私学共済については基礎年金額の推計値)を加算(私学共済の60及び61歳については報酬比例部分を繰り上げた者について加算)した平均年金額である。

注3 共済の「新法部分」は、みなし従前額保障を適用される者を除いた数値である。

注4 共済の「旧法部分」は、

上段が、旧法適用かつ通年方式で算定されている者

下段が、旧法適用かつ一般方式で算定されている者及びみなし従前額保障を適用される者についての数値である。

(6) 老齢・退年相当の平均年金月額推移

2-2-39 図表 2-2-14 は、老齢・退年相当の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）の推移を示したものである。平成 27(2015)年度の対前年度増減率は全ての制度で増加しているが、これは、平成 27(2015)年度においては、年金額が基本的に 0.9%引き上げられたことが影響している（第1章第2節6（4）参照）。

しかしながら、被用者年金の平均年金月額の増加率は年金額の改定率 0.9%を下回っている。この要因については、2-2-44 で分析している。

図表 2-2-14 平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）の推移 —老齢・退年相当—

| 年度末 | 旧厚生年金 | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 国民年金 |
|------------|---------|---------|---------|---------|-------------------|
| | | | | | 新法基礎年金と 旧法国民年金 |
| 平成（西暦） | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 7（1995） | 171,478 | 216,304 | 232,691 | 218,302 | 44,656 |
| 12（2000） | 175,865 | 219,605 | 234,931 | 221,343 | 50,918 |
| 17（2005） | 165,083 | 209,025 | 222,659 | 207,494 | 52,963 |
| 22（2010） | 150,406 | 195,812 | 204,688 | 191,642 | 54,529 |
| 23（2011） | 149,687 | 194,782 | 202,718 | 190,636 | 54,612 |
| 24（2012） | 148,422 | 193,921 | 201,161 | 190,490 | 54,783 |
| 25（2013） | 145,596 | 186,842 | 192,607 | 188,205 | 54,544 |
| 26（2014） | 144,886 | 186,052 | 191,237 | 187,961 | 54,414 |
| 27（2015） | 145,305 | 187,220 | 192,004 | 189,549 | 55,157 |
| 対前年度増減率(%) | | | | | |
| 17（2005） | △0.2 | △0.1 | △0.2 | 0.2 | 0.9 |
| 22（2010） | △2.2 | △1.8 | △2.4 | △2.0 | 0.5 |
| 23（2011） | △0.5 | △0.5 | △1.0 | △0.5 | 0.2 |
| 24（2012） | △0.8 | △0.4 | △0.8 | △0.1 | 0.3 |
| 25（2013） | △1.9 | △3.7 | △4.3 | △1.2 | △0.4 |
| 26（2014） | △0.5 | △0.4 | △0.7 | △0.1 | △0.2 |
| 27（2015） | 0.3 | 0.6 | 0.4 | 0.8 | 1.4 |

注1 旧厚生年金の平成7(1995)年度は、旧三共済分は含むが、旧三共済に係る基礎年金額は含まない。また、平成7(1995)、12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注2 国共済、地共済及び私学共済は、退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

注3 平成27(2015)年度の対前年度増減率について、平均年金月額に国共済、地共済及び私学共済の経過的職域加算を含めた場合は、国共済:0.9%、地共済:0.8%、私学共済:1.1%となる。

2-2-40 図表 2-2-15 は、被用者年金の老齢・退年相当の平均年金月額（老齢基礎年金分を含まない）の推移を示したものである。平成 27(2015)年度の対前年度増減率が、旧厚生年金で 1.3%の減、国共済で 0.4%の減、地共済で 0.7%の減、私学共済で 0.1%の減と、全ての制度で減少している。

図表 2-2-15 平均年金月額（老齢基礎年金分を含まない）の推移 —老齢・退年相当—

| 年度末 | 旧厚生年金 | 国共済 | 地共済 | 私学共済 |
|------------|---------|---------|---------|---------|
| 平成（西暦） | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 7（1995） | 155,814 | 206,265 | 221,687 | 202,671 |
| 12（2000） | 149,564 | 196,201 | 210,629 | 192,790 |
| 17（2005） | 131,132 | 176,827 | 190,441 | 172,474 |
| 22（2010） | 111,656 | 158,062 | 168,480 | 152,827 |
| 23（2011） | 110,041 | 155,871 | 165,966 | 151,035 |
| 24（2012） | 107,123 | 153,144 | 162,917 | 149,183 |
| 25（2013） | 102,087 | 143,745 | 151,896 | 144,339 |
| 26（2014） | 99,862 | 141,373 | 149,031 | 142,629 |
| 27（2015） | 98,541 | 140,835 | 147,961 | 142,442 |
| 対前年度増減率（%） | | | | |
| 17（2005） | △1.7 | △1.3 | △1.2 | △0.9 |
| 22（2010） | △3.2 | △2.6 | △2.9 | △2.6 |
| 23（2011） | △1.4 | △1.4 | △1.5 | △1.2 |
| 24（2012） | △2.7 | △1.7 | △1.8 | △1.2 |
| 25（2013） | △4.7 | △6.1 | △6.8 | △3.2 |
| 26（2014） | △2.2 | △1.7 | △1.9 | △1.2 |
| 27（2015） | △1.3 | △0.4 | △0.7 | △0.1 |

注1 旧厚生年金の平成7(1995)、12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注2 国共済、地共済及び私学共済は、退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

注3 平成27(2015)年度の対前年度増減率について、平均年金月額に国共済、地共済及び私学共済の経過的職域加算を含めた場合は、国共済：△0.1%、地共済：△0.2%、私学共済：0.3%となる。

(7) 老齢・退年相当の平均加入期間

2-2-41 平均年金月額の影響を与える平均加入期間の動向をみる。平成27(2015)年度末の老齢・退年相当の受給権者の平均加入期間は、**図表 2-2-16**のとおり、旧厚生年金405月、国共済428月、地共済426月、私学共済396月、国民年金377月となっており、全ての制度で前年度より長くなっている。

2-2-42 受給権者の平均加入期間の推移をみると、年々長くなってきている。特に国民年金は、近年、年4～8月の増加となっており、平成27(2015)年度末は377月と、平成7(1995)年度末からの20年間で136月伸びている。これは、昭和61(1986)年度の基礎年金制度導入前に国民年金に任意加入していなかったこと等の理由による合算対象期間(いわゆる「カラ」期間)を有する者の割合が減少していることが考えられる。

図表 2-2-16 受給権者の平均加入期間の推移 ー老齢・退年相当ー

| 年度末 | 旧厚生年金 | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金 |
|----------|-------|-----|-----|------|---------------------------|
| 平成(西暦) | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
| 7(1995) | 347 | 410 | 405 | 353 | 241 |
| 12(2000) | 364 | 413 | 410 | 366 | 284 |
| 17(2005) | 380 | 420 | 415 | 378 | 322 |
| 22(2010) | 394 | 425 | 421 | 387 | 353 |
| 23(2011) | 396 | 425 | 422 | 389 | 358 |
| 24(2012) | 399 | 426 | 423 | 390 | 363 |
| 25(2013) | 401 | 427 | 424 | 392 | 369 |
| 26(2014) | 403 | 427 | 425 | 395 | 373 |
| 27(2015) | 405 | 428 | 426 | 396 | 377 |
| 対前年度増減差 | | | | | |
| 17(2005) | 3 | 1 | 1 | 2 | 8 |
| 22(2010) | 2 | 1 | 1 | 2 | 5 |
| 23(2011) | 2 | 0 | 1 | 2 | 5 |
| 24(2012) | 3 | 1 | 1 | 1 | 6 |
| 25(2013) | 2 | 1 | 1 | 2 | 5 |
| 26(2014) | 3 | 0 | 1 | 3 | 5 |
| 27(2015) | 2 | 1 | 1 | 1 | 4 |

注1 旧厚生年金の平成7(1995)、12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注2 国共済、地共済及び私学共済は、退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

2-2-43 新規裁定者について平均加入期間の推移をみたのが、**図表 2-2-17** である²⁴。平成 27(2015)年度の新規裁定者の平均加入期間は旧厚生年金の男性、国共済、地共済が 430 月余でほぼ同程度、私学共済と国民年金が 400 月余で同程度、旧厚生年金の女性が 359 月で最も少ない。平成 26(2014)年度と比べると、旧厚生年金、地共済、国民年金で増加している一方、国共済、私学共済では減少している。

ここで、旧厚生年金の男性と国共済、地共済、私学共済では、平成 25(2013)年度と平成 26(2014)年度の対前年度増減差が大きい。これは、男性及び共済組合等の女性において、平成 25(2013)年度に報酬比例部分の支給開始年齢が 61 歳に引き上げられ、平成 25(2013)年度の新規裁定者数が、著しく少なかったこと²⁵による影響である。

図表 2-2-17 新規裁定者の平均加入期間の推移 —老齢・退年相当—

| 年度 | 旧厚生年金 | | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金 |
|----------------|-------|-----|-----|-----|------|---------------------------|
| | 男性 | 女性 | | | | |
| 平成 (西暦) | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
| 7 (1995) | 389 | 415 | 313 | | 417 | 377 |
| 12 (2000) | 409 | 427 | 331 | 430 | 424 | 384 |
| 17 (2005) | 412 | 434 | 344 | 436 | 431 | 396 |
| 22 (2010) | 407 | 427 | 352 | 427 | 430 | 399 |
| 23 (2011) | 407 | 427 | 354 | 428 | 431 | 398 |
| 24 (2012) | 407 | 426 | 355 | 430 | 431 | 400 |
| 25 (2013) | 386 | 419 | 357 | 434 | 442 | 408 |
| 26 (2014) | 407 | 430 | 358 | 435 | 437 | 407 |
| 27 (2015) | 411 | 433 | 359 | 434 | 439 | 401 |
| 対前年度増減差 | | | | | | |
| 17 (2005) | △1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 |
| 22 (2010) | △1 | △1 | 2 | △2 | 1 | 0 |
| 23 (2011) | △0 | △1 | 1 | 1 | 1 | △1 |
| 24 (2012) | △0 | △1 | 2 | 2 | 0 | 2 |
| 25 (2013) | △20 | △7 | 1 | 4 | 11 | 8 |
| 26 (2014) | 21 | 11 | 1 | 1 | △5 | △1 |
| 27 (2015) | 4 | 2 | 1 | △1 | 2 | △6 |

注1 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 旧厚生年金及び平成26(2014)年度までの地共済については、加入期間20年以上の新規裁定者に係る平均加入期間である。

注3 特別支給の老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達した以降、老齢基礎年金を受給するようになった場合は、国民年金の新規裁定には計上していない。

注4 平成27(2015)年度の国共済、地共済、私学共済については、退年相当の退職共済年金の新規裁定者と老齢相当の老齢厚生年金の新規裁定者の平均である。

²⁴ 新規裁定者には、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が 65 歳に到達した以降、老齢基礎年金及び老齢厚生年金（本来支給）を受給するようになった場合は、老齢基礎年金及び老齢厚生年金（本来支給）ともに計上されていないこと（このため、特別支給の老齢厚生年金の受給権者となった以降の加入期間については、**図表 2-2-17** には反映されていない。）や、当該年度に支給開始年齢に達した者であっても翌年度に裁定された者については翌年度の新規裁定者に計上されていること等に留意する必要がある。

²⁵ 例えば、旧厚生年金（老齢年金・加入期間 20 年以上）の男性の新規裁定者数は、平成 24(2012)年度 544 千人、平成 25(2013)年度 176 千人、平成 26(2014)年度 402 千人、平成 27(2015)年度 467 千人となっている。

(8) 被用者年金の平均年金月額の減少要因

2-2-44 被用者年金の平均年金月額は、受給権者全体の平均加入期間が伸長するなかで、減少傾向にある。その要因として以下のことが考えられる。

①報酬比例部分の給付乗率の引下げ

給付乗率の大きい年金の受給権者が年々減少していくこと。なお、給付乗率は、昭和2(1927)年4月1日以前生まれの1000分の7.308から昭和21(1946)年4月2日以後生まれの者の1000分の5.481まで、生年月日に応じて逡減している。

②定額部分の支給開始年齢の引上げ

- ・ 男性及び共済組合等の女性では、平成13(2001)年度に特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられ、その後、平成16(2004)年度に62歳、平成19(2007)年度に63歳、平成22(2010)年度に64歳に引き上げられ、平成25(2013)年度には定額部分がなくなったこと。
- ・ 旧厚生年金の女性では、平成18(2006)年度に定額部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられ、その後、平成21(2009)年度に62歳、平成24(2012)年度に63歳、平成27(2015)年度に64歳に引き上げられたこと。

③物価スライド

平成15(2003)、平成16(2004)、平成18(2006)、平成23(2011)年度、平成24(2012)年度については、年金の物価スライドがそれぞれ0.9%、0.3%、0.3%、0.4%、0.3%の引下げであったこと。

④特例水準の解消

平成25(2013)年9月分までの年金は、平成12(2000)年度から平成14(2002)年度にかけての物価下落のなかでも、特例法によりマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたこと等により、本来の年金額より2.5%高い水準(特例水準)となっていたが、世代間公平の観点から、特例水準の計画的な解消が行われたこと。具体的には、平成25(2013)年10月に1.0%、平成26(2014)年4月に1.0%、平成27(2015)年4月に0.5%解消され、特例水準は解消された。(第1章第2節6(3)参照)。

⑤被用者年金一元化法による追加費用削減のための恩給期間に係る給付の引下げ

国共済及び地共済については、平成25(2013)年8月(同10月支給分)から、追加費用削減のため、追加費用財源の恩給期間に係る給付について、減額率の上限を共済年金全体の10%とし年間230万円以下の給付(共済年金全体)は減額しない配慮措置を設けた上で、負担に見合った水準まで一律に27%引き下げたこと。

⑥被用者年金一元化に伴う共済組合等の職域加算部分の廃止

共済組合等について、被用者年金の一元化に伴い職域加算部分が廃止されたこと。

2-2-45 図表 2-2-18、図表 2-2-19 は、旧厚生年金の老齢相当の受給権者について、年齢階級別の平均年金月額を示したものである。男女ともに、90 歳以上を除き、年齢階級が高くなるほど平均年金月額が高くなっている。これは、2-2-44 で述べた報酬比例部分の給付乗率の引下げの影響が大きいと考えられる。ただし、年齢階級別に平均年金月額をみる場合には、平均年金月額に影響を与える平均加入期間に係る経過措置²⁶に留意する必要がある。

図表 2-2-18 旧厚生年金の老齢相当の受給権者の年齢階級別平均年金月額

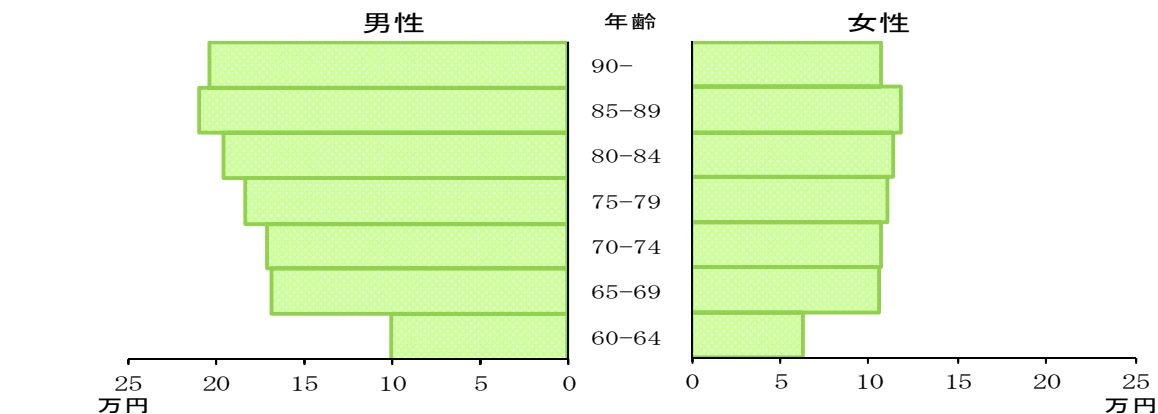
—平成 27(2015)年度末—

| 年齢階級 | 男女計 | | 男 | | 女 | |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 受給権者数 千人 | 平均年金月額 円 | 受給権者数 万人 | 平均年金月額 円 | 受給権者数 万人 | 平均年金月額 円 |
| 60～64歳 | 2,493 | 88,353 | 1,714 | 99,868 | 779 | 63,010 |
| 65～69歳 | 4,245 | 150,118 | 2,997 | 168,618 | 1,248 | 105,695 |
| 70～74歳 | 3,207 | 151,656 | 2,243 | 171,059 | 964 | 106,514 |
| 75～79歳 | 2,551 | 159,968 | 1,728 | 183,487 | 822 | 110,543 |
| 80～84歳 | 1,774 | 164,689 | 1,116 | 195,047 | 659 | 113,263 |
| 85～89歳 | 961 | 170,959 | 557 | 209,522 | 404 | 117,804 |
| 90歳～ | 453 | 155,788 | 227 | 203,774 | 226 | 107,510 |
| 計(平均) | 15,684 | 145,305 | 10,582 | 166,120 | 5,102 | 102,131 |

注 平均年金月額には基礎年金分を含む。

図表 2-2-19 旧厚生年金の老齢相当の受給権者の年齢階級別平均年金月額

—平成 27(2015)年度末—



²⁶ 老齢相当とは、加入期間が25年以上の老齢厚生年金のことであるが、経過的に期間短縮を受けているものを含む。経過的期間短縮とは、昭和27(1952)年4月1日以前生まれの20年から昭和30(1955)年4月2日以後昭和31(1956)年4月1日以前生まれの者の24年まで(中高年齢特例については、昭和22(1947)年4月1日以前生まれの15年から昭和25(1950)年4月2日以後昭和26(1951)年4月1日以前生まれの者の19年まで)、生年月日に応じて短縮された資格期間のことである。

第3節 財政収支の現状及び推移

1 平成27年度の財政収支状況の特徴

2-3-1 平成27年度の財政収支状況を取りまとめるに当たり、被用者年金の一元化との関係について述べる。

被用者年金の一元化においては、効率的な事務処理を行う観点から、被保険者の記録管理、標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、保険給付の裁定等について共済組合等を実施機関として活用することとされたため、厚生年金の財政は、厚生年金勘定及び厚生年金の実施機関たる共済組合等の厚生年金保険経理に分かれている。厚生年金勘定と共済組合等の厚生年金保険経理の間では、厚生年金拠出金・厚生年金交付金を通じて財政的に一元化されている。

年金数理部会が注視すべき公的年金財政とは、一元化後の厚生年金全体の財政および国民年金財政であり、一元化後の厚生年金全体の財政状況は必ずしも明示的に示されていないため、これを取りまとめることは、年金数理部会の重要な責務である。

2-3-2 ここで、平成27年度については、年度途中の10月に一元化が行われたため、共済組合等における経理区分は、年度前半は一元化前の長期経理、年度後半は一元化後の厚生年金保険経理と経過的長期経理の3つに分かれている（**図表 2-3-1** 参照）。そのため、平成27(2015)年度の一元化後の厚生年金全体の財政状況を取りまとめるためには、年度前半の共済組合等の長期経理について厚生年金相当部分を推計する必要がある。年金数理部会では、従来から、財政指標の作成・分析にあたり共済組合等の厚生年金相当部分について推計をしており、その手法等を活用することにより厚生年金全体の財政状況を推計し、取りまとめることとする。

また、時系列での比較が可能となるように、共済組合等における3つの経理を合算した共済組合等の職域加算部分等²⁷を含む決算ベースの収支状況（従来の財政収支状況と単年度収支状況）についても取りまとめることとする。

2-3-3 共済組合等の職域加算部分等を除く厚生年金相当部分の収支の推計は、

- ①保険料収入については、年度前半の長期経理の保険料収入の総額を、総合費用²⁸（厚生年金相当部分）と職域加算部分に係る総合費用で按分したものを、年度前半の厚生年金相当部分の保険料収入とみなした上で、厚生年金保険経理の保険料収入と合算する
- ②国庫・公経済負担及び追加費用については、厚生年金相当部分に充てられる分を推計する

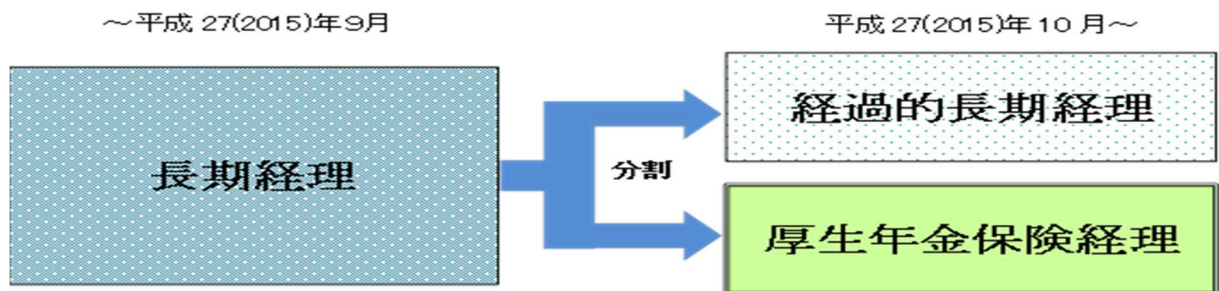
²⁷ 職域加算部分と経過的職域加算部分をまとめて職域加算部分等と呼ぶ。

²⁸ 総合費用とは、実質的な支出（追加費用を含まない）から国庫・公経済負担を控除したものである（第2章第4節2参照）。

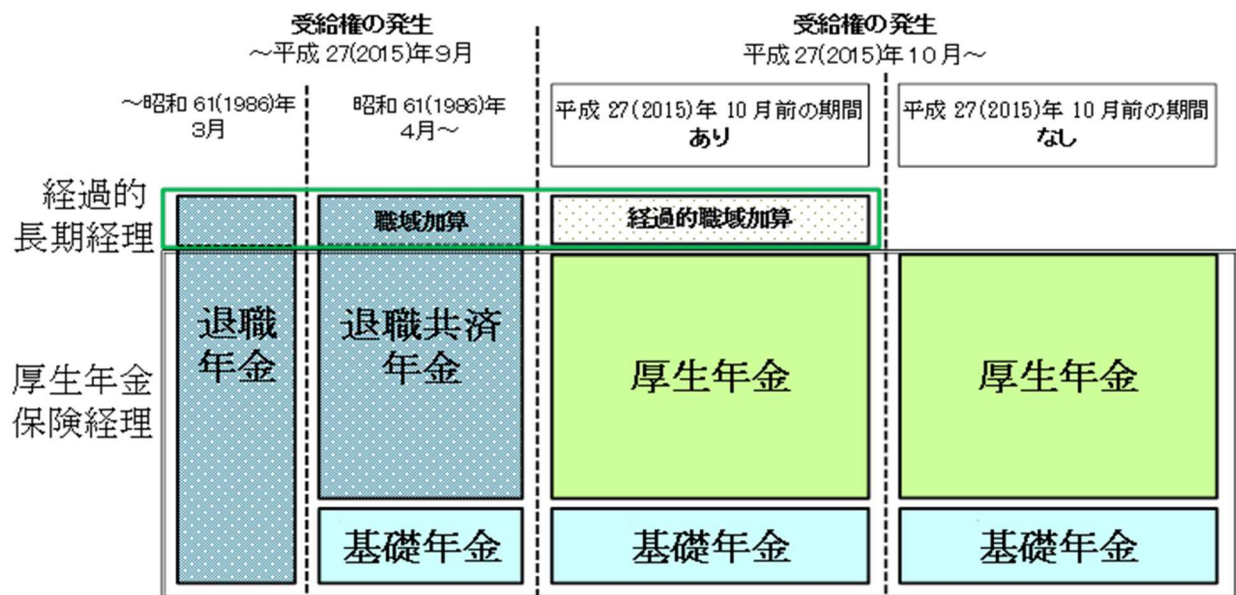
- ③給付費については、厚生年金相当部分の給付費を推計する
- ④財政調整拠出金については、厚生年金相当部分の財政調整拠出金を推計する
- ⑤運用収入については、年度前半の長期経理の運用収入の額を、積立金の概算仕分けにおける厚生年金保険経理に仕分けられた積立金と経過的長期経理に仕分けられた積立金で按分したものを、年度前半の厚生年金相当部分の運用収入とみなした上で、厚生年金保険経理の運用収入と合算することにより行っている。

図表 2-3-1 被用者年金一元化に伴う共済組合等の年金経理

○ 共済組合等の年金経理



○ 平成 27 年 10 月以降の共済組合等の年金給付のイメージと各経理の関係



2 平成 27 年度の単年度収支状況（厚生年金相当部分の推計）

2-3-4 図表 2-3-2 は、平成 27(2015)年度における単年度収支状況（厚生年金相当部分の推計）をまとめたものである。この単年度収支状況は、公的年金財政状況の把握の観点から制度横断的に比較・分析しているものであり、収支状況を「運用損益分を除いた単年度収支残」と「運用による損益」の2つに分けて分析している。

ここでは、

- ① 単年度の収入総額については、「運用収入」及び国民年金（基礎年金勘定）の「積立金より受入」²⁹8,014億円を除いて算出
- ② 単年度の支出総額については、国共済及び地共済の「有価証券売却損等」を「その他」から除いて算出
- ③ 運用損益分を除いた単年度収支残は、単年度の収入総額と支出総額の差と
している。

2-3-5 収入面では、公的年金制度全体の保険料収入が33兆8,065億円、国庫・公経済負担が12兆2,043億円となっている。国共済及び地共済の収入項目にある追加費用³⁰は4,554億円、厚生年金勘定及び国民年金（国民年金勘定）の収入項目にある独立行政法人福祉医療機構納付金³¹は2,518億円、厚生年金勘定の収入項目にある職域等費用納付金は1,193億円、解散厚生年金基金等徴収金は4兆6,647億円である。

2-3-6 この他、収入項目として、基礎年金拠出金収入(22兆4,818億円)、基礎年金交付金(1兆5,275億円)、実施機関拠出金収入(2兆3,570億円)、厚生年金交付金(2兆3,830億円)、国共済組合連合会等拠出金収入(233億円)、財政調整拠出金収入(546億円)があるが、これらは、公的年金制度全体ではそれぞれ対応する支出項目と相殺している。
具体的には、

- ① 厚生年金勘定の収入項目である「実施機関拠出金収入」は、国共済、地共済及び私学共済の支出項目である「厚生年金拠出金」に

²⁹ 厚生年金及び国民年金（国民年金勘定）では、平成16年改正以降、積立金を活用する財政運営となっていることから、当年度の事業運営上の財源に充てるため必要があるときには、あらかじめ積立金からの繰入を当年度の予算に計上している。

また、国民年金（基礎年金勘定）の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであるが、被用者年金一元化法により、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）が改正され、平成24(2012)年度決算以降、収支残の一部または全部を積立金として積み立てている。国民年金（基礎年金勘定）における積立金からの受入は、当該年度の給付等の支出を支障なく行うという事業運営の観点から行われている。

³⁰ 追加費用は、年金給付のうち制度発足前の期間である恩給公務員期間等の期間、すなわち基本的には国共済は昭和34(1959)年前、地共済は昭和37(1962)年前の期間に対応する部分に係る費用（恩給公務員期間は全額を、旧令共済期間については後発債務部分）を、国または地方公共団体等が事業主として負担しているものである。国共済、地共済制度の発足に際して、これらの期間相当分の給付についても新しい制度の給付と通算して給付することとされたが、その費用負担としては、これらの期間の雇用主であった国・地方公共団体等が、将来における給付発生の都度支払う方法が採られた。このため、現在も毎年度、国または地方公共団体等が当該給付分を追加費用として負担している。（本節3(3)も参照）。

³¹ 独立行政法人福祉医療機構納付金は、旧年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を承継した独立行政法人福祉医療機構が、当該業務で回収した回収金を年金特別会計の厚生年金勘定及び国民年金勘定へ納付したものである。旧年金資金運用基金が解散したことに伴い、事業の廃止に必要な費用等を平成17(2005)年度に厚生年金及び国民年金が支出したことに伴って、平成18(2006)年度以降、年金住宅融資回収金等が収入となっている。

- ②国共済、地共済及び私学共済の収入項目である「厚生年金交付金」は、厚生年金勘定の支出項目である「実施機関保険給付費等交付金」に
 - ③厚生年金勘定の収入項目である「国共済組合連合会等拠出金収入」は、国共済、地共済及び私学共済の支出項目である「年金保険者拠出金」に
 - ④国共済又は地共済の収入項目である「財政調整拠出金収入」は、国共済又は地共済の支出項目である「財政調整拠出金」に
 - ⑤基礎年金勘定以外の収入項目である「基礎年金交付金」は、基礎年金勘定の支出項目の「基礎年金相当給付費」に
 - ⑥基礎年金勘定の収入項目である「基礎年金拠出金収入」は、基礎年金勘定以外の支出項目である「基礎年金拠出金」に
- 対応しており、公的年金制度の合計で見ると、収入・支出の双方に同額が計上され、財政的には相殺されている。

2-3-7 したがって、公的年金制度全体の財政収支状況をみる場合には、公的年金制度内でのやりとりであるこれらの項目を収入・支出両面から除く必要がある（図表 2-3-3 参照）。

2-3-8 公的年金の収入総額をこうした考え方に基づいて算出すると、平成 27(2015)年度の運用損益分を除いた公的年金制度全体の収入総額は 51 兆 5,612 億円となる。支出面では、公的年金制度全体の給付費³²が 50 兆 6,592 億円であり、同様に公的年金制度内でのやりとりを除いて算出した公的年金制度全体の支出総額は、50 兆 9,602 億円である。

2-3-9 これらの結果、公的年金制度全体の運用損益分を除いた単年度収支残は 6,010 億円のプラスとなっている。一方で、運用による損益は国共済及び国民年金（基礎年金勘定）を除きマイナスとなっており、公的年金制度全体では時価ベースで 5 兆 7,594 億円のマイナスとなっている。

2-3-10 単年度収支状況を制度別にみると、厚生年金勘定及び国民年金（基礎年金勘定）を除き、運用損益分を除いた単年度収支残はマイナスとなっている。ここで、解散厚生年金基金等徴収金という一時的要因を除くと、厚生年金勘定で 2 兆 4,015 億円のマイナス、公的年金制度全体では 4 兆 637 億円のマイナスとなる。

³² 給付費のうち、被用者年金各制度及び国民年金勘定の給付費には、その一部として基礎年金相当給付費が含まれており、これと基礎年金勘定の給付費である基礎年金給付費がいわゆる 1 階部分にあたる給付費となる。また、各制度が拠出した基礎年金拠出金、年金保険者拠出金、基礎年金相当給付費（いずれも公的年金制度全体では対応する収入項目と相殺している。）は、他制度の収入として受け入れられた後、最終的には公的年金制度の給付費の一部として支出される（図表 2-3-3 を参照）。

図表 2-3-2 単年度収支状況（厚生年金相当部分の推計） —平成 27(2015)年度—

| 区 分 | 厚生年金 | | | | | 国民年金 | | 公的年金 制度全体 (推計値) |
|-----------------------------|---------------------|--------------|--------------|---------------|--------------------|------------|------------|-----------------------|
| | 厚生年金 勘定 | 国共済 (推計値) | 地共済 (推計値) | 私学共済 (推計値) | 計 (推計値) | 国民年金 勘定 | 基礎年金 勘定 | |
| | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 |
| 収入 (単年度) | | | | | | | | |
| 総額 | 451,641 | 22,841 | 58,164 | 6,811 | 491,277 | 39,562 | 224,866 | 515,612 |
| 保険料収入 | 278,362 | 11,055 | 29,646 | 3,864 | 322,926 | 15,139 | ・ | 338,065 |
| 国庫・公経済負担 | 92,264 | 3,007 | 7,465 | 1,214 | 103,949 | 18,094 | ・ | 122,043 |
| 追加費用 | ・ | 2,228 | 2,326 | ・ | 4,554 | ・ | ・ | 4,554 |
| 基礎年金交付金 | 6,777 | 703 | 1,547 | 57 | 9,085 | 6,190 | ・ | ⑤ |
| 実施機関拠出金収入 | 23,570 | ・ | ・ | ・ | ① | ・ | ・ | ① |
| 厚生年金交付金 | ・ | 5,735 | 16,598 | 1,497 | ② | ・ | ・ | ② |
| 国共済組合連合会等拠出金収入 | 233 | ・ | ・ | ・ | ③ | ・ | ・ | ③ |
| 財政調整拠出金収入 | ・ | - | 546 | ・ | ④ | ・ | ・ | ④ |
| 職域等費用納付金 | 1,193 | ・ | ・ | ・ | 1,193 | ・ | ・ | 1,193 |
| 解散厚生年金基金等徴収金 | 46,647 | ・ | ・ | ・ | 46,647 | ・ | ・ | 46,647 |
| 基礎年金拠出金収入 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | 224,818 | ⑥ |
| 独立行政法人福祉医療機構納付金 | 2,386 | ・ | ・ | ・ | 2,386 | 132 | ・ | 2,518 |
| その他 | 209 | 113 | 37 | 178 | 538 | 8 | 48 | 594 |
| 支出 (単年度) | | | | | | | | |
| 総額 | 429,008 | 26,071 | 70,111 | 6,902 | 483,912 | 41,155 | 224,628 | 509,602 |
| 給付費 | 234,398 | 13,800 | 39,070 | 2,665 | 289,932 | 7,311 | 209,349 | 506,592 |
| 基礎年金拠出金 | 169,495 | 5,838 | 14,703 | 2,382 | 192,418 | 32,400 | ・ | ⑥ |
| 実施機関保険給付費等交付金 | 23,830 | ・ | ・ | ・ | ② | ・ | ・ | ② |
| 厚生年金拠出金 | ・ | 5,675 | 16,238 | 1,657 | ① | ・ | ・ | ① |
| 年金保険者拠出金 | ・ | 13 | 36 | 184 | ③ | ・ | ・ | ③ |
| 基礎年金相当給付費(基礎年金交付金) | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | 15,275 | ⑤ |
| 財政調整拠出金 | ・ | 546 | - | ・ | ④ | ・ | ・ | ④ |
| その他 | 1,285 | 199 | 63 | 15 | 1,562 | 1,444 | 4 | 3,010 |
| 運用損益分を除いた単年度収支残 | 22,633 <△24,015> | △3,229 | △11,947 | △91 | 7,365 <△39,282> | △1,593 | 238 | 6,010 <△40,637> |
| 運用による損益 時価ベース | △50,081 | 131 | △3,676 | △602 | △54,228 | △3,417 | 51 | △57,594 |
| 年度末積立金の対前年度増減額 時価ベース | △27,345 | … | … | … | … | △4,899 | 289 | … |
| 年度末積立金 時価ベース | 1,339,311 | 71,552 | 195,697 | 20,652 | 1,627,212 | 87,768 | 32,181 | 1,747,161 |

注1 この表（単年度収支状況）は、公的年金制度の財政状況を年金財政の観点から制度横断的に比較・分析したもので、
 ・収入（単年度）では、「運用収入」、国民年金（基礎年金勘定）の「積立金より受入」を除いて算出し、
 ・支出（単年度）では、国共済・地共済の「その他」を有価証券売却損等を除いて算出した上、
 収入総額と支出総額の差を「運用損益分を除いた単年度収支残」として算出している。なお、厚生年金勘定、厚生年金の計及び公的年金制度全体のくゝ内の額は、解散厚生年金基金等徴収金を控除した額である。

注2 平成27年10月の被用者年金一元化を踏まえ、国共済、地共済及び私学共済については、長期経理（私学共済は長期勘定）のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理（私学共済は厚生年金勘定・厚生年金経理）を加えたものを用いている。

注3 厚生年金勘定、厚生年金の計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注4 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

注5 運用収入は、運用手数料控除後のものである。

注6 基礎年金拠出金収入及び国民年金勘定の基礎年金拠出金には、特別国庫負担額を含めた基礎年金勘定への繰入額を計上している。

注7 基礎年金勘定の積立金（被用者年金の被扶養配偶者が国民年金に任意加入とされていた昭和61年4月前の元任意加入被保険者が納付した保険料に相当する額の積立金及びその運用収入）については、平成27年度から平成36年度までの各年度において基礎年金拠出金の軽減に充てることになっている。

注8 厚生年金の計については、厚生年金全体としての財政収支状況をとらえるため、被用者年金制度間及び厚生年金実施機関間でのやりとり（①～④）について、収入・支出両面から除いている。

注9 公的年金制度全体は、公的年金制度全体としての財政収支状況をとらえるため、厚生年金の計に国民年金を加えたもののうち、公的年金制度内のやりとり（⑤、⑥）については、収入・支出両面から除いている。

注10 国共済の時価ベースの額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の額である。

図表 2-3-3 単年度収支状況（厚生年金相当部分の推計） —平成 27(2015)年度—

| 区 分 | | 公的年金 制度全体 (推計値) |
|-------------------------------------|-----------------|-----------------------|
| | | 億円 |
| 収 入 (単 年 度) | 総額 | 515,612 |
| | 保険料収入 | 338,065 |
| | 国庫・公経済負担 | 122,043 |
| | 追加費用 | 4,554 |
| | 基礎年金交付金 | ⑤ 15,275 |
| | 実施機関拠出金収入 | ① 23,570 |
| | 厚生年金交付金 | ② 23,830 |
| | 国共済組合連合会等拠出金収入 | ③ 233 |
| | 財政調整拠出金収入 | ④ 546 |
| | 職域等費用納付金 | 1,193 |
| | 解散厚生年金基金等徴収金 | 46,647 |
| | 基礎年金拠出金収入 | ⑥ 224,818 |
| | 独立行政法人福祉医療機構納付金 | 2,518 |
| | その他 | 594 |
| 支 出 (単 年 度) | 総額 | 509,602 |
| 給付費 | 506,592 | |
| 基礎年金拠出金 | ⑥ 224,818 | |
| 実施機関保険給付費等交付金 | ② 23,830 | |
| 厚生年金拠出金 | ① 23,570 | |
| 年金保険者拠出金 | ③ 233 | |
| 基礎年金相当給付費（基礎年金交付金） | ⑤ 15,275 | |
| 財政調整拠出金 | ④ 546 | |
| その他 | 3,010 | |
| 運用損益分を除いた単年度収支残 | | 6,010 <△40,637>※ |
| 運用による損益 | 時価ベース | △57,594 |
| 年度末積立金の対前年度増減額 | 時価ベース | … |
| 年度末積立金 | 時価ベース | 1,747,161 |

※ 解散厚生年金基金等徴収金を控除した額

①②③④⑤⑥の項目は、合計で見ると収入・支出間で相殺されており、公的年金制度全体の財政には影響しないことから、公的年金制度全体の財政収支状況を見る場合は、これらの項目を収入・支出両面から除いている。

- ① 各実施機関から厚生年金勘定へ
- ② 厚生年金勘定から各実施機関へ
- ③ 旧三公社共済年金統合に伴う各共済組合等から厚生年金勘定への拠出
- ④ 国共済と地共済の両制度間における財政調整
- ⑤ 基礎年金勘定から各制度(実施機関)へ[基礎年金相当給付費に充てられる]
- ⑥ 各制度(実施機関)から基礎年金勘定へ

3 平成27年度の共済組合等の職域加算部分等を含む財政収支状況及び単年度収支状況

2-3-11 図表 2-3-4 は、共済組合等について長期経理、厚生年金保険経理、経過的長期経理を合算した、共済組合等の職域加算部分等を含む財政収支状況であり、図表 2-3-5 はその単年度収支状況である。

2-3-12 共済組合等の職域加算部分等を含む財政収支状況は、収入総額（簿価ベース）は55兆939億円、支出総額は51兆6,880億円となっている。

2-3-13 共済組合等の職域加算部分等を含む単年度収支状況でみると、公的年金制度全体の平成27(2015)年度の運用損益分を除いた収入総額は52兆1,332億円、支出総額は51兆6,708億円、収支残は4,624億円のプラスとなっている。ここで、解散厚生年金基金等徴収金という一時的要因を除くと、厚生年金勘定及び公的年金制度全体でも収支残がマイナスとなるのは2-3-10と同様である。

一方で、運用による損益は時価ベースで6兆1,972億円のマイナスとなっており、共済組合等の経過的長期経理の積立金を含む時価ベースの年度末積立金は、対前年度で5兆6,185億円減の198兆3,689億円となっている³³。

³³ 厚生年金勘定の年度末積立金の対前年度増減額が、「運用損益分を除いた単年度収支残」と「運用による損益」の合計に104億円一致しないのは、「業務勘定から積立金への繰入れ」のためである。国民年金（国民年金勘定）における110億円の不一致も同様の理由である。

国共済の年度末積立金の対前年度増減額が、「運用損益分を除いた単年度収支残」と「運用による損益」の合計に125億円一致しないのは、平成27(2015)年度末の積立金を包括信託内の未収収益を含むものとしたためである。

地共済の年度末積立金の対前年度増減額が、「運用損益分を除いた単年度収支残」と「運用による損益」の合計に824億円一致しないことについては、総務省及び地共済にて調査中である。

図表 2-3-4 共済組合等の職域加算部分等を含む財政収支状況 ー平成27(2015)年度ー

| 区 分 | 被用者年金 | | | | | 国民年金 | | 公的年金 制度全体 | |
|-------------------------|------------|-----------|--------|---------|--------|------------|------------|--------------|-----------|
| | 厚生年金 勘定 | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 計 | 国民年金 勘定 | 基礎年金 勘定 | | |
| | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | |
| 収入総額 | 簿価ベース | 451,644 | 25,995 | 78,000 | 8,394 | 515,789 | 42,312 | 232,930 | 550,939 |
| 保険料収入 | | 278,362 | 11,595 | 31,321 | 4,026 | 325,304 | 15,139 | ・ | 340,442 |
| 国庫・公経済負担 | | 92,264 | 3,014 | 7,496 | 1,215 | 103,989 | 18,094 | ・ | 122,083 |
| 追加費用 | | ・ | 2,394 | 5,125 | ・ | 7,519 | ・ | ・ | 7,519 |
| 運用収入 | 簿価ベース | 3 | 2,192 | 15,178 | 1,419 | 18,793 | 2,750 | 51 | 21,593 |
| (再掲 年金積立金管理運用独立行政法人納付金) | | (-) | | | | (-) | (2,750) | | (2,750) |
| 基礎年金交付金 | | 6,777 | 703 | 1,547 | 57 | 9,085 | 6,190 | ・ | ⑤ |
| 実施機関拠出金収入 | | 23,570 | ・ | ・ | ・ | ① | ・ | ・ | ① |
| 厚生年金交付金 | | ・ | 5,735 | 16,598 | 1,497 | ② | ・ | ・ | ② |
| 国共済組合連合会等拠出金収入 | | 233 | ・ | ・ | ・ | ③ | ・ | ・ | ③ |
| 財政調整拠出金収入 | | ・ | - | 612 | ・ | ④ | ・ | ・ | ④ |
| 職域等費用納付金 | | 1,193 | ・ | ・ | ・ | 1,193 | ・ | ・ | 1,193 |
| 解散厚生年金基金等徴収金 | | 46,647 | ・ | ・ | ・ | 46,647 | ・ | ・ | 46,647 |
| 基礎年金拠出金収入 | | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | 224,818 | ⑥ |
| 独立行政法人福祉医療機構納付金 | | 2,386 | ・ | ・ | ・ | 2,386 | 132 | ・ | 2,518 |
| 積立金より受入 | | - | ・ | ・ | ・ | - | - | 8,014 | 8,014 |
| その他 | | 209 | 361 | 124 | 179 | 874 | 8 | 48 | 930 |
| 支出総額 | | 429,008 | 27,918 | 75,208 | 7,301 | 491,189 | 41,155 | 224,628 | 516,880 |
| 給付費 | | 234,398 | 15,422 | 44,049 | 2,963 | 296,832 | 7,311 | 209,349 | 513,492 |
| 基礎年金拠出金 | | 169,495 | 5,838 | 14,703 | 2,382 | 192,418 | 32,400 | ・ | ⑥ |
| 実施機関保険給付費等交付金 | | 23,830 | ・ | ・ | ・ | ② | ・ | ・ | ② |
| 厚生年金拠出金 | | ・ | 5,675 | 16,238 | 1,657 | ① | ・ | ・ | ① |
| 年金保険者拠出金 | | ・ | 13 | 36 | 184 | ③ | ・ | ・ | ③ |
| 基礎年金相当給付費(基礎年金交付金) | | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | 15,275 | ⑤ |
| 財政調整拠出金 | | ・ | 612 | - | ・ | ④ | ・ | ・ | ④ |
| その他 | | 1,285 | 358 | 181 | 115 | 1,940 | 1,444 | 4 | 3,388 |
| 収支残 | 簿価ベース | 22,636 | △1,923 | 2,793 | 1,094 | 24,599 | 1,158 | 8,302 | 34,059 |
| 年度末積立金 | 簿価ベース | 1,072,240 | 69,363 | 372,738 | 37,521 | 1,551,862 | 73,233 | 32,181 | 1,657,276 |
| 年度末積立金の対前年度増減額 | 簿価ベース | 22,740 | △1,923 | 2,800 | 1,094 | 24,711 | 1,268 | 289 | 26,267 |

<時価ベース>

| | | | | | | | | | |
|----------------|-------|-----------|--------|---------|--------|-----------|--------|--------|-----------|
| 運用収入 | 時価ベース | △50,081 | 235 | △7,888 | △872 | △58,606 | △3,417 | 51 | △61,972 |
| 年度末積立金 | 時価ベース | 1,339,311 | 78,239 | 405,464 | 40,727 | 1,863,740 | 87,768 | 32,181 | 1,983,689 |
| 年度末積立金の対前年度増減額 | 時価ベース | △27,345 | △3,684 | △19,347 | △1,198 | △51,574 | △4,899 | 289 | △56,185 |

注1 平成27年10月の被用者年金一元化を踏まえ、本表は、以下の通り作成している。

・国共済、地共済及び私学共済については、長期経理（私学共済は長期勘定）、厚生年金保険経理（私学共済は厚生年金勘定・厚生年金経理）及び経過的長期経理（私学共済は厚生年金勘定・職域年金経理）を加えたものである。

・国共済及び地共済の収入において、経過的長期経理に計上されている事業主負担は、その他に計上している。

注2 厚生年金勘定、被用者年金の計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注3 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

注4 運用収入は、運用手数料控除後のものである。

注5 基礎年金拠出金収入及び国民年金勘定の基礎年金拠出金には、特別国庫負担額を含めた基礎年金勘定への繰入額を計上している。

注6 基礎年金勘定の積立金（被用者年金の被扶養配偶者が国民年金に任意加入とされていた昭和61年4月前の元任意加入被保険者が納付した保険料に相当する額の積立金及びその運用収入）については、平成27年度から平成36年度までの各年度において基礎年金拠出金の軽減に充てることになっている。

注7 被用者年金の計については、被用者年金全体としての財政収支状況をとらえるため、被用者年金制度間及び厚生年金実施機関間でのやりとり（①～④）について、収入・支出両面から除いている。

注8 公的年金制度全体は、公的年金制度全体としての財政収支状況をとらえるため、被用者年金の計に国民年金を加えたもののうち、公的年金制度内でのやりとり（⑤、⑥）について、収入・支出両面から除いている。

注9 国共済の時価ベースの額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の額である。

図表 2-3-5 共済組合等の職域加算部分等を含む単年度収支状況 ー平成 27(2015)年度ー

| 区 分 | 被用者年金 | | | | | 国民年金 | | 公的年金 制度全体 |
|-----------------------------|---------------------|--------|---------|--------|--------------------|------------|------------|--------------------|
| | 厚生年金 勘定 | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 計 | 国民年金 勘定 | 基礎年金 勘定 | |
| | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 |
| 収入 (単年度) | | | | | | | | |
| 総額 | 451,641 | 23,803 | 62,822 | 6,975 | 496,996 | 39,562 | 224,866 | 521,332 |
| 保険料収入 | 278,362 | 11,595 | 31,321 | 4,026 | 325,304 | 15,139 | ・ | 340,442 |
| 国庫・公経済負担 | 92,264 | 3,014 | 7,496 | 1,215 | 103,989 | 18,094 | ・ | 122,083 |
| 追加費用 | ・ | 2,394 | 5,125 | ・ | 7,519 | ・ | ・ | 7,519 |
| 基礎年金交付金 | 6,777 | 703 | 1,547 | 57 | 9,085 | 6,190 | ・ | ⑤ |
| 実施機関拠出金収入 | 23,570 | ・ | ・ | ・ | ① | ・ | ・ | ① |
| 厚生年金交付金 | ・ | 5,735 | 16,598 | 1,497 | ② | ・ | ・ | ② |
| 国共済組合連合会等拠出金収入 | 233 | ・ | ・ | ・ | ③ | ・ | ・ | ③ |
| 財政調整拠出金収入 | ・ | - | 612 | ・ | ④ | ・ | ・ | ④ |
| 職域等費用納付金 | 1,193 | ・ | ・ | ・ | 1,193 | ・ | ・ | 1,193 |
| 解散厚生年金基金等徴収金 | 46,647 | ・ | ・ | ・ | 46,647 | ・ | ・ | 46,647 |
| 基礎年金拠出金収入 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | 224,818 | ⑥ |
| 独立行政法人福祉医療機構納付金 | 2,386 | ・ | ・ | ・ | 2,386 | 132 | ・ | 2,518 |
| その他 | 209 | 361 | 124 | 179 | 874 | 8 | 48 | 930 |
| 支出 (単年度) | | | | | | | | |
| 総額 | 429,008 | 27,848 | 75,105 | 7,301 | 491,017 | 41,155 | 224,628 | 516,708 |
| 給付費 | 234,398 | 15,422 | 44,049 | 2,963 | 296,832 | 7,311 | 209,349 | 513,492 |
| 基礎年金拠出金 | 169,495 | 5,838 | 14,703 | 2,382 | 192,418 | 32,400 | ・ | ⑥ |
| 実施機関保険給付費等交付金 | 23,830 | ・ | ・ | ・ | ② | ・ | ・ | ② |
| 厚生年金拠出金 | ・ | 5,675 | 16,238 | 1,657 | ① | ・ | ・ | ① |
| 年金保険者拠出金 | ・ | 13 | 36 | 184 | ③ | ・ | ・ | ③ |
| 基礎年金相当給付費(基礎年金交付金) | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | 15,275 | ⑤ |
| 財政調整拠出金 | ・ | 612 | - | ・ | ④ | ・ | ・ | ④ |
| その他 | 1,285 | 288 | 79 | 115 | 1,768 | 1,444 | 4 | 3,216 |
| 運用損益分を除いた単年度収支残 | 22,633 <△24,015> | △4,045 | △12,283 | △326 | 5,979 <△40,669> | △1,593 | 238 | 4,624 <△42,023> |
| 運用による損益 時価ベース | △50,081 | 235 | △7,888 | △872 | △58,606 | △3,417 | 51 | △61,972 |
| 年度末積立金の対前年度増減額 時価ベース | △27,345 | △3,684 | △19,347 | △1,198 | △51,574 | △4,899 | 289 | △56,185 |
| 年度末積立金 時価ベース | 1,339,311 | 78,239 | 405,464 | 40,727 | 1,863,740 | 87,768 | 32,181 | 1,983,689 |

注1 この表(単年度収支状況)は、公的年金制度の財政状況を年金財政の観点から制度横断的に比較・分析したもので、
 ・収入(単年度)では、「運用収入」、国民年金(基礎年金勘定)の「積立金より受入」を除いて算出し、
 ・支出(単年度)では、国共済・地共済の「その他」を有価証券売却損等を除いて算出した上、
 収入総額と支出総額の差を「運用損益分を除いた単年度収支残」として算出している。なお、厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体の<>内の額は、解散厚生年金基金等徴収金を控除した額である。

注2 平成27年10月の被用者年金一元化を踏まえ、本表は、以下の通り作成している。
 ・国共済、地共済及び私学共済については、長期経理、厚生年金保険経理及び経過的長期経理を加えたものである。
 ・国共済及び地共済の収入において、経過的長期経理に計上されている事業主負担は、その他に計上している。

注3 厚生年金勘定、被用者年金の計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注4 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

注5 運用収入は、運用手数料控除後のものである。

注6 基礎年金拠出金収入及び国民年金勘定の基礎年金拠出金には、特別国庫負担額を含めた基礎年金勘定への繰入額を計上している。

注7 基礎年金勘定の積立金(被用者年金の被扶養配偶者が国民年金に任意加入とされていた昭和61年4月前の元任意加入被保険者が納付した保険料に相当する額の積立金及びその運用収入)については、平成27年度から平成36年度までの各年度において基礎年金拠出金の軽減に充てることになっている。

注8 被用者年金の計については、被用者年金全体としての財政収支状況をとらえるため、被用者年金制度間及び厚生年金実施機関間でのやりとり(①～④)について、収入・支出両面から除いている。

注9 公的年金制度全体は、公的年金制度全体としての財政収支状況をとらえるため、被用者年金の計に国民年金を加えたもののうち、公的年金制度内でのやりとり(⑤、⑥)について、収入・支出両面から除いている。

注10 国共済の時価ベースの額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の額である。

4 収入の推移

(1) 保険料収入

2-3-14 図表 2-3-6 は、平成 27(2015)年度の公的年金の保険料収入を示したものである。

ここで、共済組合等の年度前半の保険料収入については、2-3-3 で述べたとおり、年度前半の長期経理の保険料収入の総額を、総合費用（厚生年金相当部分）と職域加算部分に係る総合費用で按分したものを、厚生年金相当部分の保険料収入とみなしている。平成 27(2015)年度の公的年金制度全体の保険料収入は、33 兆 8,065 億円である。

図表 2-3-6 公的年金の保険料収入 —平成 27(2015)年度—

| 年度 | 厚生年金 勘定 | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 厚生年金計 | 国民年金 (国民年金勘定) | 公的年金 制度全体 |
|----------|------------|-------------------|--------------------|------------------|---------|------------------|--------------|
| 平成(西暦) | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 |
| 27(2015) | 278,362 | 11,055 (5,988) | 29,646 (15,992) | 3,864 (1,976) | 322,926 | 15,139 | 338,065 |

注1 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 国共済、地共済及び私学共済については、長期経理の保険料収入のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の保険料収入を加えたものである。

注3 国共済、地共済及び私学共済の()内の額は、平成27(2015)年度下半期における半年間の厚生年金保険経理の保険料収入である。

2-3-15 図表 2-3-7 は、共済組合等の職域加算部分等を含む保険料収入の推移を示したものである。平成 27(2015)年度は、厚生年金勘定は 5.8%、国共済は 2.9%、地共済は 1.2%、私学共済は 1.5%増加し、被用者年金計では 5.1%の増加となっている。

一方、国民年金（国民年金勘定）は 6.9%の減少となっている。国民年金保険料の引上げや国民年金保険料の納付率³⁴の上昇はあったものの、国民年金第 1 号被保険者数が減少していることに加え、平成 26(2014)年 4 月に保険料の 2 年前納制度が創設され、平成 27(2015)年度分の保険料の一部が平成 26(2014)年度の収入となったため平成 27(2015)年度の保険料収入が減少している。

共済組合等の職域加算部分等を含む公的年金制度全体の保険料収入は、対前年度で 4.5%増の 34 兆 442 億円となった。

³⁴ 納付率とは、納付対象月数に対する納付月数の割合である。納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数及び若年者納付猶予月数を含まない）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度 4 月末まで）に実際に納付された月数である。

(参考) 国民年金保険料の納付率の推移

| 年度 | 平成(西暦) 22(2010) | 23(2011) | 24(2012) | 25(2013) | 26(2014) | 27(2015) |
|-------|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 納付率 | % 59.3 | % 58.6 | % 59.0 | % 60.9 | % 63.1 | % 63.4 |
| 最終納付率 | 64.5 | 65.1 | 67.8 | 70.1 | | |

注 保険料は過去 2 年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率。

図表 2-3-7 共済組合等の職域加算部分等を含む保険料収入の推移

| 年度 | 厚生年金勘定 | | | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 被用者年金計 | 国民年金 (国民年金勘定) | 公的年金 制度全体 |
|-----------|---------|-------|-------|--------|--------|-------|---------|------------------|--------------|
| | 旧三共済 | 旧農林年金 | | | | | | | |
| 平成(西暦) | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 |
| 7 (1995) | 186,933 | 4,209 | 3,153 | 9,066 | 27,437 | 2,066 | 232,864 | 18,251 | 251,116 |
| 12 (2000) | 200,512 | | 3,289 | 10,206 | 29,882 | 2,351 | 246,240 | 19,678 | 265,919 |
| 17 (2005) | 200,584 | | | 10,290 | 30,099 | 2,789 | 243,762 | 19,480 | 263,242 |
| 22 (2010) | 227,252 | | | 10,298 | 29,167 | 3,419 | 270,137 | 16,717 | 286,854 |
| 23 (2011) | 234,699 | | | 10,535 | 29,429 | 3,549 | 278,212 | 15,807 | 294,019 |
| 24 (2012) | 241,549 | | | 10,384 | 29,787 | 3,675 | 285,395 | 16,124 | 301,519 |
| 25 (2013) | 250,472 | | | 10,552 | 29,524 | 3,813 | 294,361 | 16,178 | 310,539 |
| 26 (2014) | 263,196 | | | 11,263 | 30,961 | 3,966 | 309,386 | 16,255 | 325,640 |
| 27 (2015) | 278,362 | | | 11,595 | 31,321 | 4,026 | 325,304 | 15,139 | 340,442 |

| 対前年度増減率 (%) | | | | | | | | | |
|-------------|--|-----|--|------|------|-----|-----|------|-----|
| 17 (2005) | | 3.1 | | 0.7 | 1.2 | 4.1 | 2.8 | 0.6 | 2.6 |
| 22 (2010) | | 2.2 | | △0.3 | △1.1 | 3.6 | 1.7 | △1.4 | 1.5 |
| 23 (2011) | | 3.3 | | 2.3 | 0.9 | 3.8 | 3.0 | △5.4 | 2.5 |
| 24 (2012) | | 2.9 | | △1.4 | 1.2 | 3.5 | 2.6 | 2.0 | 2.6 |
| 25 (2013) | | 3.7 | | 1.6 | △0.9 | 3.7 | 3.1 | 0.3 | 3.0 |
| 26 (2014) | | 5.1 | | 6.7 | 4.9 | 4.0 | 5.1 | 0.5 | 4.9 |
| 27 (2015) | | 5.8 | | 2.9 | 1.2 | 1.5 | 5.1 | △6.9 | 4.5 |

注1 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。
 注2 厚生年金勘定の平成7(1995)年度は旧三共済を含まず、平成12(2000)年度以前は旧農林年金を含まない。
 注3 平成27(2015)年度の国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体には、職域加算部分等を含む。

2-3-16 図表 2-3-8 は、平成 27(2015)年度における被用者年金の保険料収入の増減要因を分析したものである。分析にあたっては、以下の方法で行った。

まず、保険料収入を以下の式で表し、各項目に分解する。

$$\text{保険料収入} = \text{被保険者数}^{35} \times \text{1人当たり標準報酬額}^{36} \times \text{保険料率}^{37} \times \alpha^{38}$$

上記の分解式において、被保険者数、1人当たり標準報酬額、保険料率を各々「前年度の数値」から「今年度の数値」に置き換えた値を算出し、その差をとることで、各項目の寄与額を算出した。次に、各項目の寄与額の前年度保険料収入に対する率を算出することで、保険料収入全体の増減率を要因別に分解した。なお、 α の変化による寄与分等を「その他」の要因による寄与分とした。

³⁵ 年度間平均値を用いた。

³⁶ 標準報酬総額（総報酬・年度間累計）を被保険者数（年度間平均値）で除した数値を用いた。

³⁷ 対象年度の保険料率を加重平均（収納月を考慮）した数値を用いた。

³⁸ α は保険料収入の単純計算値と実績のずれを表す率で、以下の式で算出した。

$$\alpha = \text{保険料収入実績} / (\text{被保険者数} \times \text{1人当たり標準報酬額} \times \text{保険料率})$$

※ 実績の保険料収入は、厚生年金基金の免除保険料率相当分、育休等による保険料免除分、収納状況、月別の数値が一定でないことによるずれ等の影響があるため、単純計算値（上記 α の式における右辺の分母）とは一致しない。そこで、このずれの状況を集約し α としている。

2-3-17 各制度とも平成 27(2015)年度中に保険料率が引き上げられたこと（図表 2-3-9 参照）が保険料収入を増加させる方向に大きく寄与している。厚生年金勘定と私学共済では被保険者数の増加の寄与も大きい。また、国共済は、1人当たり標準報酬額の増加の寄与も少なくないが、これには、国家公務員の給与の特例減額が平成 25(2013)年度までに終了したことの影響が残っていることは 2-1-15 で述べたとおりである。また、第3号被保険者（地方公務員）については、1人当たり標準報酬額が保険料収入を減少させる方向に寄与しているが、標準報酬制への変更の影響が含まれることについても 2-1-15 で述べたとおりである。

図表 2-3-8 保険料収入の増減要因の分析 —平成 27(2015)年度—

| 区分 | 厚生年金勘定 | 国共済 | 地共済 | 私学共済 |
|---------------|--------|------|------|------|
| 保険料収入の対前年度増減率 | 5.8 | 2.9 | 1.2 | 1.5 |
| 要因別の寄与分 | | | | |
| 被保険者数 | 2.2 | 0.5 | 0.0 | 2.1 |
| 1人当たり標準報酬額 | 0.4 | 1.4 | △0.7 | △0.4 |
| 保険料率 | 2.0 | 2.1 | 2.1 | 2.5 |
| その他 | 1.0 | △1.0 | △0.3 | △2.7 |

注1 要因別の寄与分は年金数理部会で推計したものであり、前年度の保険料収入に対する率で表している。

注2 被保険者数は、年度間平均値を用いている。

注3 保険料率は、収納月を考慮して加重平均したものを用いている。

図表 2-3-9 公的年金の保険料（率）

| 年度 | 厚生年金勘定 | | | | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 国民年金 |
|-----------|-------------|------------|-----------|-------------|-------------|-------------|------------|---------------------------------|
| | | 旧日本鉄道 | 旧日本たばこ産業 | 旧農林年金 | | | | |
| 平成（西暦） | % | % | % | % | % | % | % | 円 |
| 15 (2003) | 13.58(4月) | 15.69(4月) | 15.55(4月) | 15.22(4月) | 14.38(4月) | 12.96(4月) | 10.46(4月) | 13,300 ^{平成10年 4月～} |
| 16 (2004) | 13.934(10月) | ↓ | ↓ | 14.704(10月) | 14.509(10月) | 13.384(10月) | ↓ | ↓ |
| 17 (2005) | 14.288(9月) | ↓ | ↓ | 15.058(9月) | 14.638(9月) | 13.738(9月) | 10.814(4月) | 13,580(4月) |
| 18 (2006) | 14.642(9月) | ↓ | ↓ | 15.412(9月) | 14.767(9月) | 14.092(9月) | 11.168(4月) | 13,860(4月) |
| 19 (2007) | 14.996(9月) | ↓ | ↓ | 15.766(9月) | 14.896(9月) | 14.446(9月) | 11.522(4月) | 14,100(4月) |
| 20 (2008) | 15.350(9月) | ↓ | ↓ | 16.120(9月) | 15.025(9月) | 14.800(9月) | 11.876(4月) | 14,410(4月) |
| | ↓ | ↓ | ↓ | 15.350(10月) | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ |
| 21 (2009) | | 15.704(9月) | | | 15.154(9月) | | 12.230(4月) | 14,660(4月) |
| 22 (2010) | | 16.058(9月) | | | 15.508(9月) | | 12.584(4月) | 15,100(4月) |
| 23 (2011) | | 16.412(9月) | | | 15.862(9月) | | 12.938(4月) | 15,020(4月) |
| 24 (2012) | | 16.766(9月) | | | 16.216(9月) | | 13.292(4月) | 14,980(4月) |
| 25 (2013) | | 17.120(9月) | | | 16.570(9月) | | 13.646(4月) | 15,040(4月) |
| 26 (2014) | | 17.474(9月) | | | 16.924(9月) | | 14.000(4月) | 15,250(4月) |
| 27 (2015) | | 17.828(9月) | | | 17.278(9月) | | 14.354(4月) | 15,590(4月) |

注1 ()内は改定月である。

注2 被用者年金一元化前の共済年金等の保険料率は、本人負担分の2倍を掲げた。

注3 厚生年金勘定の被保険者のうち坑内員及び船員の保険料率は平成27(2015)年9月時点で17.936%である。

注4 私学共済については、被用者年金一元化後の厚生年金勘定・職域年金経理の積立金を保険料の軽減に充てることが可能となっている。平成27(2015)年10月から28(2016)年3月までの間は、14.354%から0.797ポイントを軽減した率（軽減保険料率）となっている。

(2) 国庫・公経済負担

2-3-18 図表 2-3-10 は、平成 27(2015)年度の公的年金の国庫・公経済負担を示したものである。平成 27(2015)年度の公的年金制度全体の国庫・公経済負担は、12 兆 2,043 億円である。

国庫・公経済負担とは、基礎年金拠出金の2分の1³⁹に相当する額、国民年金が発足した昭和 36(1961)年4月前の期間（恩給公務員期間等は除く）に係る給付に要する費用の一定割合⁴⁰に相当する額等について、国庫または地方公共団体等が負担している額⁴¹のことである。また、国民年金においては、国民年金保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付費、20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費等に特別国庫負担がある。国庫・公経済負担の多くは基礎年金拠出金に係るものであることから、共済組合等の職域加算部分等を含むか否かでの差はほとんどない。

図表 2-3-10 公的年金の国庫・公経済負担 —平成 27(2015)年度—

| 年度 | 厚生年金 勘定 | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 厚生年金計 | 国民年金 (国民年金勘定) | 公的年金 制度全体 |
|----------------------|------------|------------------|------------------|----------------|---------|------------------|--------------|
| | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 |
| 平成 (西暦) 27 (2015) | 92,264 | 3,007 (1,429) | 7,465 (3,778) | 1,214 (594) | 103,949 | 18,094 | 122,043 |

注1 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。
 注2 国共済、地共済及び私学共済については、長期経理の国庫・公経済負担のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の国庫・公経済負担を加えたものである。
 注3 国共済、地共済及び私学共済の()内の額は、平成27(2015)年度下半期における半年間の厚生年金保険経理の国庫・公経済負担である。

2-3-19 図表 2-3-11 により共済組合等の職域加算部分等を含む国庫・公経済負担の推移をみると、平成 27(2015)年度は、国民年金（国民年金勘定）で減少する一方、被用者年金ではいずれの制度でも増加している。長期的にみても、国民年金第1号被保険者が減少している国民年金（国民年金勘定）を除き、各制度とも増加傾向にある。国庫・公経済負担の多くは基礎年金拠出金に係るものであり、基礎年金等給付費の増加を反映して基礎年金拠出金が増加してきたことが、国庫・公経済負担の増加の要因となっている。また、平成 16(2004)年度以降平成 21(2009)年度までは、基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げ（図表 2-3-12 参照）も増加要因となっていた。

2-3-20 ここで、基礎年金制度では、当該年度における保険料・拠出金算定対象額等の見込額を用いて算出した基礎年金拠出金、基礎年金交付金の概算額が拠出・交付され、その後、当該年度における保険料・拠出金算定対象額等の実績の値（確定値）を用い

³⁹ 基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げについては、図表 2-3-12 参照。
⁴⁰ 厚生年金は 20%、国共済・地共済は 15.85%、私学共済・旧農林年金は 19.82%。
⁴¹ 用語解説参考図表 2 「国庫が負担する費用一覧（国民年金及び厚生年金の場合）」を参照。

て算出した確定額と概算額との差額が翌々年度に精算される仕組みとなっている。決算に計上される額（決算ベース）は、当該年度の概算額と前々年度の精算額の合計である。また、確定値ベースとは、当該年度における保険料・拠出金算定対象額等の実績の値（確定値）を用いて算出した額等のことである。

2-3-21 平成22(2010)年度は、概算額算出に用いる国民年金（国民年金勘定）の納付率の変更⁴²により、各制度の基礎年金拠出金算定対象者数の構成比（図表2-3-27参照）が変化したことで、概算額が国民年金（国民年金勘定）で減少し、被用者年金で増加した。これに加え、平成20(2008)年度に係る精算額も国民年金（国民年金勘定）でマイナス、被用者年金でプラスとなったため、平成22(2010)年度の国庫・公経済負担は、国民年金（国民年金勘定）で大きく減少する一方、被用者年金で増加した。平成22(2010)年度以降は国民年金の納付率の違いに係る精算分が小さくなったため、平成24(2012)年度は、精算分が大きかった対前年度でみると、基礎年金拠出金は被用者年金で減少し、国民年金（国民年金勘定）で大きく増加し、国庫・公経済負担もこれに応じた動きとなっている。

図表2-3-11 共済組合等の職域加算部分等を含む国庫・公経済負担の推移

| 年度 | 厚生年金勘定 | | | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 被用者年金計 | 国民年金 (国民年金勘定) | 公的年金 制度全体 |
|------------|--------|-------|-----|-------|-------|-------|---------|------------------|--------------|
| | 旧三共済 | 旧農林年金 | | | | | | | |
| | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 |
| 平成(西暦) | | | | | | | | | |
| 7(1995) | 28,295 | 688 | 525 | 988 | 2,602 | 294 | 33,393 | 11,846 | 45,238 |
| 12(2000) | 37,209 | | 580 | 1,315 | 3,346 | 404 | 42,853 | 13,637 | 56,489 |
| 17(2005) | 45,394 | | | 1,589 | 3,828 | 537 | 51,348 | 17,020 | 68,368 |
| 22(2010) | 84,326 | | | 2,702 | 6,630 | 1,030 | 94,687 | 16,898 | 111,586 |
| 23(2011) | 84,992 | | | 2,903 | 7,312 | 1,097 | 96,304 | 18,660 | 114,963 |
| 24(2012) | 80,583 | | | 2,836 | 6,871 | 1,048 | 91,339 | 21,938 | 113,276 |
| 25(2013) | 83,058 | | | 2,796 | 6,572 | 1,059 | 93,485 | 21,119 | 114,605 |
| 26(2014) | 87,690 | | | 2,847 | 7,147 | 1,140 | 98,824 | 19,283 | 118,107 |
| 27(2015) | 92,264 | | | 3,014 | 7,496 | 1,215 | 103,989 | 18,094 | 122,083 |
| 対前年度増減率(%) | | | | | | | | | |
| 17(2005) | | 6.1 | | 4.1 | 0.9 | 7.6 | 5.6 | 11.8 | 7.1 |
| 22(2010) | | 8.1 | | 9.7 | 4.1 | 11.3 | 7.9 | △17.8 | 3.0 |
| 23(2011) | | 0.8 | | 7.4 | 10.3 | 6.5 | 1.7 | 10.4 | 3.0 |
| 24(2012) | | △5.2 | | △2.3 | △6.0 | △4.4 | △5.2 | 17.6 | △1.5 |
| 25(2013) | | 3.1 | | △1.4 | △4.3 | 1.1 | 2.4 | △3.7 | 1.2 |
| 26(2014) | | 5.6 | | 1.8 | 8.7 | 7.6 | 5.7 | △8.7 | 3.1 |
| 27(2015) | | 5.2 | | 5.9 | 4.9 | 6.6 | 5.2 | △6.2 | 3.4 |

注1 厚生年金勘定の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2002)年度は旧農林年金を含まない。

注2 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

注3 平成27(2015)年度の国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体には、職域加算部分等を含む。

⁴² 平成21(2009)年度までの80%から、平成22(2010)年度は62%に変更。

図表 2-3-12 基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げ

| 年度 | 基礎年金の国庫・公経済負担割合 ① | ①欄で*を付した額の内訳 | | | | | |
|-----------|--------------------------|------------------------|------|-----|-----|------|------|
| | | 公的年金 制度全体 (うち国庫) | 厚生年金 | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 国民年金 |
| 平成(西暦) | | 億円 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 |
| 16(2004) | 1/3 + 296億円* | 296 (272) | 206 | 8 | 21 | 3 | 58 |
| 17(2005) | 1/3 + 11/1000 + 1,192億円* | 1,192 (1,101) | 822 | 30 | 82 | 10 | 248 |
| 18(2006) | 1/3 + 25/1000 | | | | | | |
| 19(2007) | 1/3 + 32/1000 | | | | | | |
| 20(2008) | 1/3 + 32/1000 | | | | | | |
| 21(2009)~ | 1/2 | | | | | | |

注 基礎年金の国庫・公経済負担には、地方公共団体等の負担を含む。

2-3-22 図表 2-3-13 は、平成 22(2010)年度以降の基礎年金拠出金(特別国庫負担分を除く)の確定値ベースと決算ベースの推移を示したものである。平成 24(2012)年度以降は、納付率の違いに係る精算分が小さくなったため、決算ベースの基礎年金拠出金は、より確定値ベースに近くなっている。

図表 2-3-13 基礎年金拠出金の推移(特別国庫負担分を除く)

| 年度 | 厚生年金勘定 | | 国共済 | | 地共済 | | 私学共済 | | 国民年金(国民年金勘定) | |
|----------|---------|---------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------------|--------|
| | 確定値ベース | 決算ベース | 確定値ベース | 決算ベース | 確定値ベース | 決算ベース | 確定値ベース | 決算ベース | 確定値ベース | 決算ベース |
| 平成(西暦) | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 |
| 22(2010) | 143,640 | 159,880 | 5,027 | 5,325 | 12,991 | 13,761 | 1,894 | 2,051 | 32,849 | 27,271 |
| 23(2011) | 145,302 | 159,002 | 5,122 | 5,644 | 13,047 | 14,388 | 1,950 | 2,157 | 31,961 | 29,328 |
| 24(2012) | 149,213 | 148,006 | 5,219 | 5,513 | 13,250 | 13,630 | 2,035 | 2,063 | 33,298 | 36,459 |
| 25(2013) | 154,907 | 150,310 | 5,327 | 5,431 | 13,558 | 13,574 | 2,116 | 2,083 | 34,239 | 34,964 |
| 26(2014) | 160,096 | 161,290 | 5,441 | 5,544 | 13,731 | 14,214 | 2,194 | 2,246 | 33,546 | 31,839 |
| 27(2015) | 165,914 | 169,495 | 5,544 | 5,838 | 13,943 | 14,703 | 2,281 | 2,382 | 32,695 | 29,154 |

注 平成27(2015)年度の確定値ベースの基礎年金拠出金の額は、基礎年金勘定の積立金(昭和61年4月前に国民年金へ任意加入していた被用者年金の被扶養配偶者が納付した保険料に相当する額の積立金収入及びその運用収入)による基礎年金拠出金の軽減後の額である。

(3) 追加費用

2-3-23 図表 2-3-14 は、国共済及び地共済に係る厚生年金相当部分の追加費用及び職域加算部分等を含む追加費用の推移を示したものである。平成 27(2015)年度の厚生年金相当部分の追加費用の額は、国共済 2,228 億円、地共済 2,326 億円となっている。地共済については、平成 27(2015)年度分の追加費用のほとんどを年度前半に一括で長期経理に受け入れたため、厚生年金保険経理からの給付に充てられる追加費用が本来受け入れるべき厚生年金保険経理に受け入れられておらず、厚生年金相当部分の追加費用の額が少なくなっている。当該過少となっている額は 2,246 億円であり、平成 29(2017)年 5 月末に利子相当額を除き地共済の経過的長期経理から厚生年金保険経理に移管されている。

2-3-24 職域加算部分等を含む追加費用の推移をみると、追加費用は共済制度発足前の期間にかかる給付であることから、国共済、地共済ともに、基本的には減少している。平成 25(2013)年度及び平成 26(2014)年度の追加費用が平成 24(2012)年度⁴³に比べて大きく減少しているのは、被用者年金一元化法により、追加費用削減のため、平成 25(2013)年 8 月（同 10 月支給分）から恩給期間に係る給付の引下げが行われたことによるものである（2-2-15 参照）。平成 27(2015)年度については、この影響はなくなったものの、国共済 8.1%減、地共済 20.8%減と引き続き大きく減少している。

図表 2-3-14 追加費用の推移

| 年度 | 厚生年金相当部分 | | | 職域加算部分等を含む | | |
|-------------|------------------|---------------|------------------|------------|--------|--------|
| | 国共済 | 地共済 | 計 | 国共済 | 地共済 | 計 |
| | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 |
| 平成 (西暦) | | | | | | |
| 7 (1995) | | | | 6,060 | 15,559 | 21,619 |
| 12 (2000) | | | | 5,612 | 14,756 | 20,368 |
| 17 (2005) | | | | 4,702 | 11,896 | 16,599 |
| 22 (2010) | | | | 4,265 | 11,611 | 15,875 |
| 23 (2011) | | | | 4,077 | 11,065 | 15,143 |
| 24 (2012) | | | | 3,360 | 8,778 | 12,138 |
| 25 (2013) | | | | 2,982 | 7,391 | 10,373 |
| 26 (2014) | | | | 2,605 | 6,468 | 9,073 |
| 27 (2015) | 2,228 (1,107) | 2,326 (14) | 4,554 (1,121) | 2,394 | 5,125 | 7,519 |
| 対前年度増減率 (%) | | | | | | |
| 17 (2005) | | | | △4.4 | △4.6 | △4.5 |
| 22 (2010) | | | | 27.1 | 20.2 | 22.0 |
| 23 (2011) | | | | △4.4 | △4.7 | △4.6 |
| 24 (2012) | | | | △17.6 | △20.7 | △19.8 |
| 25 (2013) | | | | △11.2 | △15.8 | △14.5 |
| 26 (2014) | | | | △12.6 | △12.5 | △12.5 |
| 27 (2015) | | | | △8.1 | △20.8 | △17.1 |

注 平成27(2015)年度の厚生年金相当部分の額は、長期経理の追加費用のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の追加費用を加えたものである。また、()内の額は平成27(2015)年度下半期における半年間の厚生年金保険経理の追加費用である。

⁴³ 平成 24(2012)年度の追加費用も前年度と比較すると大きく減少しているが、これは、追加費用についても翌々年度に精算が行われることから、平成 20(2008)年度及び平成 21(2009)年度に係る精算額が大きかった影響で、平成 22(2010)年度及び平成 23(2011)年度の追加費用の額が大きくなり、対前年度でみると平成 24(2012)年度の追加費用は大きく減少している。

(4) 運用収入

2-3-25 図表 2-3-15 は、平成 27(2015)年度の公的年金の運用収入(時価ベース)である。

ここで、共済組合等については、2-3-3 で述べたとおり、年度前半の長期経理の厚生年金相当部分の運用収入の推計値(長期経理の運用収入の額を、積立金の概算仕分けにおける厚生年金保険経理に仕分けられた積立金と経過的長期経理に仕分けられた積立金で按分したもの)に年度後半の厚生年金保険経理の運用収入を合算したものである。厚生年金計の運用収入は 54,228 億円のマイナス、公的年金制度全体では 57,594 億円のマイナスとなっている。

図表 2-3-15 公的年金の運用収入(時価ベース) -平成 27(2015)年度-

| 年度末 | 厚生年金 勘定 | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 厚生年金計 | 国民年金 | | 公的年金 制度全体 |
|--------------------|---------------|----------------------|-------------------------|----------------------|----------------------------|--------------|----------|---------------|
| | | | | | | 国民年金勘定 | 基礎年金勘定 | |
| 平成(西暦) 27(2015) | 億円 △50,081 | 億円 131 (1,320) | 億円 △3,676 (1,178) | 億円 △602 (△161) | 億円 △54,228 (△47,744) | 億円 △3,417 | 億円 51 | 億円 △57,594 |

注1 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 厚生年金勘定の運用収入は、年金積立金管理運用独立行政法人における当年度の運用収入に年金特別会計で管理する積立金の運用収入を加えたものである。

注3 国共済、地共済及び私学共済については、長期経理の運用収入(時価ベース)のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の運用収入(時価ベース)を加えたものである。

注4 国共済、地共済及び私学共済の()内の額は、平成27(2015)年度下半期における半年間の厚生年金保険経理の運用収入である。

注5 国共済の額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の運用収入である。

2-3-26 図表 2-3-16 は、共済組合等の職域加算部分等の運用収入を含む運用収入（時価ベース）の推移を示したものである。平成 27(2015)年度は、共済組合等の職域加算部分等の運用収入を含む公的年金制度全体で6兆1,972億円のマイナスとなっている。これは、時価ベースの値を把握している平成 15(2003)年度以降3番目に低い水準である。

図表 2-3-16 共済組合等の職域加算部分等の運用収入を含む運用収入（時価ベース）の推移

| 年度 | 厚生年金 勘定 | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 被用者 年金計 | 国民年金 | | 公的年金 制度全体 |
|----------|------------|--------|---------|--------|------------|------------|------------|--------------|
| | | | | | | 国民年金 勘定 | 基礎年金 勘定 | |
| 平成（西暦） | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 |
| 17（2005） | 91,893 | 4,647 | 32,363 | 1,903 | 130,806 | 6,451 | 83 | 137,340 |
| 18（2006） | 42,790 | 2,503 | 13,769 | 1,416 | 60,478 | 2,879 | 115 | 63,472 |
| 19（2007） | △48,705 | △479 | △14,259 | △1,237 | △64,679 | △3,073 | 169 | △67,583 |
| 20（2008） | △87,252 | △3,356 | △26,799 | △2,572 | △119,979 | △5,924 | 172 | △125,731 |
| 21（2009） | 86,258 | 4,385 | 24,130 | 2,542 | 117,316 | 5,296 | 126 | 122,737 |
| 22（2010） | △3,069 | 979 | △145 | 52 | △2,183 | △194 | 93 | △2,284 |
| 23（2011） | 24,201 | 1,617 | 8,143 | 606 | 34,568 | 1,662 | 108 | 36,338 |
| 24（2012） | 104,707 | 3,844 | 31,611 | 3,050 | 143,212 | 7,293 | 106 | 150,610 |
| 25（2013） | 95,329 | 3,428 | 27,480 | 2,638 | 128,874 | 6,622 | 97 | 135,594 |
| 26（2014） | 142,762 | 5,483 | 38,060 | 3,413 | 189,718 | 9,865 | 95 | 199,678 |
| 27（2015） | △50,081 | 235 | △7,888 | △872 | △58,606 | △3,417 | 51 | △61,972 |

注1 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 厚生年金勘定・国民年金の運用収入は、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17(2005)年度以前は旧年金資金運用基金）における当年度の運用収入に年金特別会計で管理する積立金の運用収入を加えたものである。なお、平成22(2010)年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金勘定・国民年金への按分は、厚生年金勘定・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。

注3 平成26(2014)年度までの国共済、地共済及び私学共済の運用収入は、長期経理の運用収入であり、正味運用収入（運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額）に年度末積立金の評価損益の増減分を加算して推計したものである。

注4 平成27(2015)年度の国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体には、長期経理及び経過的長期経理の運用収入を含む。ここで、国共済の額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の運用収入である。

(5) 運用利回り

2-3-27 図表 2-3-17 は、平成 27(2015)年度の公的年金の運用利回りである。ここで、共済組合等の運用利回りは、図表 2-3-15 の運用収入を同年度の運用元本平均残高（推計値）⁴⁴で除することにより算出している。厚生年金計も同様である。

平成 27(2015)年度の運用利回りは、厚生年金計では△3.23%⁴⁵、国民年金（国民年金勘定）では△3.72%となっている。

図表 2-3-17 公的年金の運用利回り（時価ベース） -平成 27(2015)年度-

| 年度 | 厚生年金勘定 | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 厚生年金計 | 国民年金 (国民年金勘定) |
|--------------------|------------|---------------------|----------------------|-----------------------|------------|------------------|
| 平成(西暦) 27(2015) | % △3.63 | % 0.18 (1.87) | % △1.79 (0.60) | % △2.83 (△0.79) | % △3.23 | % △3.72 |

注1 運用手数料控除後の運用利回りである。

注2 国共済、地共済及び私学共済の運用利回りは、図表2-3-15の運用収入を運用元本平均残高の推計値（共済組合等の平成27年度の運用元本平均残高は、単年度収支状況（厚生年金相当部分の推計）から算出した前年度末積立金（推計値）と平成27年度末積立金の合計から図表2-3-15の運用収入を控除したものを2で除して得た額）で除することにより算出したものである。

注3 国共済、地共済及び私学共済の（ ）内の数値は、厚生年金保険経理の運用利回り（各々平成27(2015)年度下半期における半年間の率）である。

注4 国共済の数値は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の運用利回りである。

2-3-28 図表 2-3-18 は、運用利回り（時価ベース）の推移を示したものである。ここで、共済組合等の平成 27(2015)年度については、年度前半は長期経理、年度後半は厚生年金保険経理と分かれているため、各々の運用利回り（半年間の率）を示している。平成 27(2015)年度の運用利回りは、全ての制度で平成 26(2014)年度を下回っている。

⁴⁴ 共済組合等の平成 27(2015)年度の運用元本平均残高は、単年度収支状況（厚生年金相当部分の推計）から算出した前年度末積立金（推計値）と平成 27 年度末積立金の合計から図表 2-3-15 の運用収入を控除したものを 2 で除して得た額である。

⁴⁵ 厚生労働省、財務省、総務省、文部科学省「平成 27 年度厚生年金保険法 79 条の 9 第 1 項に基づく積立金の管理及び運用の状況に関する報告書」（平成 29 年 3 月）によると、厚生年金全体の積立金に係る運用利回り（時価ベース）は、△3.14%となっている。これは、平成 27 年度の厚生年金勘定の運用収入と共済組合等の平成 27 年度下半期の運用収入に基づき、運用元本平均残高を「(平成 26 年度末厚生年金勘定積立金額+平成 27 年度末厚生年金勘定積立金額-平成 27 年度厚生年金勘定運用収入) / 2 + (共済組合等の概算仕分け額+平成 27 年度末共済組合等の積立金額-平成 27 年度下半期運用収入) / 4」で求め、これに対する利回りとして算出されたものである。

図表 2-3-18 運用利回り（時価ベース）の推移

| 年度 | 厚生年金勘定 | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 国民年金 (国民年金勘定) |
|----------|--------|---------------|---------------|----------------|------------------|
| 平成(西暦) | % | % | % | % | % |
| 17(2005) | 6.82 | 5.36 | 8.44 | 5.78 | 6.88 |
| 18(2006) | 3.10 | 2.79 | 3.36 | 4.07 | 3.07 |
| 19(2007) | △3.54 | △0.53 | △3.42 | △2.81 | △3.38 |
| 20(2008) | △6.83 | △3.89 | △6.79 | △7.62 | △7.29 |
| 21(2009) | 7.54 | 5.52 | 6.73 | 8.27 | 7.48 |
| 22(2010) | △0.26 | 1.21 | △0.04 | 0.16 | △0.25 |
| 23(2011) | 2.17 | 2.06 | 2.24 | 1.82 | 2.15 |
| 24(2012) | 9.57 | 5.10 | 8.90 | 9.17 | 9.52 |
| 25(2013) | 8.22 | 4.61 | 7.28 | 7.27 | 8.31 |
| 26(2014) | 11.61 | 7.45 | 9.66 | 8.96 | 11.79 |
| 27(2015) | △3.63 | △1.62 1.87 | △2.36 0.60 | △2.34 △0.79 | △3.72 |

注1 運用手数料控除後の運用利回りである。

注2 国共済、地共済及び私学共済の運用利回りは、平成26(2014)年度までは長期経理の運用利回りであり、平成27(2015)年度は、上段は長期経理、下段は厚生年金保険経理の運用利回り（各々半年間の率）である。

注3 国共済の平成27(2015)年度の上段及び下段の運用利回りは、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の半年間の運用利回りである。

5 支出の推移

2-3-29 図表 2-3-19 は、支出のほとんどを占める公的年金の給付費である。平成27(2015)年度は50兆6,592億円となっている。

図表 2-3-19 公的年金の給付費 —平成27(2015)年度—

| 年度 | 厚生年金勘定 | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 厚生年金計 | 国民年金 | | 公的年金制度全体 |
|----------|---------|-------------------|--------------------|------------------|---------|--------|---------|----------|
| | | | | | | 国民年金勘定 | 基礎年金勘定 | |
| 平成(西暦) | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 |
| 27(2015) | 234,398 | 13,800 (6,877) | 39,070 (19,555) | 2,665 (1,340) | 289,932 | 7,311 | 209,349 | 506,592 |

注1 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 国共済、地共済及び私学共済の給付費は、長期経理の給付費のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の給付費を加えたものである。

注3 国共済、地共済及び私学共済の()内の額は、平成27(2015)年度下半期における半年間の厚生年金保険経理の給付費である。

2-3-30 図表2-3-20は共済組合等の職域加算部分等を含む給付費の推移を示したものである。平成27(2015)年度の共済組合等の職域加算部分等を含む公的年金制度全体の給付費は、対前年度で2.1%の増加となっている。国共済及び国民年金勘定で減少したものの、その他の制度で増加したため、全体では増加となった。

2-3-31 被用者年金では、厚生年金勘定では0.6%の増加、国共済は0.2%の減、地共済は1.2%の増、私学共済は3.5%の増であり、被用者年金制度計でも0.7%の増となっている。平成27(2015)年度は、年金額が基本的に0.9%引き上げられたことが影響している。

2-3-32 国民年金では、基礎年金勘定で給付費の増加が続いており、平成27(2015)年度は4.7%の増であった。一方、国民年金勘定では11.7%の減となっており、一貫して減少している。これは、国民年金勘定の給付が主に旧法国民年金の老齢年金の給付であり、受給者の年齢の上昇とともに受給者数が減少し、給付費も減少していく傾向にあるからである。

図表2-3-20 共済組合等の職域加算部分等を含む給付費の推移

| 年度 | 厚生年金勘定 | | | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 被用者年金計 | 国民年金 | | 公的年金制度全体 |
|----------|---------|--------|--------|--------|--------|-------|---------|--------|---------|----------|
| | 旧三共済 | 旧農林年金 | 国民年金勘定 | | | | | 基礎年金勘定 | | |
| 平成(西暦) | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 |
| 7(1995) | 150,413 | 13,040 | 3,376 | 16,005 | 38,176 | 1,538 | 222,547 | 32,193 | 41,695 | 296,435 |
| 12(2000) | 191,544 | 3,854 | | 16,800 | 41,430 | 1,942 | 255,569 | 26,454 | 84,774 | 366,798 |
| 17(2005) | 220,794 | | | 16,693 | 42,915 | 2,310 | 282,712 | 19,527 | 126,386 | 428,625 |
| 22(2010) | 240,092 | | | 16,817 | 45,433 | 2,671 | 305,013 | 13,386 | 169,696 | 488,095 |
| 23(2011) | 237,342 | | | 16,665 | 45,710 | 2,718 | 302,434 | 11,884 | 174,356 | 488,675 |
| 24(2012) | 238,627 | | | 16,635 | 46,256 | 2,798 | 304,316 | 10,590 | 183,036 | 497,941 |
| 25(2013) | 237,814 | | | 16,216 | 45,574 | 2,867 | 302,470 | 9,410 | 192,703 | 504,583 |
| 26(2014) | 233,036 | | | 15,453 | 43,520 | 2,864 | 294,873 | 8,276 | 199,860 | 503,009 |
| 27(2015) | 234,398 | | | 15,422 | 44,049 | 2,963 | 296,832 | 7,311 | 209,349 | 513,492 |

対前年度増減率(%)

| | | | | | | | | | | |
|----------|------|--|--|------|------|------|------|-------|-----|------|
| 17(2005) | 2.1 | | | △0.5 | 0.3 | 2.6 | 1.7 | △6.5 | 7.0 | 2.8 |
| 22(2010) | 0.7 | | | 0.3 | 1.7 | 3.5 | 0.8 | △9.4 | 3.3 | 1.4 |
| 23(2011) | △1.1 | | | △0.9 | 0.6 | 1.8 | △0.8 | △11.2 | 2.7 | 0.1 |
| 24(2012) | 0.5 | | | △0.2 | 1.2 | 3.0 | 0.6 | △10.9 | 5.0 | 1.9 |
| 25(2013) | △0.3 | | | △2.5 | △1.5 | 2.4 | △0.6 | △11.1 | 5.3 | 1.3 |
| 26(2014) | △2.0 | | | △4.7 | △4.5 | △0.1 | △2.5 | △12.1 | 3.7 | △0.3 |
| 27(2015) | 0.6 | | | △0.2 | 1.2 | 3.5 | 0.7 | △11.7 | 4.7 | 2.1 |

注1 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 厚生年金勘定の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注3 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

注4 平成27(2015)年度の国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体には、職域加算部分等を含む。

6 運用損益分を除いた単年度収支残

2-3-33 図表 2-3-21 は、単年度収支状況（厚生年金相当部分の推計）における運用損益分を除いた単年度収支残を示したものである。平成 27(2015)年度は、厚生年金勘定と国民年金（基礎年金勘定）ではプラス、その他の制度ではマイナスとなっている。厚生年金勘定では、解散厚生年金基金等徴収金が大幅に増加したことによりプラスとなり、その結果、厚生年金計や公的年金制度全体でもプラスになっている。

2-3-34 ただし、解散厚生年金基金等徴収金の増加という一時的要因を除くと、厚生年金勘定で 2 兆 4,015 億円のマイナス、公的年金制度全体では 4 兆 637 億円のマイナスとなっている。この不足分は運用収入や積立金の取崩しにより賄っていることとなる。

2-3-35 なお、ここでは運用損益分を除いた状況をみているが、実際の財政運営はおおむね 100 年にわたる長期間で財政均衡を図ることとしており、単年度では運用収入分や積立金の取崩しあるいは積増しを想定していることから、運用損益分を除いた単年度収支残がマイナスであることが、そのまま財政状況の悪化を意味するわけではない。公的年金制度の財政状況に関しては、財政検証・財政再計算による将来見通しと実績を比較してその乖離要因を分析・評価する必要がある。この点については第 3 章で詳述している。

図表 2-3-21 運用損益分を除いた単年度収支残 —平成 27(2015)年度—

| 年度 | 厚生年金勘定 | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 厚生年金計 | 国民年金 | | 公的年金制度全体 |
|----------|------------------|------------------|---------------------|-------------|-----------------|--------|--------|-----------------|
| | | | | | | 国民年金勘定 | 基礎年金勘定 | |
| 平成（西暦） | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 |
| 27（2015） | 22,633 <△24,015> | △3,229 (△884) | △11,947 (△5,889) | △91 (94) | 7,365 <△39,282> | △1,593 | 238 | 6,010 <△40,637> |

注 1 決算の収入から「運用収入」、厚生年金勘定・国民年金の「積立金より受入」、基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」を除いた額と、決算の支出から国共済・地共済・私学共済の「有価証券売却損等」を除いた額の差を、「運用損益分を除いた単年度収支残」としている。

注 2 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注 3 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体の<>内の額は、解散厚生年金基金等徴収金を控除した額である。

注 4 国共済、地共済及び私学共済の額は、長期経理の運用損益分を除いた単年度収支残のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の運用損益分を除いた単年度収支残を加えたものである。

注 5 国共済、地共済及び私学共済の（ ）内の額は、平成27(2015)年度下半期における半年間の厚生年金保険経理の運用損益分を除いた単年度収支残である。

注 6 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

2-3-36 図表 2-3-22 は、共済組合等の職域加算部分を含む収支状況における運用損益分を除いた単年度収支残の推移を示したものである。2-3-34 同様、解散厚生年金基金等徴収金の増加という一時的要因を除くと、長期的には被用者年金全制度でマイナスの状況が続いている。ただし、保険料収入が増加している影響もあり、マイナスの程度は小さくなっている。国民年金（国民年金勘定）は、平成 22(2010)年度に一時プラスの状況に転じたが、平成 23(2011)年度以降は再びマイナスとなっている。

図表 2-3-22 共済組合等の職域加算部分を含む財政収支状況における運用損益分を除いた単年度収支残の推移

| 年度 | 厚生年金勘定 | | | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 被用者年金計 | 国民年金 | | 公的年金制度全体 |
|----------|---------|-------|------------|--------|---------|------|--------------------|--------|--------|--------------------|
| | 旧三共済 | 旧農林年金 | 国民年金勘定 | | | | | 基礎年金勘定 | | |
| 平成(西暦) | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 |
| 7(1995) | 17,492 | 150 | △69 | △363 | 5,239 | 390 | 22,839 | 3,606 | 285 | 26,730 |
| 12(2000) | △22,288 | | △664 | 297 | △168 | △22 | △22,845 | 698 | 136 | △22,010 |
| 17(2005) | △71,123 | | <△105,690> | △1,521 | △6,082 | △252 | △78,978 <△113,545> | △6,967 | △1,430 | △87,375 <△121,942> |
| 22(2010) | △63,044 | | <△63,137> | △3,266 | △9,660 | △282 | △76,252 <△76,345> | 2,388 | 5,553 | △68,311 <△68,403> |
| 23(2011) | △50,867 | | <△51,786> | △3,665 | △9,992 | △285 | △64,809 <△65,729> | △183 | 5,398 | △59,594 <△60,513> |
| 24(2012) | △41,030 | | <△42,294> | △5,312 | △11,593 | △699 | △58,633 <△59,898> | △5,043 | △3,327 | △67,003 <△68,268> |
| 25(2013) | △38,145 | | <△39,594> | △4,704 | △13,725 | △571 | △57,146 <△58,595> | △3,739 | △4,492 | △65,376 <△66,825> |
| 26(2014) | △12,371 | | <△33,474> | △3,635 | △11,506 | △302 | △27,814 <△48,917> | △1,820 | 2,005 | △27,629 <△48,732> |
| 27(2015) | 22,633 | | <△24,015> | △4,045 | △12,283 | △326 | 5,979 <△40,669> | △1,593 | 238 | 4,624 <△42,023> |

注1 決算の収入から「運用収入」、厚生年金勘定・国民年金の「積立金より受入」、基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」を除いた額と、決算の支出から国共済・地共済・私学共済の「有価証券売却損等」を除いた額の差を、「運用損益分を除いた単年度収支残」としている。

注2 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注3 厚生年金勘定の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注4 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体の<>内の額は、解散厚生年金基金等徴収金を控除した額である。

注5 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

注6 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済は、長期経理、厚生年金保険経理及び経過的長期経理を加えたものである。

7 積立金

2-3-37 図表 2-3-23 は、公的年金の平成 27(2015)年度末の積立金⁴⁶（共済組合等については厚生年金保険経理の積立金であり、経過的長期経理の積立金を含まない）（時価ベース）である。厚生年金全体では 163 兆円、公的年金制度全体では 175 兆円である。

図表 2-3-23 公的年金の積立金（時価ベース） —平成 27(2015)年度末—

| 年度末 | 厚生年金勘定 | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 厚生年金計 | 国民年金 | | 公的年金制度全体 |
|----------|-----------|--------|---------|--------|-----------|--------|--------|-----------|
| | | | | | | 国民年金勘定 | 基礎年金勘定 | |
| 平成(西暦) | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 |
| 27(2015) | 1,339,311 | 71,552 | 195,697 | 20,652 | 1,627,212 | 87,768 | 32,181 | 1,747,161 |

注1 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 厚生年金勘定・国民年金の時価ベースの積立金は、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17(2005)年度以前は旧年金資金運用基金）における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものである。

注3 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであるが、特別会計に関する法律の改正により、平成24(2012)年度以降、収支残の一部又は全部を積立金として積み立てている。

注4 国共済の額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の積立金である。

⁴⁶ 厚生年金の積立金には、厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。

2-3-38 図表2-3-24は、共済組合等の経過的長期経理の積立金も含んだ年度末積立金(時価ベース)の推移を示したものである。平成27(2015)年度末の積立金は、国共済及び国民年金(基礎年金勘定)を除き減少しており、共済組合等の経過的長期経理の積立金も含んだ公的年金制度全体の積立金は198兆円である。

図表2-3-24 共済組合等の経過的長期経理の積立金を含む積立金(時価ベース)の推移

| 年度末 | 厚生年金勘定 | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 被用者年金計 | 国民年金 | | 公的年金制度全体 |
|----------|-----------|--------|---------|--------|-----------|--------|--------|-----------|
| | | | | | | 国民年金勘定 | 基礎年金勘定 | |
| 平成(西暦) | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 |
| 17(2005) | 1,403,465 | 91,690 | 412,945 | 34,730 | 1,942,829 | 96,766 | 7,246 | 2,046,842 |
| 22(2010) | 1,141,532 | 80,942 | 366,356 | 33,733 | 1,622,563 | 77,394 | 7,246 | 1,707,203 |
| 23(2011) | 1,114,990 | 78,895 | 364,506 | 34,055 | 1,592,446 | 79,025 | 7,246 | 1,678,717 |
| 24(2012) | 1,178,823 | 77,427 | 384,525 | 36,406 | 1,677,180 | 81,446 | 23,223 | 1,781,849 |
| 25(2013) | 1,236,139 | 76,150 | 398,265 | 38,472 | 1,749,026 | 84,492 | 29,793 | 1,863,310 |
| 26(2014) | 1,366,656 | 77,999 | 424,811 | 41,925 | 1,911,390 | 92,667 | 31,892 | 2,035,950 |
| 27(2015) | 1,339,311 | 78,239 | 405,464 | 40,727 | 1,863,740 | 87,768 | 32,181 | 1,983,689 |

対前年度増減率(%)

| | | | | | | | | |
|----------|------|------|------|------|------|------|-------|------|
| 17(2005) | 1.5 | 3.5 | 6.8 | 5.0 | 2.8 | △0.4 | - | 2.6 |
| 22(2010) | △5.5 | △2.7 | △2.6 | △0.7 | △4.6 | 3.1 | - | △4.3 |
| 23(2011) | △2.3 | △2.5 | △0.5 | 1.0 | △1.9 | 2.1 | - | △1.7 |
| 24(2012) | 5.7 | △1.9 | 5.5 | 6.9 | 5.3 | 3.1 | 220.5 | 6.1 |
| 25(2013) | 4.9 | △1.6 | 3.6 | 5.7 | 4.3 | 3.7 | 28.3 | 4.6 |
| 26(2014) | 10.6 | 2.4 | 6.7 | 9.0 | 9.3 | 9.7 | 7.0 | 9.3 |
| 27(2015) | △2.0 | 0.3 | △4.6 | △2.9 | △2.5 | △5.3 | 0.9 | △2.6 |

注1 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 厚生年金勘定・国民年金の時価ベースの積立金は、年金積立金管理運用独立行政法人(平成17(2005)年度以前は旧年金資金運用基金)における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものである。なお、平成22(2010)年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金勘定・国民年金への按分は、厚生年金勘定・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。

注3 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであるが、特別会計に関する法律の改正により、平成24(2012)年度以降、収支残の一部又は全部を積立金として積み立てている。

注4 平成27(2015)年度の国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体には、共済組合等の経過的長期経理の積立金を含む。ここで、国共済の額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の積立金である。

2-3-39 図表 2-3-25 は、平成 27(2015)年度末の各制度（共済組合等については厚生年金保険経理分）の積立金の資産構成を示したものである。

図表 2-3-25 積立金の資産構成 -平成 27(2015)年度末-

| 区 分 | 厚生年金勘定 | | 国民年金勘定 | | 区 分 | 国共済(厚生年金保険経理) | |
|----------|-------------------------|----------------------|--------|-------|-----------|-------------------|-------------------|
| | 時価ベース | 時価ベース | 時価ベース | 時価ベース | | 簿価ベース | 時価ベース |
| 預託金 | % 5.7 | % 4.7 | | | 流動資産 | % 1.5 | % 1.4 |
| 市場運用分 | 92.0 | 92.6 | | | 現金・預金 | 1.4 | 1.2 |
| 〈市場運用分計〉 | 〈100.00〉 (1,231,529) | 〈100.00〉 (81,306) | | | 未収収益・未収金等 | 0.2 | 0.1 |
| 国内債券 | 〈37.59〉 | 〈37.59〉 | | | 固定資産 | 98.5 | 98.7 |
| 国内株式 | 〈23.29〉 | 〈23.29〉 | | | 預託金 | 51.4 | 51.6 |
| 外国債券 | 〈14.42〉 | 〈14.42〉 | | | 有価証券等 | 47.2 | 47.1 |
| 外国株式 | 〈23.66〉 | 〈23.66〉 | | | 包括信託 | 47.2 | 47.1 |
| 短期資産 | 〈1.03〉 | 〈1.03〉 | | | 不動産 | 0.0 | 0.0 |
| 財投債 | 2.4 | 2.7 | | | 貸付金 | 0.0 | 0.0 |
| 年度末積立金 | 100.0 (1,339,311) | 100.0 (87,768) | | | 流動負債等 | △0.1 | △0.1 |
| | | | | | 年度末積立金 | 100.0 (62,791) | 100.0 (71,552) |

| 区 分 | 地共済(厚生年金保険経理) | |
|-----------|--------------------|--------------------|
| | 簿価ベース | 時価ベース |
| 流動資産 | % 5.9 | % 5.4 |
| 現金・預金 | 3.8 | 3.5 |
| 未収収益・未収金等 | 2.1 | 1.9 |
| 固定資産 | 94.2 | 94.6 |
| 預託金 | — | — |
| 有価証券等 | 94.2 | 94.6 |
| 包括信託 | 93.9 | 94.4 |
| 有価証券 | 0.0 | 0.0 |
| 証券投資信託 | 0.0 | 0.0 |
| 有価証券信託 | — | — |
| 生命保険等 | 0.2 | 0.2 |
| 不動産 | — | — |
| 貸付金 | — | — |
| 流動負債等 | 0.0 | 0.0 |
| 年度末積立金 | 100.0 (180,193) | 100.0 (195,697) |

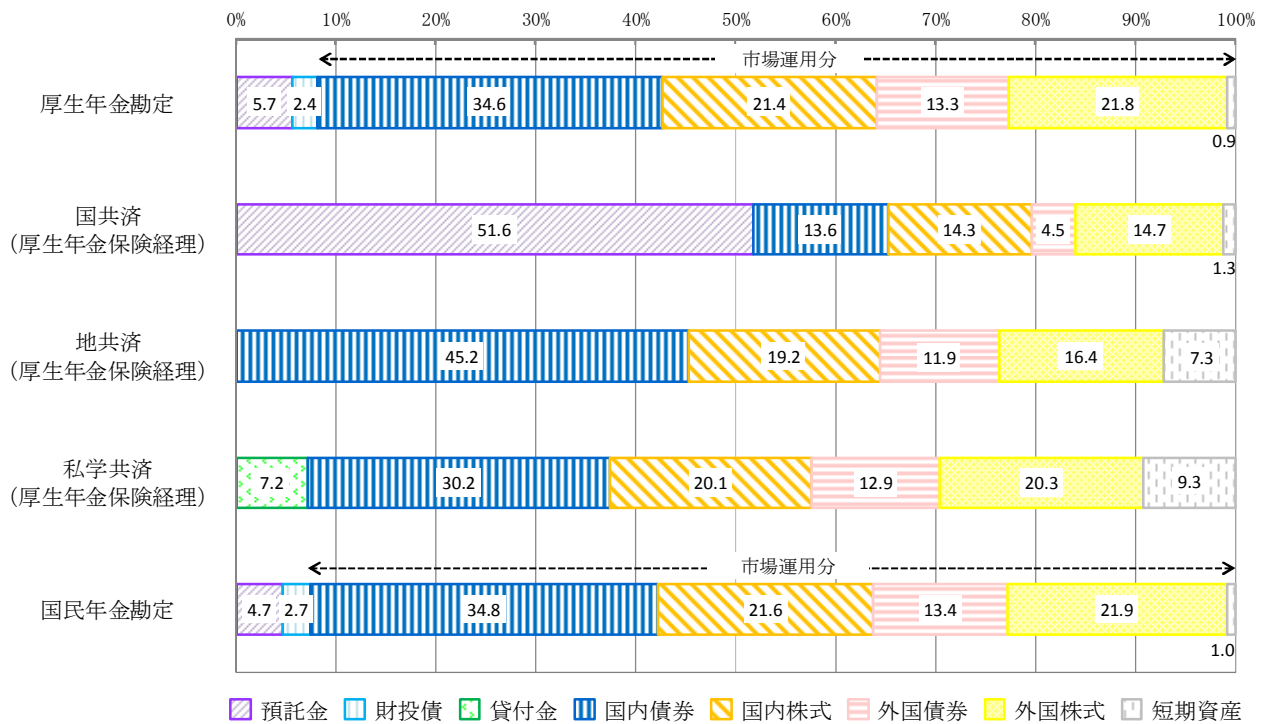
| 区 分 | 私学共済(厚生年金保険経理) | |
|-----------|-------------------|-------------------|
| | 簿価ベース | 時価ベース |
| 流動資産 | % 10.0 | % 9.3 |
| 現金・預金 | 8.4 | 7.8 |
| 未収収益・未収金等 | 1.7 | 1.5 |
| 固定資産 | 90.0 | 90.7 |
| 預託金 | — | — |
| 有価証券等 | 82.3 | 83.6 |
| 包括信託 | 82.3 | 83.6 |
| 有価証券 | — | — |
| 生命保険等 | — | — |
| 不動産 | — | — |
| 貸付金 | 7.7 | 7.2 |
| 流動負債等 | △0.0 | △0.0 |
| 年度末積立金 | 100.0 (19,142) | 100.0 (20,652) |

注1 厚生年金勘定には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。
注2 ()内は実額(単位:億円)である。

2-3-40 図表 2-3-26 は、各制度（共済組合等については厚生年金保険経理分）の積立金の資産構成を図示したものである。ここでは、図表 2-3-25 における厚生年金勘定及び国民年金勘定の「市場運用分」、国共済、地共済及び私学共済の「有価証券等」を、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産に区分して、全体の中での構成割合を示している。

2-3-41 平成 27(2015)年度末の積立金の資産構成は、例えば国共済では預託金と国内債券で 65%を占める等、制度により違いが見られることから、各制度の資産構成の違いにより生じる短期的な運用状況の相違が年金財政に与える影響についても注視していく必要がある。

図表 2-3-26 積立金の資産構成（時価ベース） —平成 27(2015)年度末—



注1 年金数理部会が、各制度からの報告を基に作成したものである(厚生年金勘定及び国民年金勘定は、各々の「市場運用分」を、年金積立金管理運用独立行政法人で一体として運用された「厚生年金勘定分、国民年金勘定分全体の運用資産の構成割合」を用いて按分して算出している。)
 注2 時価ベースの数値である。

8 基礎年金制度の実績（確定値ベース）

2-3-42 図表 2-3-27 は、基礎年金等給付費、特別国庫負担額、保険料・拠出金算定対象額、基礎年金拠出金単価及び基礎年金拠出金算定対象者数等の推移を確定値ベースでみたものである。決算ベースの額は、当年度の概算額と前々年度の精算額の合計であることから、基礎年金制度としての実績をみるには確定値ベースでみるのが適当である。

2-3-43 保険料・拠出金算定対象額は毎年度増加している。平成 22(2010)、平成 23(2011)年度は以前に比べ伸びが鈍化していたが、平成 24(2012)年度以降の増加率は 2～3% 台であり、平成 27(2015)年度は 3.2% の増加となっている。この保険料・拠出金算定対象額の各制度分担分が各制度の基礎年金拠出金であり、当該算定対象額を各制度の基礎年金拠出金算定対象者数で按分した額となっている。

2-3-44 基礎年金拠出金算定対象者数（合計）は、平成 17(2005)年度に国民年金第 3 号被保険者の特例届出措置の影響等で増加し、平成 24(2012)年度に同年 10 月から 3 年間の時限措置で設けられた保険料の後納制度⁴⁷による影響等で増加したほかは、減少傾向にあったが、平成 26(2014)年度は 1.1% 増加し、平成 27(2015)年度も 0.1% 増加している。

2-3-45 基礎年金拠出金単価は、上記の保険料・拠出金算定対象額及び基礎年金拠出金算定対象者数の動向を反映し、平成 27(2015)年度は 3.2% 増加し、34,198 円（月額）となっている。このうち、国庫・公経済負担分を除いた保険料相当額は、17,099 円である。

ここで、基礎年金勘定の積立金（昭和 61(1986)年 4 月前に国民年金に任意加入していた被用者年金の被扶養配偶者が納付した保険料に相当する額の積立金及びその運用収入）については、平成 27(2015)年度から平成 36(2024)年度までの各年度において基礎年金拠出金の軽減に充てることになっている。この軽減後の拠出金単価は、国民年金で 34,075 円、被用者年金で 33,931 円である。

⁴⁷ 時効になった保険料を過去 10 年分まで遡って納めることができる。

図表 2-3-27 基礎年金等給付費、特別国庫負担額、基礎年金拠出金単価、基礎年金拠出金算定対象者数等の推移《確定値ベース》

| 年度 | 基礎年金等給付費 ① | 特別国庫負担額 ② | 保険料・拠出金算定対象額 ①-② | 基礎年金拠出金単価 ①-②/③/12 | 基礎年金拠出金算定対象者数 | | | | | | | |
|-----------|---------------|--------------|---------------------|-----------------------|---------------|--------|-------|-----|-------|-------|------|--------|
| | | | | | 合計 ③ | 厚生年金勘定 | | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 国民年金 | |
| | | | | | | 旧三共済 | 旧農林年金 | | | | | |
| 平成(西暦) | 億円 | 億円 | 億円 | 円 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 |
| 7 (1995) | 109,779 | 4,914 | 104,865 | 14,111 | 61,928 | 41,259 | 731 | 640 | 1,571 | 4,385 | 481 | 12,860 |
| 12 (2000) | 142,140 | 4,833 | 137,307 | 19,149 | 59,753 | 40,747 | | 582 | 1,553 | 4,224 | 485 | 12,162 |
| 17 (2005) | 169,246 | 4,830 | 164,416 | 22,986 | 59,606 | 41,766 | | | 1,519 | 4,097 | 523 | 11,701 |
| 22 (2010) | 199,701 | 3,300 | 196,401 | 29,947 | 54,651 | 39,970 | | | 1,399 | 3,615 | 527 | 9,141 |
| 23 (2011) | 200,615 | 3,233 | 197,382 | 30,587 | 53,777 | 39,588 | | | 1,396 | 3,555 | 531 | 8,708 |
| 24 (2012) | 206,258 | 3,242 | 203,015 | 31,301 | 54,049 | 39,725 | | | 1,390 | 3,528 | 542 | 8,865 |
| 25 (2013) | 213,421 | 3,274 | 210,147 | 32,737 | 53,494 | 39,432 | | | 1,356 | 3,451 | 539 | 8,716 |
| 26 (2014) | 218,294 | 3,285 | 215,008 | 33,146 | 54,056 | 40,251 | | | 1,368 | 3,452 | 552 | 8,434 |
| 27 (2015) | 225,320 | 3,353 | 221,967 | 34,198 | 54,089 | 40,747 | | | 1,362 | 3,424 | 560 | 7,996 |

| 対前年度増減率 (%) | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-----|------|-----|-----|------|--------|------|-------|------|------|------|------|
| 年度 | ① | ② | ①-② | ④ | ③ | 厚生年金勘定 | 旧三共済 | 旧農林年金 | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 国民年金 |
| 17 (2005) | 3.3 | △0.2 | 3.4 | 0.3 | 3.1 | 4.2 | | | 2.2 | 1.8 | 4.5 | △0.0 |
| 22 (2010) | 1.2 | △3.0 | 1.2 | 2.5 | △1.2 | △0.6 | | | △0.9 | △1.6 | 0.7 | △4.1 |
| 23 (2011) | 0.5 | △2.0 | 0.5 | 2.1 | △1.6 | △1.0 | | | △0.2 | △1.7 | 0.8 | △4.7 |
| 24 (2012) | 2.8 | 0.3 | 2.9 | 2.3 | 0.5 | 0.3 | | | △0.4 | △0.8 | 2.0 | 1.8 |
| 25 (2013) | 3.5 | 1.0 | 3.5 | 4.6 | △1.0 | △0.7 | | | △2.4 | △2.2 | △0.6 | △1.7 |
| 26 (2014) | 2.3 | 0.4 | 2.3 | 1.2 | 1.1 | 2.1 | | | 0.9 | 0.0 | 2.4 | △3.2 |
| 27 (2015) | 3.2 | 2.1 | 3.2 | 3.2 | 0.1 | 1.2 | | | △0.5 | △0.8 | 1.5 | △5.2 |

| 年度 | 基礎年金拠出金算定対象者数の構成比 | | | | | | | |
|-----------|-------------------|--------|-------|------|------|------|------|-------|
| | 合計 | 厚生年金勘定 | | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 国民年金 | |
| | | 旧三共済 | 旧農林年金 | | | | | |
| 平成(西暦) | % | % | % | % | % | % | % | |
| 7 (1995) | 100.00 | 66.62 | 1.18 | 1.03 | 2.54 | 7.08 | 0.78 | 20.77 |
| 12 (2000) | 100.00 | 68.19 | | 0.97 | 2.60 | 7.07 | 0.81 | 20.35 |
| 17 (2005) | 100.00 | 70.07 | | | 2.55 | 6.87 | 0.88 | 19.63 |
| 22 (2010) | 100.00 | 73.14 | | | 2.56 | 6.61 | 0.96 | 16.73 |
| 23 (2011) | 100.00 | 73.61 | | | 2.60 | 6.61 | 0.99 | 16.19 |
| 24 (2012) | 100.00 | 73.50 | | | 2.57 | 6.53 | 1.00 | 16.40 |
| 25 (2013) | 100.00 | 73.71 | | | 2.53 | 6.45 | 1.01 | 16.29 |
| 26 (2014) | 100.00 | 74.46 | | | 2.53 | 6.39 | 1.02 | 15.60 |
| 27 (2015) | 100.00 | 75.33 | | | 2.52 | 6.33 | 1.04 | 14.78 |

注1 厚生年金勘定の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注2 平成17(2005)年度は第3号被保険者の特例届出の措置が講じられたため、拠出金算定対象者数が1,472千人増加している。

2-3-46 図表 2-3-28 は、平成 27(2015)年度の基礎年金拠出金算定対象者数の内訳（確定値ベース）を示したものである。公的年金制度全体の国民年金第 2 号被保険者数に対する国民年金第 3 号被保険者数の比率は 0.25 であり、制度別にみると、国共済で高く私学共済で低い。

図表 2-3-28 基礎年金拠出金算定対象者数の内訳 —平成 27(2015)年度確定値ベース—

| 区分 | 厚生年金 勘定 | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 国民年金 | 合計 |
|-------------------------------|--------------|-------------|-------------|-----------|-------------|--------------|
| 拠出金算定対象者数 | 千人 40,747 | 千人 1,362 | 千人 3,424 | 千人 560 | 千人 7,996 | 千人 54,089 |
| 国民年金第1号 ① | | | | | 7,996 | 7,996 |
| 国民年金第2号 ② | 32,626 | 1,019 | 2,751 | 472 | | 36,868 |
| 国民年金第3号 ③ | 8,121 | 342 | 674 | 88 | | 9,225 |
| 国民年金第2号に対する 国民年金第3号の比率 ③/② | 0.25 | 0.34 | 0.24 | 0.19 | | 0.25 |

2-3-47 図表 2-3-29 は、確定値ベースの基礎年金拠出金（特別国庫負担分を除く）の推移を示したものである。

厚生年金では、基礎年金等給付費の増加に伴って保険料・拠出金算定対象額が増加していることを反映し、基礎年金拠出金は増加が続いている。一方、国民年金（国民年金勘定）では、拠出金算定対象者数の全体に占める割合が減少していることから、基礎年金拠出金は平成 26(2014)年度以降減少している。

なお、2-3-45 で述べた平成 27(2015)年度における基礎年金勘定の積立金による基礎年金拠出金の軽減額は 1,591 億円であり、その内訳は、厚生年金勘定 1,302 億円、国共済 44 億円、地共済 109 億円、私学共済 18 億円、国民年金（国民年金勘定）118 億円である。

図表 2-3-29 基礎年金拠出金の推移《確定値ベース》(特別国庫負担分を除く)

| 年度 | 厚生年金勘定 | | | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 厚生年金計 | 国民年金 (国民年金勘定) | 公的年金 制度全体 |
|------------|----------------------|-------|-------|-----------------|-------------------|-----------------|----------------------|-------------------|----------------------|
| | 旧三共済 | 旧農林年金 | | | | | | | |
| 平成(西暦) | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 |
| 7(1995) | 69,866 | 1,239 | 1,084 | 2,660 | 7,425 | 815 | 83,089 | 21,777 | 104,865 |
| 12(2000) | 93,633 | | 1,338 | 3,569 | 9,705 | 1,116 | 109,361 | 27,946 | 137,307 |
| 17(2005) | 115,207 | | | 4,190 | 11,300 | 1,443 | 132,139 | 32,276 | 164,416 |
| 22(2010) | 143,640 | | | 5,027 | 12,991 | 1,894 | 163,552 | 32,849 | 196,401 |
| 23(2011) | 145,302 | | | 5,122 | 13,047 | 1,950 | 165,421 | 31,961 | 197,382 |
| 24(2012) | 149,213 | | | 5,219 | 13,250 | 2,035 | 169,717 | 33,298 | 203,015 |
| 25(2013) | 154,907 | | | 5,327 | 13,558 | 2,116 | 175,908 | 34,239 | 210,147 |
| 26(2014) | 160,096 | | | 5,441 | 13,731 | 2,194 | 181,462 | 33,546 | 215,008 |
| 27(2015) | 165,914 | | | 5,544 | 13,943 | 2,281 | 187,682 | 32,695 | 220,377 |
| | <167,216> (1,302) | | | <5,587> (44) | <14,053> (109) | <2,299> (18) | <189,155> (1,473) | <32,813> (118) | <221,967> (1,591) |
| 対前年度増減率(%) | | | | | | | | | |
| 17(2005) | 4.4 | | | 2.5 | 2.0 | 4.8 | 4.2 | 0.3 | 3.4 |
| 22(2010) | 1.9 | | | 1.6 | 0.9 | 3.2 | 1.8 | △1.7 | 1.2 |
| 23(2011) | 1.2 | | | 1.9 | 0.4 | 3.0 | 1.1 | △2.7 | 0.5 |
| 24(2012) | 2.7 | | | 1.9 | 1.6 | 4.4 | 2.6 | 4.2 | 2.9 |
| 25(2013) | 3.8 | | | 2.1 | 2.3 | 4.0 | 3.6 | 2.8 | 3.5 |
| 26(2014) | 3.3 | | | 2.1 | 1.3 | 3.7 | 3.2 | △2.0 | 2.3 |
| 27(2015) | 3.6 | | | 1.9 | 1.5 | 3.9 | 3.4 | △2.5 | 2.5 |

注1 厚生年金勘定の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注2 平成27(2015)年度の基礎年金拠出金の額は、基礎年金勘定の積立金(昭和61年4月前に国民年金へ任意加入していた被用者年金の被扶養配偶者が納付した保険料に相当する額の積立金収入及びその運用収入)による基礎年金拠出金の軽減後の額である。なお、< >内の額は軽減前の額であり、()内の額は軽減額である。

2-3-48 図表 2-3-30 は、確定値ベースの基礎年金交付金の推移を示したものである。各制度とも減少を続けているが、これは、基礎年金交付金が、旧法年金に係る基礎年金相当給付費に充てられるものだからである。

図表 2-3-30 基礎年金交付金の推移《確定値ベース》

| 年度 | 厚生年金勘定 | | | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 厚生年金計 | 国民年金 (国民年金勘定) | 公的年金 制度全体 |
|------------|--------|-------|-----|-------|-------|-------|--------|------------------|--------------|
| | 旧三共済 | 旧農林年金 | | | | | | | |
| 平成(西暦) | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 |
| 7(1995) | 25,986 | 2,347 | 615 | 2,167 | 5,206 | 297 | 36,619 | 31,507 | 68,126 |
| 12(2000) | 24,234 | | 547 | 2,077 | 4,724 | 239 | 31,822 | 25,588 | 57,410 |
| 17(2005) | 18,923 | | | 1,638 | 3,563 | 180 | 24,304 | 18,583 | 42,887 |
| 22(2010) | 13,864 | | | 1,150 | 2,559 | 112 | 17,685 | 12,358 | 30,043 |
| 23(2011) | 11,971 | | | 1,049 | 2,323 | 100 | 15,443 | 10,855 | 26,298 |
| 24(2012) | 10,551 | | | 950 | 2,094 | 89 | 13,684 | 9,564 | 23,248 |
| 25(2013) | 9,472 | | | 875 | 1,943 | 78 | 12,368 | 8,378 | 20,746 |
| 26(2014) | 8,743 | | | 757 | 1,649 | 67 | 11,215 | 7,246 | 18,461 |
| 27(2015) | 7,513 | | | 678 | 1,464 | 58 | 9,713 | 6,286 | 15,999 |
| 対前年度増減率(%) | | | | | | | | | |
| 17(2005) | △6.1 | | | △5.3 | △5.5 | △6.3 | △5.9 | △6.9 | △6.3 |
| 22(2010) | △9.1 | | | △7.7 | △8.0 | △9.0 | △8.8 | △10.2 | △9.4 |
| 23(2011) | △13.7 | | | △8.8 | △9.2 | △11.0 | △12.7 | △12.2 | △12.5 |
| 24(2012) | △11.9 | | | △9.4 | △9.8 | △11.3 | △11.4 | △11.9 | △11.6 |
| 25(2013) | △10.2 | | | △7.9 | △7.2 | △12.4 | △9.6 | △12.4 | △10.8 |
| 26(2014) | △7.7 | | | △13.5 | △15.1 | △13.9 | △9.3 | △13.5 | △11.0 |
| 27(2015) | △14.1 | | | △10.4 | △11.2 | △12.7 | △13.4 | △13.2 | △13.3 |

注 厚生年金勘定の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

9 厚生年金制度の実績（確定値ベース）

2-3-49 厚生年金制度は、各実施機関に分かれて運営されているが、厚生年金拠出金・交付金を通じて財政的に一元化されている。ここで、決算ベースの額は、当年度の概算額と前々年度の精算額の合計(初年度である平成27(2015)年度は当年度の概算額)であることから、厚生年金制度としての実績をみるには確定値ベースでみるのが適当である。

2-3-50 図表2-3-31は、確定値ベースの厚生年金拠出金算定対象額である。厚生年金拠出金算定対象額は厚生年金等給付費（国庫・公経済負担及び追加費用を除く）に基礎年金拠出金（国庫・公経済負担を除く）を加えたものであり、平成27(2015)年度は18.8兆円である。被用者年金の一元化は平成27(2015)年10月であるため、この額は半年分であることに留意が必要である。

図表2-3-31 厚生年金拠出金算定対象額《確定値ベース》

| 年度 | 厚生年金等給付費 〔国庫・公経済負担 及び追加費用を除く〕 | 基礎年金拠出金 (国庫・公経済負担を除く) | 厚生年金拠出金 算定対象額 |
|----------|-------------------------------------|--------------------------|------------------|
| | ① | ② | ①+② |
| 平成(西暦) | 億円 | 億円 | 億円 |
| 27(2015) | 141,111 | 47,325 | 188,435 |

注 平成27(2015)年度は、被用者年金一元化後の半年分の額である。

2-3-51 図表2-3-32は、確定値ベースの厚生年金拠出金按分率である。厚生年金拠出金は標準報酬按分及び積立金按分を原則としつつ、当分の間は激変緩和措置として支出費按分も行われている。

図表2-3-32 厚生年金拠出金按分率《確定値ベース》

| 年度 | 標準報酬按分率 | | | | 積立金按分率 | | | | 支出費按分率 | | | |
|----------|------------|-------|-------|-------|------------|-------|-------|-------|------------|-------|-------|-------|
| | 厚生年金 勘定 | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 厚生年金 勘定 | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 厚生年金 勘定 | 国共済 | 地共済 | 私学共済 |
| 平成(西暦) | | | | | | | | | | | | |
| 27(2015) | 0.355 | 0.015 | 0.040 | 0.005 | 0.072 | 0.003 | 0.009 | 0.001 | 0.423 | 0.018 | 0.054 | 0.005 |

2-3-52 図表 2-3-33 は、確定値ベースの厚生年金の実施機関たる共済組合等の厚生年金拠出金である。被用者年金の一元化は平成 27(2015)年 10 月であるため、この額が半年分であることに留意が必要であるのは 2-3-50 と同様である。

図表 2-3-33 厚生年金拠出金《確定値ベース》

| 年度 | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 計 |
|----------|-------|--------|-------|--------|
| 平成(西暦) | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 |
| 27(2015) | 5,390 | 15,862 | 1,541 | 22,793 |

注 平成27(2015)年度は、被用者年金一元化後の半年分の額である。

2-3-53 図表 2-3-34 は、確定値ベースの厚生年金の実施機関たる共済組合等に対する厚生年金交付金である。被用者年金の一元化は平成 27(2015)年 10 月であるため、この額が半年分であることに留意が必要であるのは 2-3-50 と同様である。

図表 2-3-34 厚生年金交付金《確定値ベース》

| 年度 | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | 計 |
|----------|-------|--------|-------|--------|
| 平成(西暦) | 億円 | 億円 | 億円 | 億円 |
| 27(2015) | 5,397 | 16,952 | 1,303 | 23,653 |

注 平成27(2015)年度は、被用者年金一元化後の半年分の額である。

第4節 財政指標の現状及び推移

2-4-1 第3節では財政収支の各項目について現状と推移をみてきたが、財政状況をより的確に把握するためには、各項目の動きを総合的に捉える必要がある。例えば、給付費の動きは、保険料収入や標準報酬総額の動きと併せて把握する必要がある。

2-4-2 年金数理部会では、従来、財政状況の把握の一助とするため、制度の成熟度を表す「年金扶養比率」、保険料賦課ベースでみた給付費用の大きさを表す「総合費用率」、「独自給付費用率」、実質的な収支状況を表す「収支比率」、積立状況を表す「積立比率」の5つの財政指標を、平成20(2008)年度からは「保険料比率」も作成し、分析を行ってきた。

2-4-3 ここで、平成27(2015)年度の被用者年金の一元化に伴い、被用者年金は厚生年金に相当する部分までが財政的に一元化され、共済組合等の職域加算部分は廃止された。これを踏まえ、従来の「厚生年金相当部分に係る総合費用率」を「総合費用率」と、従来の「厚生年金相当部分に係る独自給付費用率」を「独自給付費用率」と再定義することとする。

また、財政的に一元化された以上、必ずしも全ての財政指標を実施機関別に把握する必要はないため、厚生年金計と国民年金の財政指標を基本とする。ただし、この被用者年金の一元化が統合という形をとっていないことから、「年金扶養比率」と「積立比率」については、引き続き、実施機関別にもみていくこととする。

2-4-4 ここで、各財政指標の実績は決算ベースであり、厚生年金の実績は厚生年金基金が代行している部分を含んでいないが、厚生年金全体の状況を把握するため、財政指標の作成にあたっては、旧厚生年金に厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である「実績推計」⁴⁸を基本とする。また、共済組合等の被用者年金一元化前に裁定された年金給付については、職域加算部分を除いた厚生年金相当部分の推計値である。

1 年金扶養比率

2-4-5 年金扶養比率は、「被保険者数」の「老齢・退年相当の老齢・退職年金受給権者数」に対する比であり、1人の老齢・退年相当の受給（権）者を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者数}}{\text{年度末老齢・退職年金（老齢・退年相当）受給（権）者数}}$$

⁴⁸ 旧厚生年金の実績推計については、用語解説「旧厚生年金の実績推計」の項を参照。

2-4-6 年金扶養比率が高いということは、1人の老齢・退年相当の老齢・退職年金の受給（権）者を支える被保険者数が多いことを意味する。一般に、年金扶養比率は、年金制度の発足後しばらくは高く、やがて次第に低くなっていくという経過を辿る。最初のうちは、加入期間が長くて老齢・退年相当の老齢・退職年金受給（権）者が被保険者に比べて少ないが、やがて時間が経つに連れ、加入期間の長い受給（権）者が相対的に増えてくるからである。この現象を年金制度の成熟化というが、年金扶養比率は、制度の成熟状況を人数ベースで表すものである。また、賦課方式の考え方をとる年金制度にあっては、一般に、年金扶養比率が低いことは被保険者の負担が大きいことを、年金扶養比率が高いことは被保険者の負担が小さいことを意味する。

2-4-7 ここで、厚生年金計の年金扶養比率は、各実施機関の老齢・退年相当の老齢・退職年金の受給（権）者数の単純合計を用いて作成している。

2-4-8 平成27(2015)年度末の受給権者ベースの年金扶養比率は、**図表2-4-1**に示すとおり、厚生年金計では2.22、基礎年金では2.02となっている。厚生年金の実施機関別では、私学共済が3.98で最も高く、国共済及び地共済が各々1.54、1.38と低くなっている。また、受給者ベースでは、厚生年金計では2.34、基礎年金では2.04となり、受給権者ベースより少し高くなる。特に私学共済においては、受給者ベースが受給権者ベースより相当程度高くなるが、その要因は**2-2-12**で述べたとおり、老齢・退年相当に係る全額支給停止者の割合が高いためである。

年金扶養比率の高い私学共済は成熟が進んでおらず、逆に年金扶養比率の低い国共済及び地共済は成熟が進んでいるといえる。

図表2-4-1 年金扶養比率 —平成27(2015)年度末—

| 区分 | 厚生年金 | | | | | 基礎年金 |
|---------------------|--------------|--------------|-------------|-------------|-----------|--------------|
| | 計 | 旧厚生年金 | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | |
| 被保険者数 | 千人 41,289 | 千人 36,864 | 千人 1,064 | 千人 2,832 | 千人 529 | 千人 65,346 |
| 老齢・退年相当の受給権者数 | 千人 18,562 | 千人 15,684 | 千人 692 | 千人 2,054 | 千人 133 | 千人 32,309 |
| 年金扶養比率 (受給権者ベース) | 2.22 | 2.35 | 1.54 | 1.38 | 3.98 | 2.02 |
| 老齢・退年相当の受給者数 | 千人 17,660 | 千人 14,844 | 千人 681 | 千人 2,011 | 千人 123 | 千人 31,991 |
| 年金扶養比率 (受給者ベース) | 2.34 | 2.48 | 1.56 | 1.41 | 4.30 | 2.04 |

注1 国共済、地共済及び私学共済の老齢・退年相当の受給（権）者数は、退年相当の退職共済年金受給（権）者と老齢相当の老齢厚生年金受給（権）者の合計である。

注2 基礎年金については、分子を国民年金第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金受給（権）者数として算出した。

2-4-9 受給権者ベースの年金扶養比率の推移をみると、図表 2-4-2 及び図表 2-4-3 に示すとおり、平成 27(2015)年度末は、厚生年金計では 0.01 ポイントの上昇、基礎年金では 0.05 ポイントの低下となっている。厚生年金の実施機関別では、旧厚生年金と国共済で上昇し、地共済と私学共済で低下している。

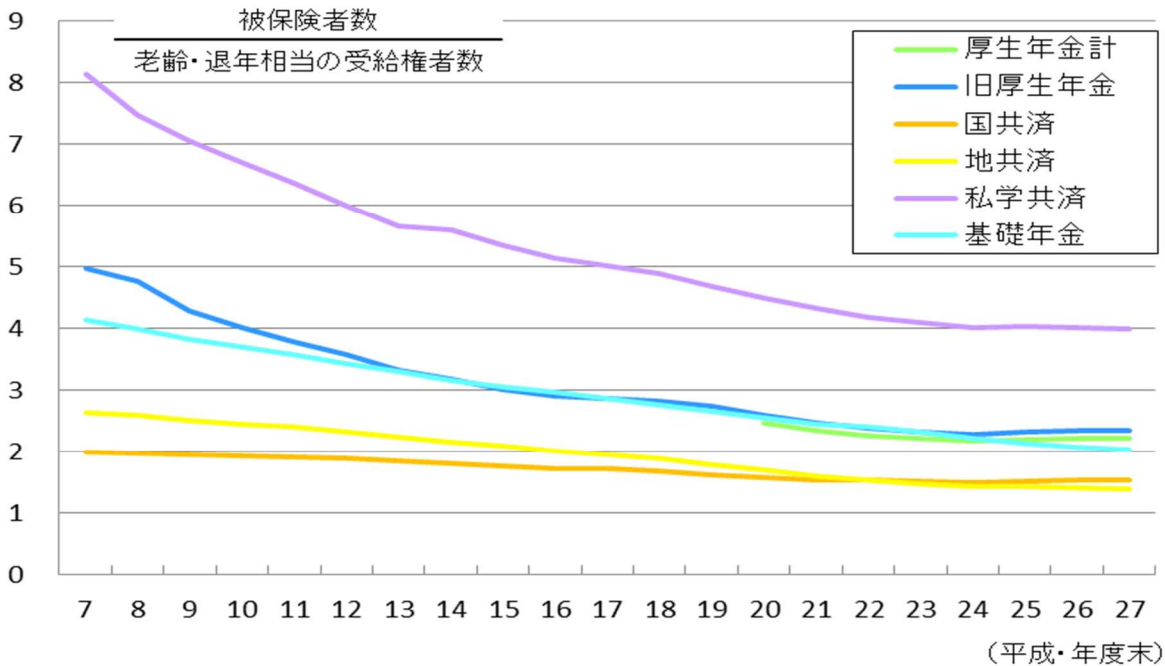
図表 2-4-2 受給権者ベースの年金扶養比率の推移

| 年度末 | 厚生年金 | | | | | 基礎年金 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 計 | 旧厚生年金 | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | |
| 平成(西暦) | | | | | | |
| 7 (1995) | | 4.98 | 1.99 | 2.64 | 8.15 | 4.15 |
| 12 (2000) | | 3.57 | 1.89 | 2.32 | 5.98 | 3.43 |
| 17 (2005) | | 2.87 | 1.71 | 1.95 | 5.02 | 2.87 |
| 22 (2010) | 2.27 | 2.39 | 1.53 | 1.53 | 4.19 | 2.40 |
| 23 (2011) | 2.21 | 2.33 | 1.52 | 1.47 | 4.09 | 2.33 |
| 24 (2012) | 2.17 | 2.28 | 1.50 | 1.43 | 4.00 | 2.23 |
| 25 (2013) | 2.20 | 2.32 | 1.52 | 1.43 | 4.04 | 2.15 |
| 26 (2014) | 2.21 | 2.33 | 1.53 | 1.41 | 4.01 | 2.08 |
| 27 (2015) | 2.22 | 2.35 | 1.54 | 1.38 | 3.98 | 2.02 |
| 対前年度増減差 | | | | | | |
| 17 (2005) | | △0.04 | △0.02 | △0.06 | △0.12 | △0.09 |
| 22 (2010) | △0.08 | △0.08 | △0.00 | △0.07 | △0.14 | △0.05 |
| 23 (2011) | △0.06 | △0.06 | △0.01 | △0.06 | △0.09 | △0.07 |
| 24 (2012) | △0.05 | △0.05 | △0.02 | △0.05 | △0.09 | △0.10 |
| 25 (2013) | 0.03 | 0.04 | 0.02 | 0.00 | 0.04 | △0.08 |
| 26 (2014) | 0.01 | 0.02 | 0.02 | △0.02 | △0.03 | △0.07 |
| 27 (2015) | 0.01 | 0.02 | 0.00 | △0.03 | △0.03 | △0.05 |

注1 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済の老齢・退年相当の受給権者数は、退年相当の退職共済年金受給権者と老齢相当の老齢厚生年金受給権者の合計である。

注2 基礎年金については、分子を国民年金第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金受給権者数として算出した。

図表 2-4-3 受給権者ベースの年金扶養比率の推移



2-4-10 図表 2-4-4 は受給者ベースの年金扶養比率の推移であり、対前年度増減差は受給権者ベースとほぼ同様である。

図表 2-4-4 受給者ベースの年金扶養比率の推移

| 年度末 | 厚生年金 | | | | | 基礎年金 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 計 | 旧厚生年金 | 国共済 | 地共済 | 私学共済 | |
| 平成 (西暦) | | | | | | |
| 17 (2005) | | 3.04 | 1.75 | 1.99 | 5.86 | 2.88 |
| 22 (2010) | 2.43 | 2.57 | 1.57 | 1.59 | 4.84 | 2.42 |
| 23 (2011) | 2.36 | 2.50 | 1.56 | 1.53 | 4.71 | 2.35 |
| 24 (2012) | 2.31 | 2.44 | 1.54 | 1.48 | 4.54 | 2.25 |
| 25 (2013) | 2.32 | 2.46 | 1.55 | 1.45 | 4.43 | 2.16 |
| 26 (2014) | 2.33 | 2.47 | 1.56 | 1.43 | 4.35 | 2.10 |
| 27 (2015) | 2.34 | 2.48 | 1.56 | 1.41 | 4.30 | 2.04 |
| 対前年度増減差 | | | | | | |
| 17 (2005) | | △0.05 | △0.02 | △0.07 | △0.29 | △0.09 |
| 22 (2010) | △0.08 | △0.09 | △0.00 | △0.07 | △0.17 | △0.05 |
| 23 (2011) | △0.07 | △0.07 | △0.01 | △0.06 | △0.13 | △0.07 |
| 24 (2012) | △0.06 | △0.06 | △0.02 | △0.05 | △0.17 | △0.10 |
| 25 (2013) | 0.02 | 0.02 | 0.01 | △0.02 | △0.11 | △0.08 |
| 26 (2014) | 0.01 | 0.01 | 0.02 | △0.02 | △0.08 | △0.07 |
| 27 (2015) | 0.01 | 0.02 | △0.00 | △0.02 | △0.05 | △0.05 |

注1 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済の老齢・退年相当の受給者数は、退年相当の退職共済年金受給者と老齢相当の老齢厚生年金受給者の合計である。

注2 基礎年金については、分子を国民年金第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金受給者数として算出した。

2 総合費用率(従来の「厚生年金相当部分に係る総合費用率」とその分解

2-4-11 総合費用率は、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出⁴⁹－国庫・公経済負担」(以下、「総合費用」という)の標準報酬総額に対する比率であり、積立金を持たない完全な賦課方式で財政運営を行う場合の保険料率に相当する。この意味で、総合費用率のことを純賦課保険料率ということもある。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{総合費用}}{\text{標準報酬総額}} \times 100 = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

また、総合費用率は、年金扶養比率の被保険者数を被保険者の標準報酬総額に、受給(権)者数を総合費用に置き換えたものとみれば、制度の成熟状況を金額ベースで表したものと言える。ただし、年金扶養比率とは逆に、総合費用率は制度の成熟と共に上昇する。なお、自営業者等を対象とする国民年金については、報酬の概念がないことから総合費用率は作成できない。

2-4-12 総合費用率の計算式における分子の総合費用を、基礎年金以外に関する支出(以下、「独自給付費用」という)と基礎年金に関する支出(以下、「基礎年金費用」という)に分解する。

$$\text{独自給付費用} = \text{総合費用} - \text{基礎年金拠出金(国庫} \cdot \text{公経済負担分除く)}^{50}$$

$$\text{基礎年金費用} = \text{基礎年金拠出金(国庫} \cdot \text{公経済負担分除く)}$$

独自給付費用率は独自給付費用の標準報酬総額に対する比率、基礎年金費用率は基礎年金費用の標準報酬総額に対する比率であり、独自給付費用率と基礎年金費用率は総合費用率を分解したものである。

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{独自給付費用}}{\text{標準報酬総額}} \times 100 = \frac{\text{総合費用} - \text{基礎年金拠出金} \left(\begin{array}{l} \text{国庫} \cdot \text{公経済} \\ \text{負担分除く} \end{array} \right)}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{基礎年金費用率} = \frac{\text{基礎年金費用}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$= \frac{\text{基礎年金拠出金(国庫} \cdot \text{公経済負担分除く)}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

⁴⁹ 実質的な支出には追加費用を含まない(用語解説「実質的な支出」の項を参照)。

⁵⁰ 基礎年金拠出金(国庫・公経済負担分除く)としているのは、国庫・公経済負担の中に基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担分が含まれているからである。

2-4-13 ここで、被用者年金の一元化に伴い、被用者年金は厚生年金相当部分までが財政的に一元化され、共済組合等の職域加算部分は廃止されたことから、平成27(2015)年度報告書から、従来「厚生年金相当部分に係る総合費用率」としていたものを「総合費用率」と、従来「厚生年金相当部分に係る独自給付費用率」としていたものを「独自給付費用率」と再定義する。

2-4-14 厚生年金計の総合費用率とその分解は図表2-4-5のとおりである。平成27(2015)年度の総合費用率は19.8%、うち独自給付費用率は14.8%、基礎年金費用率は5.0%である。平成26(2014)年度と比べると、総合費用率は0.2ポイント低下しており、その内訳は、独自給付費用率が0.3ポイントの低下、基礎年金費用率が0.1ポイントの上昇となっている。

図表2-4-5 厚生年金計の総合費用率（従来の「厚生年金相当部分に係る総合費用率」とその分解

| 年度 | 総合費用率 | 独自給付費用率 | 基礎年金費用率 |
|----------|-------|---------|---------|
| 平成(西暦) | % | % | % |
| 20(2008) | 18.7 | 13.6 | 5.2 |
| 21(2009) | 19.7 | 14.9 | 4.8 |
| 22(2010) | 20.3 | 15.2 | 5.2 |
| 23(2011) | 20.0 | 14.9 | 5.1 |
| 24(2012) | 20.1 | 15.4 | 4.7 |
| 25(2013) | 20.2 | 15.4 | 4.8 |
| 26(2014) | 20.0 | 15.0 | 4.9 |
| 27(2015) | 19.8 | 14.8 | 5.0 |
| 対前年度増減差 | | | |
| 21(2009) | 1.0 | 1.4 | △0.4 |
| 22(2010) | 0.6 | 0.2 | 0.4 |
| 23(2011) | △0.3 | △0.3 | △0.1 |
| 24(2012) | 0.1 | 0.5 | △0.3 |
| 25(2013) | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| 26(2014) | △0.2 | △0.4 | 0.2 |
| 27(2015) | △0.2 | △0.3 | 0.1 |

注1 総合費用率及び独自給付費用率は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。

注2 国共済、地共済及び私学共済の被用者年金一元化前に受給権が発生した年金給付については職域加算部分を除いた厚生年金相当部分の推計値である。

3 保険料比率及び収支比率

(1) 保険料比率

2-4-15 保険料比率は、保険料収入の総合費用に対する比率であり、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない分(総合費用)について、同一年度の保険料収入でどの程度まで賄えるかを示した指標である。

$$\text{保険料比率} = \frac{\text{保険料収入}}{\text{総合費用}} \times 100 = \frac{\text{保険料収入}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}} \times 100$$

保険料比率が100%以上ならば、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入だけで賄えているが、100%未満になると、運用収入等、他の収入も用いなければならない状況にある。

2-4-16 ここで、平成27(2015)年度の共済組合等の保険料収入について、年度前半の長期経理の保険料収入の総額を、総合費用(厚生年金相当部分)と職域加算部分に係る総合費用で按分したものを、年度前半の厚生年金相当部分の保険料収入とみなした上で、厚生年金保険経理の保険料収入と合算したものとしているのは、2-3-3と同様である。

2-4-17 平成27(2015)年度の保険料比率は、**図表2-4-6**のとおり、厚生年金計で87.0%、国民年金(国民年金勘定)で98.1%となっている。いずれも、実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない分が保険料収入より多くなっており、運用収入や積立金の取崩し等により財源を補わなければならない状況となっている。

2-4-18 国民年金(国民年金勘定)の保険料比率は、74.1%にまで低下していた平成20(2008)年度までの状況から一転し、平成21(2009)、22(2010)年度は大幅に上昇し、平成22(2010)年度には100%を大きく上回る水準となった。これには、基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げに加え、平成20(2008)年度に係るマイナスの精算額の影響を受けた平成22(2010)年度における決算ベースの基礎年金拠出金の大幅な減少⁵¹も大きく影響しており(2-3-21参照)、平成22(2010)年度の保険料比率は本来より高い水準となっていた。平成24(2012)年度は、精算額が小さくなり、決算ベースの基礎年金拠出金が大きく増加⁵²したこと等から、保険料比率は25.9ポイントの大幅な低下となった。平成25(2013)年度以降は、再び上昇に転じている。

⁵¹ 平成22(2010)年度の国民年金(国民年金勘定)の基礎年金拠出金(決算ベース)は、対前年度で22.0%減少した(長期時系列表(4)の8(1)を参照)。

⁵² 平成24(2012)年度の国民年金(国民年金勘定)の基礎年金拠出金(決算ベース)は、対前年度で24.3%増加した(長期時系列表(4)の8(1)を参照)。

(2) 収支比率

2-4-19 収支比率は、総合費用の「保険料収入＋運用収入」に対する比率である。

$$\begin{aligned} \text{収支比率} &= \frac{\text{総合費用}}{\text{保険料収入} + \text{運用収入}} \times 100 \\ &= \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}}{\text{保険料収入} + \text{運用収入}} \times 100 \end{aligned}$$

収支比率が100%以下ならば、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入と運用収入で賄っているが、100%を超えると、積立金の取崩し等、それ以外の財源が必要な状況にある。

2-4-20 ここで、平成27(2015)年度の共済組合等の保険料収入の算出方法は、2-3-3と同様である。

2-4-21 また、平成27(2015)年度の共済組合等の運用収入は、2-3-3同様、長期経理の運用収入の額を、積立金の概算仕分けにおける厚生年金保険経理に仕分けられた積立金と経過的長期経理に仕分けられた積立金で按分したものを、年度前半の厚生年金相当部分の運用収入とみなした上で、厚生年金保険経理の運用収入と合算したものである。

2-4-22 平成27(2015)年度の収支比率（時価ベース）は、**図表2-4-6**のとおり、厚生年金計で141.6%、国民年金（国民年金勘定）で131.6%あり、いずれも100%を上回っていることから、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入と運用収入で賄うことができていない状況である。厚生年金計は平成26(2014)年度の旧厚生年金（実績推計）の収支比率より大きく上昇し、国民年金（国民年金勘定）でも平成26(2014)年度より大きく上昇している。これは、平成27(2015)年度の運用収入がマイナスであった影響が大きい。

図表 2-4-6 保険料比率及び収支比率の推移

| 年度 | 保険料比率 | | | 収支比率 | | |
|-----------|-------|-----------------|------------------|-------|-----------------|------------------|
| | 厚生年金計 | 旧厚生年金 (実績推計) | 国民年金 (国民年金勘定) | 厚生年金計 | 旧厚生年金 (実績推計) | 国民年金 (国民年金勘定) |
| 平成(西暦) | % | % | % | % | % | % |
| 17 (2005) | | 75.5 | 85.7 | | 88.5 | 87.6 |
| 18 (2006) | | 77.7 | 79.1 | | 104.1 | 109.8 |
| 19 (2007) | | 79.2 | 78.1 | | 148.5 | 153.5 |
| 20 (2008) | | 79.1 | 74.1 | | 196.7 | 204.2 |
| 21 (2009) | | 76.4 | 93.8 | | 98.7 | 81.3 |
| 22 (2010) | | 76.3 | 125.8 | | 137.5 | 80.4 |
| 23 (2011) | | 80.1 | 106.5 | | 108.2 | 85.0 |
| 24 (2012) | | 82.2 | 80.6 | | 85.6 | 85.5 |
| 25 (2013) | | 84.0 | 85.9 | | 84.8 | 82.6 |
| 26 (2014) | | 86.5 | 96.8 | | 71.0 | 64.3 |
| 27 (2015) | 87.0 | | 98.1 | 141.6 | | 131.6 |
| 対前年度増減差 | | | | | | |
| 18 (2006) | | 2.1 | △6.7 | | 15.5 | 22.2 |
| 19 (2007) | | 1.5 | △1.0 | | 44.4 | 43.7 |
| 20 (2008) | | △0.0 | △4.0 | | 48.2 | 50.7 |
| 21 (2009) | | △2.7 | 19.7 | | △98.0 | △123.0 |
| 22 (2010) | | △0.1 | 32.1 | | 38.8 | △0.9 |
| 23 (2011) | | 3.8 | △19.4 | | △29.3 | 4.6 |
| 24 (2012) | | 2.0 | △25.9 | | △22.7 | 0.5 |
| 25 (2013) | | 1.9 | 5.3 | | △0.8 | △2.8 |
| 26 (2014) | | 2.5 | 10.9 | | △13.8 | △18.3 |
| 27 (2015) | | | 1.3 | | | 67.3 |

- 注1 旧厚生年金(実績推計)及び厚生年金計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。
- 注2 国共済、地共済及び私学共済の被用者年金一元化前に受給権が発生した年金給付については職域加算部分を除いた厚生年金相当部分の推計値である。
- 注3 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済の被用者年金一元化前の保険料収入は、厚生年金相当部分の推計値である。
- 注4 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済の被用者年金一元化前の運用収入は、長期経理の運用収入を被用者年金一元化に伴う積立金の概算仕分けを用いて按分した推計値である。
- 注5 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

4 積立比率

2-4-23 積立比率は、前年度末積立金の当該年度の総合費用に対する比率であり、前年度末の積立金が、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない分の何年分に相当するかを表す指標である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{総合費用}} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}$$

各年度の積立比率は、その前年度末の積立金の水準を反映したものであり、当年度の運用実績は反映されないことに留意する必要がある。例えば平成 27(2015)年度の積立比率は、平成 26(2014)年度末積立金を基に算出され、平成 27(2015)年度中の運用実績は反映されない。

2-4-24 ここで、共済組合等の平成 26(2014)年度末の積立金は、単年度収支状況（厚生年金相当部分の推計）から算出した推計値である。

2-4-25 平成 27(2015)年度の積立比率(時価ベース)は、**図表 2-4-7** のとおり、厚生年金計では 5.2、国民年金（国民年金勘定）では 7.5 となっている。厚生年金の実施機関別ではおおむね同程度となっている。

図表 2-4-7 積立比率（時価ベース） —平成 27(2015)年度—

| 年度 | 厚生年金 | | | | 国民年金 (国民年金勘定) (実績推計) | |
|---------------------|------|-----------------|-----|-----|----------------------------|------|
| | 計 | 旧厚生年金 (実績推計) | 国共済 | 地共済 | | 私学共済 |
| 平成(西暦) 27 (2015) | 5.2 | 5.2 | 5.2 | 5.4 | 5.2 | 7.5 |
| 対前年度増減差 | | | | | | |
| 27 (2015) | | 0.4 | | | | 1.1 |

注 1 旧厚生年金（実績推計）及び厚生年金計は、厚生年金基金が代行している部分及び国庫負担繰延額を含めた

注 2 国民年金(国民年金勘定)（実績推計）は、国庫負担繰延額を含んだ推計値である。

注 3 国共済、地共済及び私学共済の被用者年金一元化前に受給権が発生した年金給付については、職域加算部分を除いた厚生年金相当部分の推計値である。

注 4 平成27(2015)年度の積立比率算出における国共済、地共済及び私学共済の積立金は、単年度収支状況（厚生年金相当部分の推計）から算出した前年度末積立金（推計値）である。

注 5 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

2-4-26 図表 2-4-8 は積立比率（時価ベース）の推移である。国民年金（国民年金勘定）の積立比率（時価ベース）は、平成 26(2014)年度に比べて大きく上昇している。これは、平成 26(2014)年度の好調な運用環境を受けて平成 26(2014)年度末積立金の額が増加した一方、国民年金第 1 号被保険者数の減少に伴う基礎年金拠出金の減により国民年金（国民年金勘定）の総合費用が減少したためである。

図表 2-4-8 積立比率（時価ベース）の推移

